

327

832

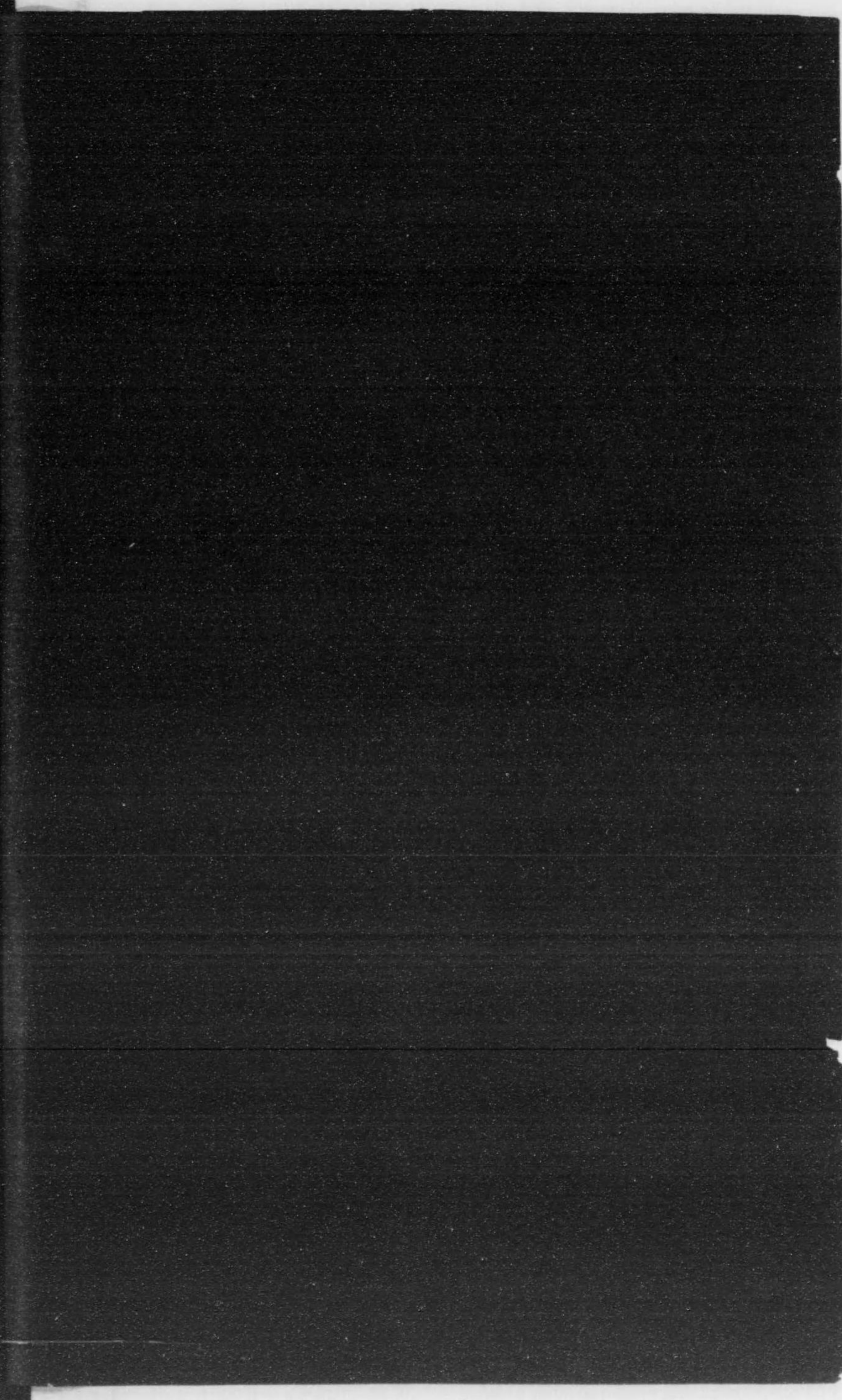
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始



伊具郡史

完



327-832



伊具郡史

前海軍大臣男爵 齋藤實閣下題辭
 東北帝國大學總長 理學士 北條時敬先生題辭
 宮城縣立角田中學校長 理學士 長村作馬先生序
 法學士 早速利彦君序
 市町村史發行社長 渡部義顯君著

完

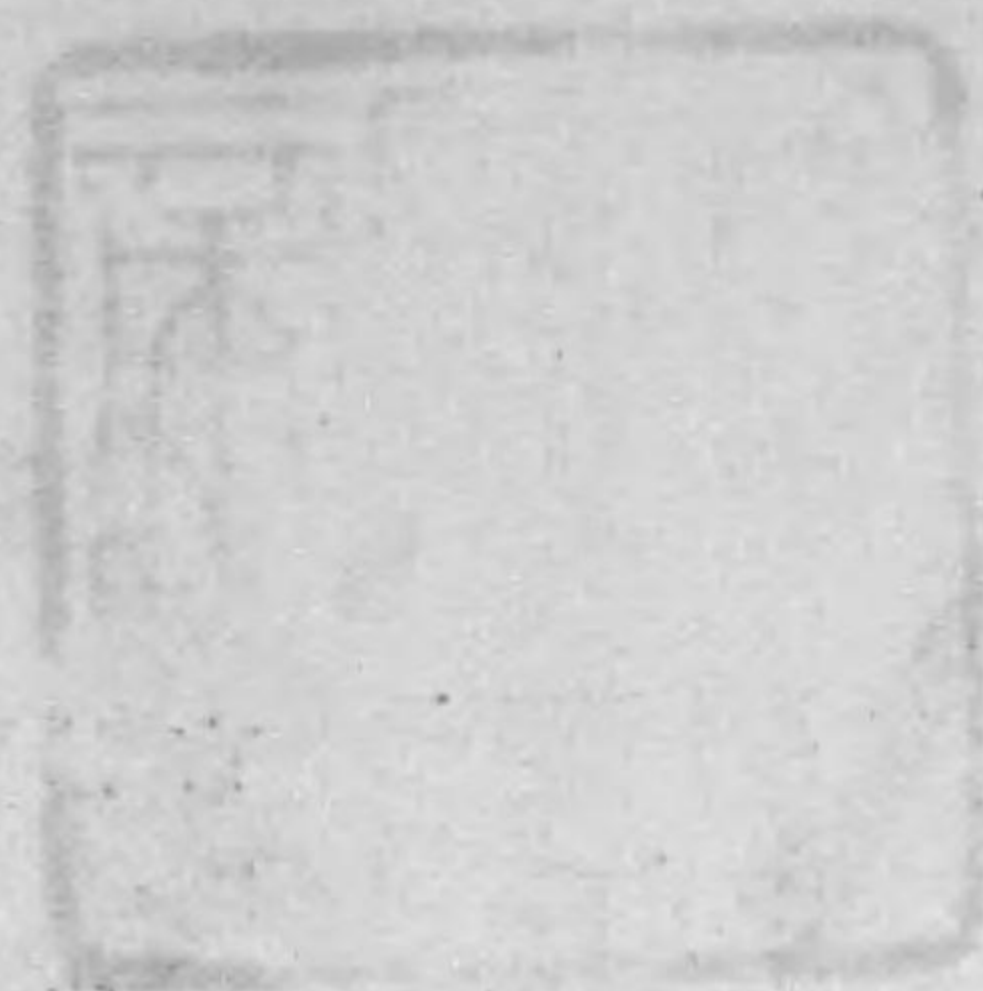
大正
 5. 5. 17
 内交

仙臺 東北書院藏版

变化兴废
纸面踳如



男爵齋藤書閣下題辭



為海部義賢氏題

齋藤康庵



山

川

大正五年三月題

時敬



東北帝國大學總長北條時敬閣下

伊具郡史序

宮城縣立角田中學校長 理學士 長村作馬君

伊具郡は往昔仙臺藩伊達氏鎮衛を置き仙南の鎖鑰と成してより民政緒に就き降て王政維新に至り廢藩置縣以來教化普く邊陲に及び農商工の業日に月に進み以て今日に馴致し已に中等教育の設備成り重要國産たる蠶絲業亦旺盛ならんことす。

凡そ事其現在の狀を瞥之れを過去に徴せずんば深く其實を察する能はず其隆盛の態を見て之が原因を究めずんば何を以て良く其眞を知らん此れ史實の無かる可からざる

所以なり。

北海道伊達村の人渡部義顯君頃者來りて其著す所の伊具郡史を出し序を予に請ふ受けて之を見るに其記述する所地理の變遷歴史の沿革より政治經濟教育農商工等凡百の事細大遺す所なし是れ所謂過去に徴し原因を究むるに於て材料を爲すに足ものなり予茲に於て其請に應じ卷頭に書して以て序を爲す。

大正五年三月上浣

理學士 長村作馬識

伊具郡史序

法學士 早速利彦君

凡そ産業的施設を云はず人文の開発を云はず苟も一國一地方の根本的政策を確立せんと欲せば必ずや先づ其郷土の史誌を闡明せざるべからず之れ郷土史の研究の一日も忽諸に附すべからざる所以なり。

元亘理郡の人渡部義顯君東北振興の一策として東北史を編纂し以て北日本の發達に資する所あらんとす近者舊仙臺藩領土に屬する伊具郡の編纂成り來て序を予に求む受けて之を見るに専ら産業を本位とせる經濟的觀察に加ふるに地理歴史其他名勝舊跡等各般の事項を輯録して殆ど

餘蘊あることなし渡部君嘗て北海道の拓植事業に貢献せんとして北方之富源。室蘭大觀。北海道遊覽案内。當別村史。小樽區史等の著あり今又東北振興の一助として此著あり著者の志や多きすべく本郡利用開發の上に資すること又鮮少なからざるべし著者予に語て曰く東北の發展を策するにハ劈頭先づ温古知新の覺悟なかるべからず之れ此著ある所以なりと予や伊具郡出身の一介士多年江湖に放浪して初めて這個郷土史に接す低徊慕々多少の感なからず乃ち喜んで一言を序すと云爾。

東京九段

早速利彦識

大正五年三月

伊具郡史自序

著者 渡部義顯君

試みに日本の地圖を繙けば磐城國の東北端に偏在し其の形狀恰も盆地に似たるもの問はずして何人も伊具郡たるを知る顧みれば此地の隣接地たる刈田郡は今より數十年前まで其の郡名も世人の記憶に止まらず萎微として振はざりしが其の白石町の如きは近年長足の進歩を爲し將に福島を凌駕せんとするの趨勢を示し來りたる反對の程度に伊具郡は逐年衰退の悲運に傾きつつあるかの如く思惟せらる刻下本郡の状態は果して如何往年一箇年の生産額三百萬圓乃至三百五十萬圓を上下せしことありしも最近の統計に之を徴すれば一箇年の生産額二百五十萬圓乃至三百萬圓を上下するの状態に在り邦家の爲め憂ふべき所なり。

纏つて宮城縣下の状況を觀察するに近き將來に於て鹽釜灣の築港完成し阿武隈川浚渫工事が吾人の希望の如く實現するに至らば本郡が始めて河水の漲溢を免れ加ふるに其の交通運輸に就ても阿武隈川の利用發達し汽船に帆船に其の出入敏繁となり一方に於ては全國無比と稱せらるる山田産の石材は勿論丸森江尻等に産する石材の販路も亦漸く發達し南は東京を始めとし北は北

海道及樺太の諸國に至る迄需用擴大し隨て各種の商取引増加するのみならず本郡の特産物たる柿の販路も自ら擴まり之と共に桑苗及蠶種製造業も彌々發達し地の理と阿武隈川水蒸氣の賜ものに浴する天惠の本郡の蠶絲業も天の時を得て獨占的の發展を來すべく而して廣袤二十六方里の地田園數里に連なり山は乃ち森林に富み野は穀菽良く稔り地下又有用なる無限の鐵鑛及石炭鑛等を藏し加之天與の石材と山林の利益を包藏せる本郡の生産力は頓に今日に倍蓰し隨て諸般の事業漸く勃興し繁榮日に加はり庶民堵に安んじ一躍仙南の重鎮として雄姿を縦まにすることを得んか然れども退いて稽ふるに近時地方記録の公刊せられたるもの其の數甚だ多し而かも其の内容に至りては廣告的記事多くして利源開發等に資するの料に乏すと云ふ之れ實に地方開發上の一大障礙にして往往世人の爲めに誤解を招かるるの原因も亦此點に存す吾人深く概するあり東北振興の一策として東北史を編纂し以て裏日本の發達に資する所あらんとす。

客歲夏宮城縣知事俵孫一君の北海道廳長官として赴任せらるるの時に方り吾人は東北史編纂の初歩として宮城縣史編纂の目論見ありたり其の要は宮城縣と北海道の關係を密接ならしめて以て相互の福利を増進せしむるにあり而して新任俵北海道廳長官の意も亦茲にありと云ふ吾人は此意を以て客歲中急遽仙臺に來り種種調査するところあり爾來瓢然去りて伊具郡内を跋渉し劈

頭先づ阿武隈川名の起源を研究せん爲め亙理郡荒濱より伊具郡耕野村猿跳の地に至るまで亙理名取柴田伊具四郡に於ける阿武隈川沿岸の地を踏破すると共に伊具郡名の由來も亦記録に案じ實地に探り或は各階級の人人に就て専心調査の結果遂に之を知るを得たり而して伊具郡一圓の地理及歴史生産經濟其他百般の實情も亦實地に視記録に探り傳説に徴し日夜渾身の努力を注ぎ其の稿漸く成る然れども尙ほ刈田柴田亙理等三郡史の編纂半ばに在り爲めに反閲校訂するの暇なく剗刻に附せり故に遺漏のあるべきは勢ひの免れざる所之を以て完璧と稱すべからずと雖も伊具郡趨勢の一斑を知るの榮と爲すを得ば著者の幸榮之れに過ぐるものなし上梓に際し聯か所感を述べて以て自序となす。

大正五年三月下浣

東京芝愛宕下町舊仙臺藩邸の邊に於て

著者 如水 識す

例言

- 一、宮城縣の天地は之を廣く世に紹介せざるべからず就中仙南四郡の地は歴史的趣味極めて深く仙南と北海道の關係は亦研究すべき史料豊富なり拓地植民事業の爲め宮城縣より已に三名の男爵華族を出したり又同事業の爲めに從六位に叙せられたる者一人及び同上の爲め藍綬褒章を下賜せられたる者二人を出だせり北海道拓植事業の爲め府縣人中藍綬褒章を下賜せられたるもの其の數少からずと雖授爵及び叙位の御沙汰に浴したるもの獨り宮城縣人あるのみ故に同縣下の歴史其他調査の必要あり此意義に於て有志者の參考となり聊かなりとも伊具郡の文化に裨益するものあらしめんことを期し成るべく郡勢を詳かにせんが爲め産業經濟教育等各般の事項を網羅せり。
- 一、本書中主なる統計は宮城縣廳及諸官公署の調査に係るものにして多くは大

正二三年のものどす稀れには大正四年のものを掲ぐ。

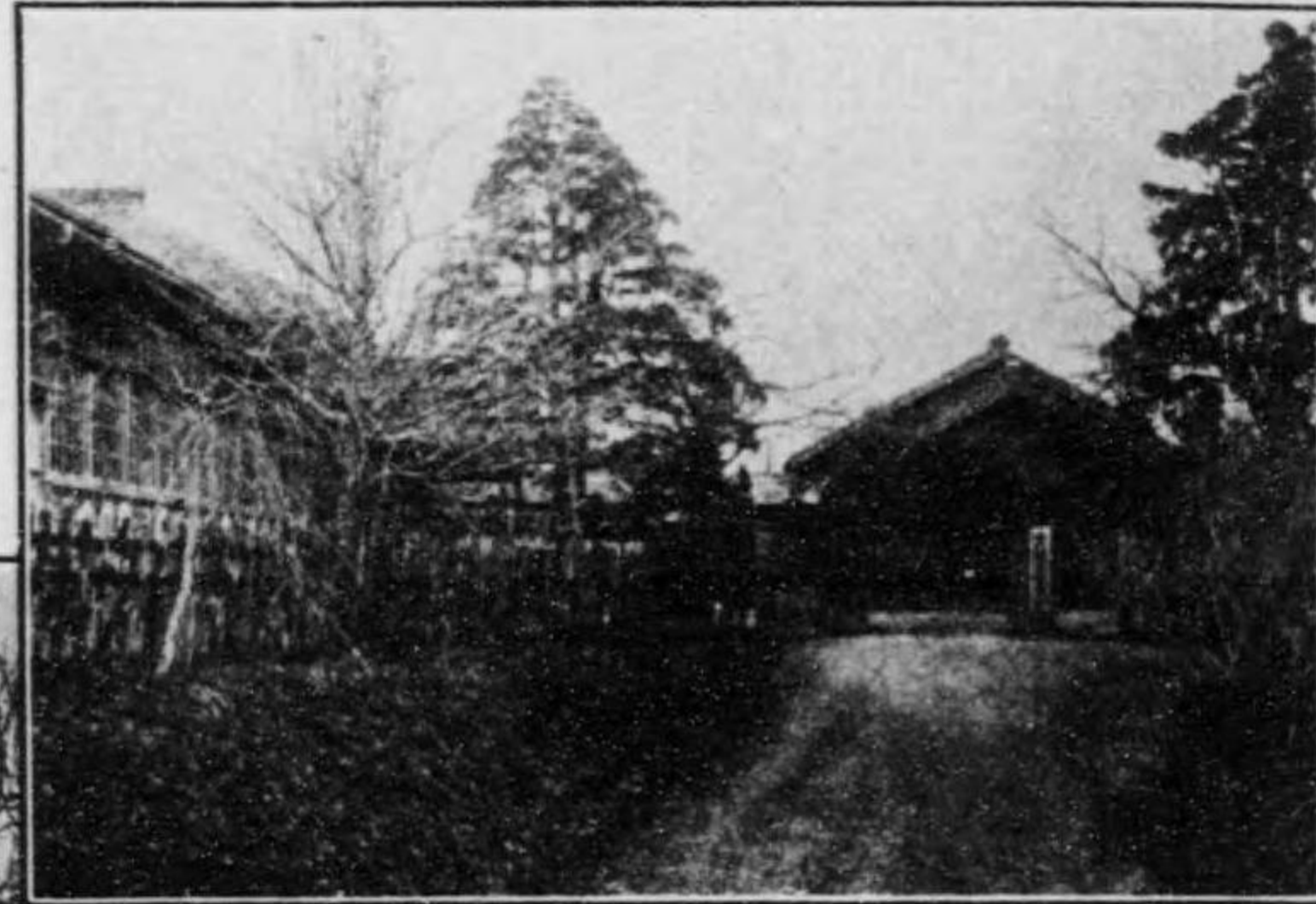
- 一、本書編纂に當り資料乏しく斷簡零楮得るに隨て之を輯め口碑傳説聽くがままに之を録し其の結了を急ぎしを以て文體一定せず粗漏誤脱杜撰等の誦は固より免れざる所なり只之に依りて伊具郡の過去及現在の大體を知り又將來嚮ふ所を略ぼ窺ふことを得ば予の望み足れり。
- 一、本書は出版を急ぎたるを以て殆ど反閲校訂する能はずして梓に上ばせり完全なる伊具郡史は他に編者其の人あらん尙ほ亦修正増補を加へ後日完璧として出版するの時なしとせず讀者之を諒せられよ。
- 一、本書卷末に掲載したる諸氏は伊具郡史編纂の急務なるを賞讃せられたる有志にして編纂上有益なる談話其他書冊記録類の貸與等多大の助力を與へられ且つ一本の購讀を申込まれたり本書の成る一に諸君同情の賜なりとす故に芳名を録して謝意を表す。

一、小齋村小齋小學校窪田訓導及西根村毛萱小學校訓導兼校長小梨實先生等熱心に本史の出版に同意を表せられ資料として右兩村の郷土誌其他を供給せらる同先生等の愛村心の深きと職務上責任を重せられたる動作に至りては多くの教育家中稀れに見る所なり茲に謝意を表す。

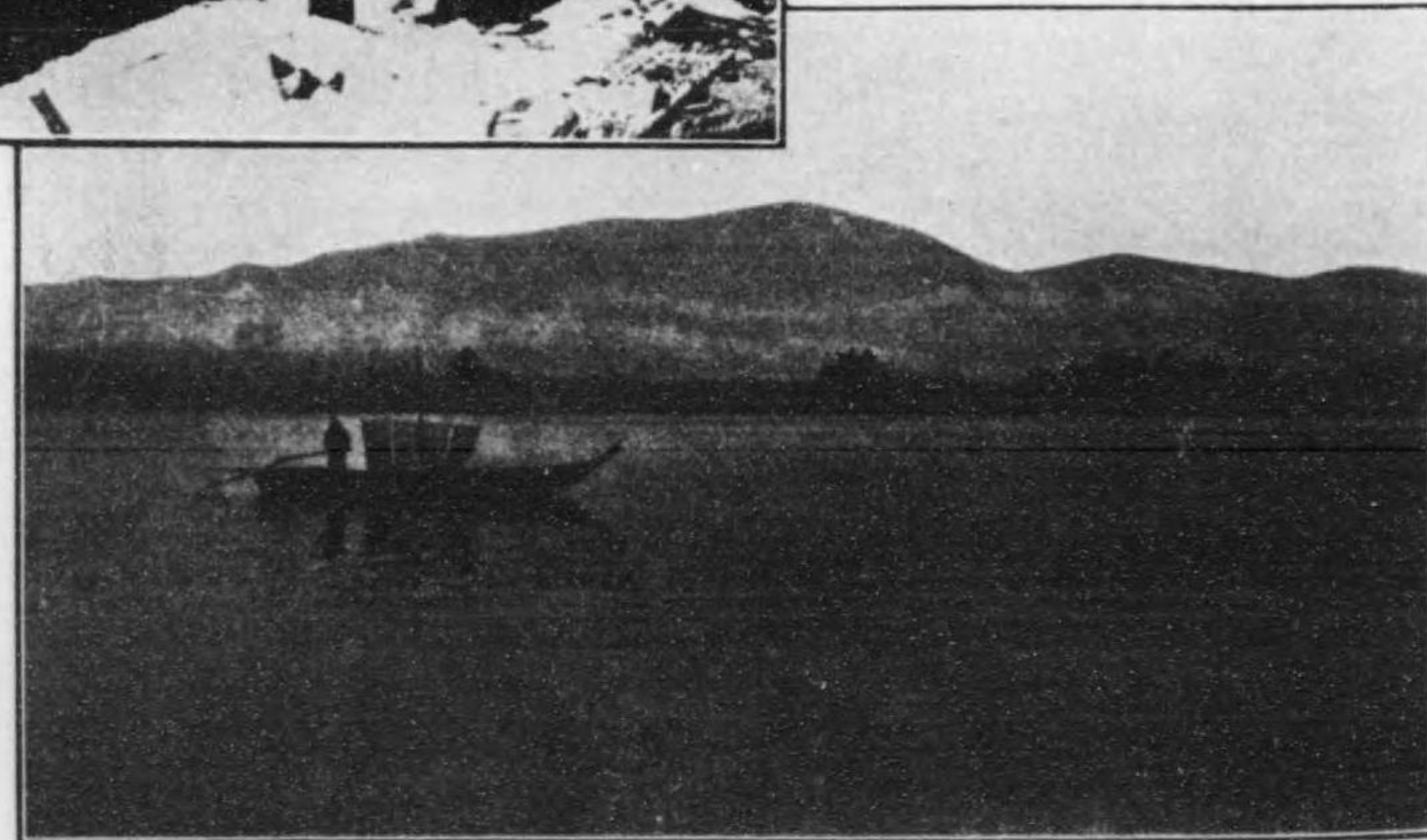
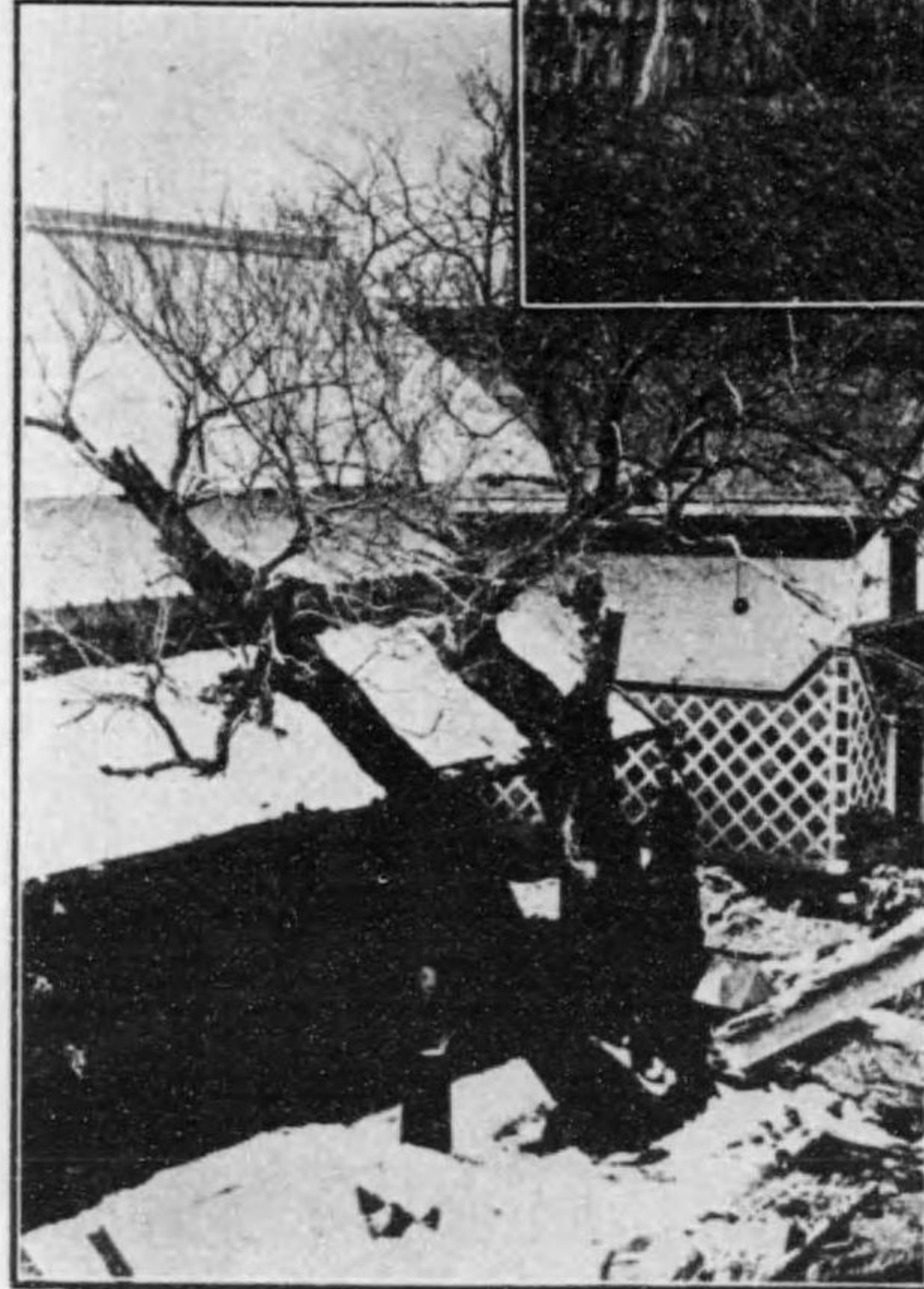


贈正三位 陸奥鎮守府將軍 伊達政宗公像
(仙臺藩祖)

宮城縣立角田中學
(町田角) (趾城牛臥)

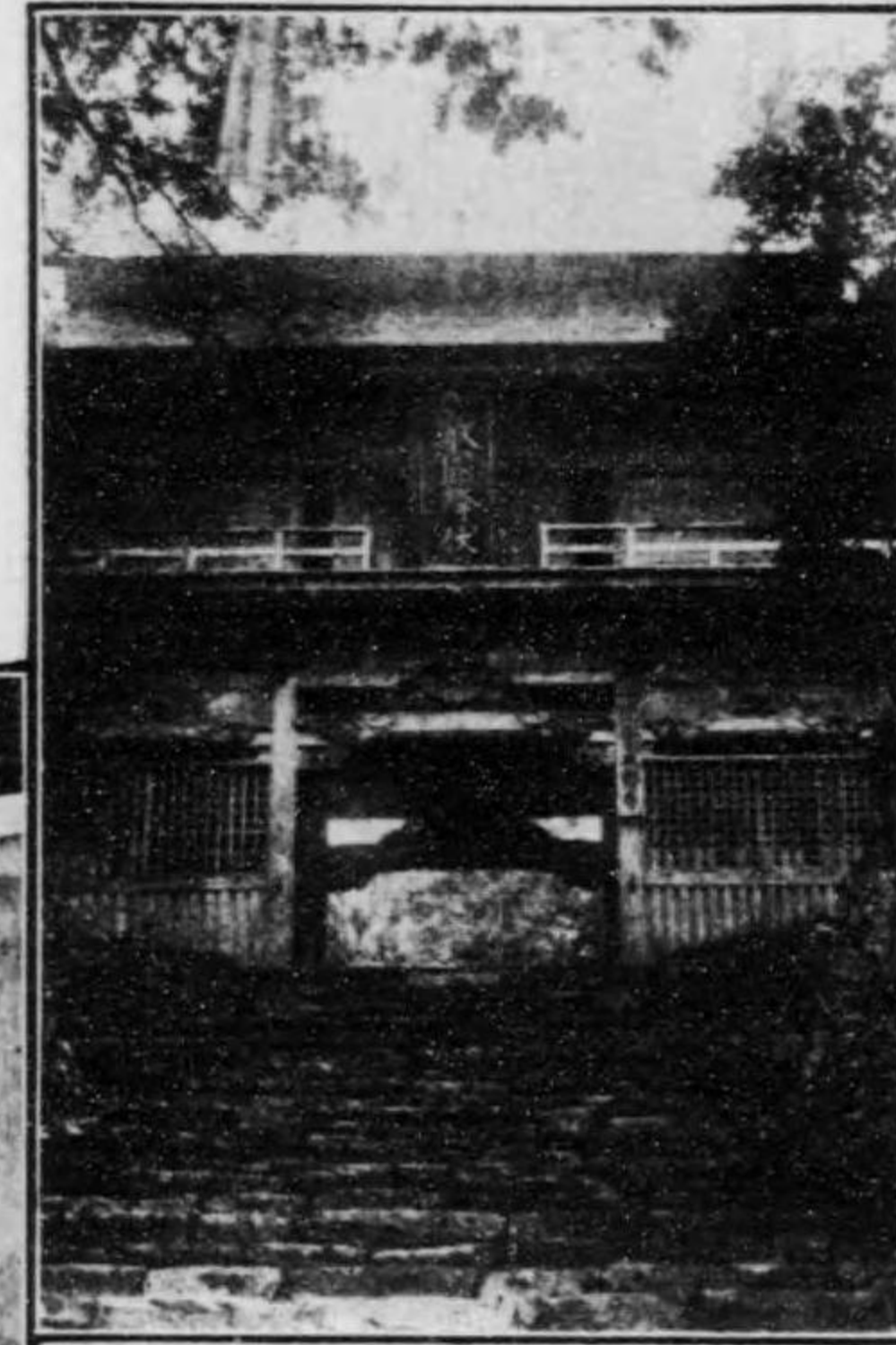


大桑樹
(年百五齡樹)
(餘丈三高餘丈一圍周)
內庭氏治豐澤半山館



阿武隈川 (郡具伊國城盤)

八幡社 (町田角)



勅題
(村根西) 筆眞御皇天峨嵯

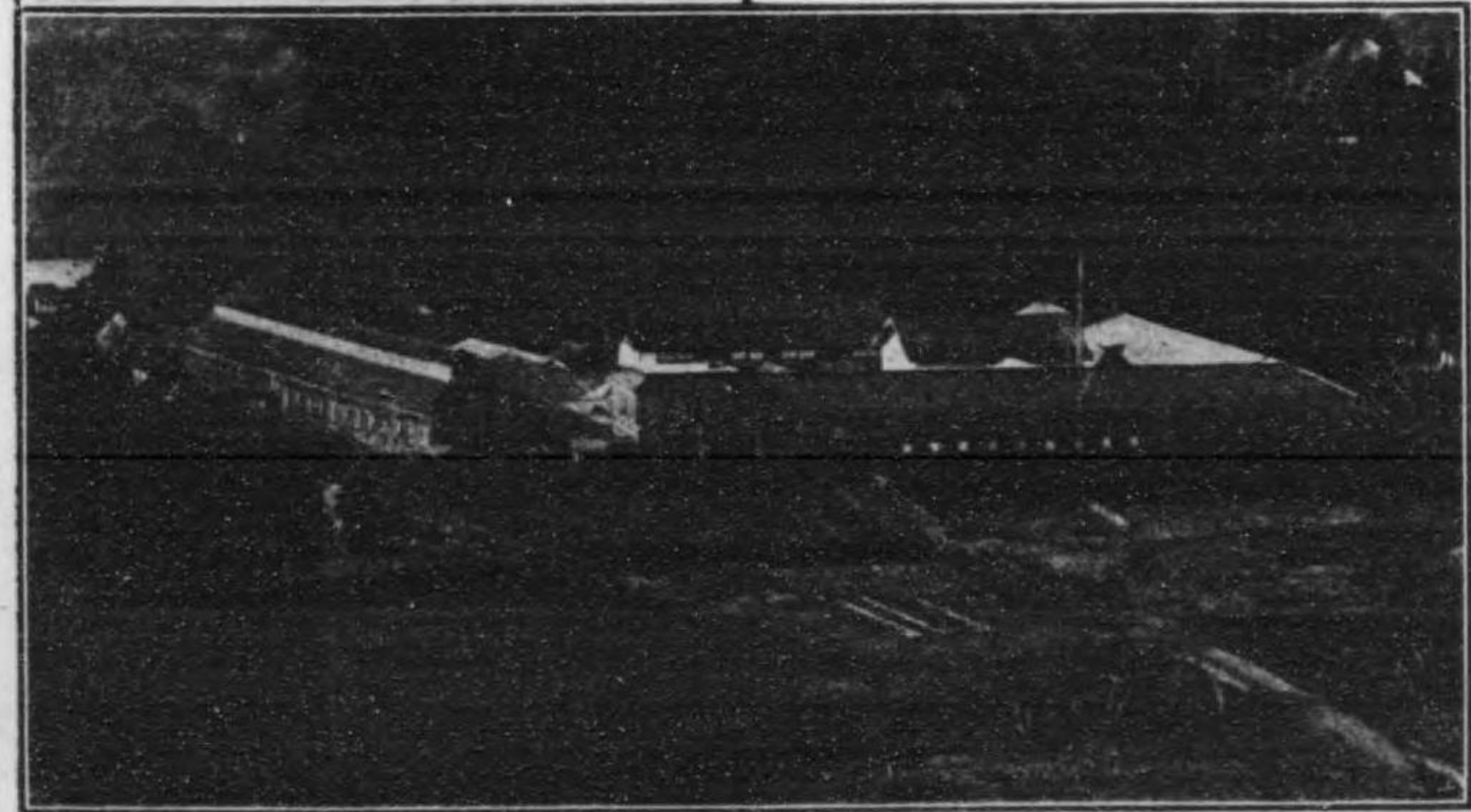


高藏寺阿彌陀堂 (村根西)
(物建特府政)

(村根西) 作一德釋尊本寺藏高
(六 丈)



代時倉鎌尊本
(村根西) (六 丈)



(町山金) 景全場絲製野佐

伊具郡史目次

卷首	題辭其他編纂の順序次の如し	一
題辭	男爵齋藤實閣下 理學士北條時敬先生	一
序文	理學士長村作馬先生 法學士早速利彦君 著者渡部義顯	五
例言	著者渡部義顯	一〇
肖像	仙臺藩祖伊達政宗公	一
寫真版	八幡社 嵯峨天皇御眞筆 佐野製絲場 高藏寺 本尊釋一作 本尊鎌倉時代 高藏寺阿彌陀堂 角田中學校 桑樹 阿武隈川	三
第一編	土地。氣象。沿革 (上卷)	一
第一章	總論	一
第二章	土地	二
第一節	地理 面積廣袤 位置 地勢 河流 山嶽	二
第二節	官有地	三
第三節	民所有租地	四
第四節	民有免租地	五
第五節	行政區畫	六
第六節	町村區畫	七
第三章	氣象	一六

第一節緒論 第二節氣温及降雨其他 第三節河川流域降水量
 第四章 伊具郡沿革……………一八
 第一節王朝時代の伊具郡 第二節伊具郡に於ける小田原戦争前後の城主
 第三節藩制時代の伊具郡 第四節維新以後の伊具郡
 第二編 戸口。農。蠶絲。牧。工。林。鑛。漁。商業
 第五章 戸口……………二六
 第一節戸數及人口 第二節戸出入 第三節戸口町村別 第四節本籍人中兵卒 囚人 懲治人及在外國者 第五節現住人口の生産的不生産的年齡別 第六節現住人口成年者未成年者別 第七節現住戸數の職業別 其の二 其の三 第八節 北海道移住者 第九節本籍人口の動態及現住人口の死産 其二本籍人口の就除籍國籍得喪失跡
 第六章 産業……………三〇
 第一節緒論 第二節農業 第三節農戸數及小作人 第四節 農業戸數
 第五節 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農業戸數 第六節田作付狀態 第七節畑作付狀態 其二間作又は再度作以上 第八節宮城縣米作

豫想高：伊具郡狀況 第九節米作被害反別 第十節米作付反別及收穫高
 第十一節米穀検査 第十二節麥產額 第十三節食用農産物：穀菽：其二芋類 第十四節特用農産物 第十五節綠肥用作物産額 第十六節果實産額 第十七節茶畑製茶産額 第十八節漆樹及漆液産額
 第七章 蠶業……………三二
 第一節緒論 第二節蠶業の狀態 第三節桑樹の分析 第四節桑畑反別
 第五節養蠶戸數：其一掃立枚數別戸數 第六節繭産額(其一)春蠶(其二)
 第八章 製絲……………三八
 第一節緒論 第二節蠶絲製造戸數 第三節蠶絲類産額(其一)器械製絲(其二)座繰製絲(其三)玉絲 第四節其繭産額 第五節蠶絲製造高 第六節蠶種検査成績
 第九章 牧畜……………四二
 第一節緒論 第二節牛頭數 第三節馬頭數 第四節産豚及斃豚頭數 第五節家禽飼養戸數及羽數 第六節採卵高及産禽高
 第十章 工業……………四五

第一節工場所在地及持主名：(其一)設備及従業人員 第二節機業戸數機
 臺及機織工數：(其二)絹織物 第三節煉瓦及瓦産額 第四節酒類醸造
 高 第五節醬油味噌産額

第十一章 林業……………七

第一節緒論 第二節保安林箇所及面積 第三節公有社寺有私有林箇所
 及面積 第四節林産物價額 第五節木炭産額

第十二章 工業……………六

第十三章 漁業……………六

第一節漁戸及漁人 第二節漁船(日本形船) 第三節淡水漁獲物

第十四章 商業……………三

第一節會社數 第二節會社の資本金額 第三節會社の組織 第四節銀行
 の株主數及株券金高 第五節農工銀行貸付金 第六節郵便爲替 第七節
 蠶絲類及眞綿相場 第八節繭相場 第九節産業組合組織 第十節産馬牛
 組合 第十一節 重産物産同業組合

第三編 神社。宗教。教育兵事。衛生。交通

第十五章 神社及宗教……………六

第一節神社及神職 第二節寺院及住職 第三節神佛道教務所及講義所
 第四節基督教

第十六章 教育……………六

第一節緒論 第二節伊具郡小學校兒童出席歩合 第三節伊具郡小學校兒
 童學業成績 第四節伊具郡町村小學校教員 第五節伊具郡町村立小學校
 教員俸給別人員：其一、其二：(高等科教授本科正教科)：其三：(專科正
 教員)其四(代用教員) 第六節伊具郡學齡兒童總數 第七節伊具郡學齡
 兒童の就學 第八節伊具郡學齡兒童の盲啞 第九節伊具郡町村立小學校
 數學級教員兒童數 第十節町村立小學校の兒童及入學卒業兒童數 第十
 一節宮城縣立角田中學校沿革 第十二節生徒教養の狀況 第十三節職員
 受持狀況 第十四節郡立角田實科高等女學校 第十五節高等女學校沿革
 及狀況

第三編 兵事。衛生。交通

第十七章 兵事……………六

第一節緒論 第二節陸軍軍人 第三節海軍軍人 第四節壯丁の體格検査
成績 第五節壯丁の教育程度 第六節海軍志願兵
第十八章 衛生…………… 八二
第一節緒論
第十九章 交通及運輸…………… 八三
第一節緒論 第二節街道里程 第三節角田馬車鐵道 第四節阿川の舟路
第五節著大橋梁 第六節郵便及電信 第七節電話 第八節電燈
第四編 議會。財産。租税
第二十章 議會及官公衙文書…………… 八六
第一節緒論 第二節政黨 第三節貴族院多額納税議員互選權を有する者
第四節衆議院議員選舉 第五節縣會議員選舉 第六節郡會議員選舉 第
七節郡會議員 第八節町村吏員 第九節町村會議員 第十節伊具郡役所
吏員
第二十一章 財産及貯蓄…………… 九四
第一節郡有財産 第二節町村公共組合財産 第三節町村備荒儲蓄物 第

四節郡債及水利組合債 第五節郵便貯金

第二十二章 租 税…………… 九六

第一節租稅負擔額 第二節國稅賦課額 第三節國稅徵收額 第四節縣稅……
其一(豫算) 其二(決算) 第五節町村稅(豫算) 第六節町村稅(決算)
第七節町村稅賦課率

第五編 財政。慈善。救濟。褒賞

第二十三章 郡町村歲入出…………… 一〇〇

第一節郡役所經費 第二節警察署費 第三節郡歲入出豫算(歲入) 第四
節郡歲入出豫算(歲出) 第五節臨時部 第六節歲出 第七節 歲入出豫
算歲入

第二十四章 慈善救濟及褒賞…………… 一〇一

第一節緒論 第二節罹災救助(水災) 第三節褒章 第四節日本赤十字社
員及年醜金額 第五節愛國婦人會員及會費

第六編 川名の起源。所領の變遷。生産狀況。伊具郡概観。治水

第二十五章 川名及郡名の起源…………… 一〇四

第一節阿武隈川名の由來 第二節伊具郡名の起源…所領の變遷 第一節
王朝時代と封建時代

第二十六章 伊具郡の生産狀況……………一〇七

第一節緒論 第二節生産物總價額累年比較 第三節生産收入額累年比較
第四節農産物價額郡統計 第五節畜産物價額郡統計 第六節林産物價額
郡統計 第七節工産物價額郡統計 第八節生産物價額及同收入額郡統計
第九節生産物價額町村別統計

第二十七章 伊具郡概観……………一一一

第二十八章 治水……………一二五

第一節緒論 第二節治水計畫……………一二五

第二十九章 伊具郡是……………一二六

第一節緒論 第二節産業郡是の一 第三節産業郡是の二(果樹栽培)

第七編 東北の飢饉。治水。郡是。結論。産業郡是

第三十章 東北の飢饉……………一二五

第一節明治三十八九年の凶作狀況 第二節水害狀況……………一二五

第八編 名勝及舊蹟。官衙及公署……………一二六

第三十二章 名勝及舊蹟……………一二六

第三十三章 古今の人物……………一二六

第三十四章 官衙及公署……………一二四

第九編 伊具郡村町志

第三十五章 角田町志……………一四六

第一節角田町沿革 第二節位置地勢及交通 第三節戸口及土地 第四節
角田館主の功業 第五節石川家系圖 第六節商事 第七節生産力 第八
節蠶業 第九節學事沿革 第十節角田小學校現況 第十一節 貧困兒童
救済 第十二節角田上水 第十三節神社 第十四節寺院 第四編主二代

第三十六章 館矢間村志……………一四六

第一節位置及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口及土地 第四節生産業

第五節學事 第七節名所古跡……………一四六

第三十七章 丸森町志……………一四九

第一節地勢及沿革 第二節戸口及土地 第三節生産力 第四節産業狀態

第五節神社及寺院 第六節名所舊跡

第三十八章 筆甫村志 一六

第一節位置及地勢 第二節沿革及交通 第三節戸口及土地 第四節經濟及生產力 第五節風紀及學事 一七

第三十九章 大内村志 一七

第一節本村沿革 第二節位置及地勢 第三節戸口及土地 第四節生二力 第五節殖林 第六節神社及寺院 第七節名所舊跡 一八

第四十章 金山町志 一八

第一節位置及地勢 第二節本町の沿革 第三節中島家系圖 第四節戸口及土地 第五節生產 第六節神社及寺院 第七節 名勝古蹟 一九

第四十一章 小齋村志 一九

第一節 位置及沿革 第二節 佐藤家系圖 第四節戸口及土地 第四節 生産と勸業 第五節神社 第六節 寺院 第七節舊趾 二〇

第四十二章 枝野村志 二〇

第一節位置及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口及土地 第四節生産狀 二〇

熊 第五節神社 第六節寺院 第七節名所舊跡

第四十四章 藤尾村志 二〇

第一節位置及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口及土地 第四節生産狀 熊 第五節神社 第六節寺院 第七節名所舊跡 二一

第四十三章 東根村志 二一

第一節位置及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口 第四節生産力 第五節神社及寺院 二二

第四十六章 櫻村志 二六

第一節位置及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口及土地 第四節生産力 第五節神社及寺院 二六

第四十五章 北郷村志 二七

第一節位置及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口及土地 第四節神社及寺院 二七

第四十六章 西根村志 二七

第一節位置及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口及土地 第四節 農事 二七

第五節口碑傳説 第六節神社及寺院 第七節名勝及古跡
 第四十七章 大張村志 三三
 第一節位地及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口土地及生産力 第四節
 交通及運輸 第五節神社及寺院 第六節村名の由來及傳説
 第四十八章 耕野村志 三六
 第一節位地及地勢 第二節本村沿革 第三節戸口及土地 第四節生産力
 第五節神社及寺院 第六節舊跡
 第十編 雜事。結論 三九
 第四十九章 結論 四〇
 第五十二章 雜事 四四
 第一節政府の決行すべき件 第二節郡民の決起を促すべき件 四四

伊具郡史目次終

伊具郡史

市町村史發行社長 渡部義顯著

第一編 土地氣象沿革〔上卷〕

第一章 總論

制度の變遷風教の興廢産業の盛衰等其の因て來る所を審かにするは之れ經世の要にして又郷土の舊蹟を存し遺風を欽し其の名稱を保つは愛國の源なりとす而して之が沿革を詳かにし之が情操を養ふには一に史に依らざる可からず史の重んずべきは敢て贅言を須むざるなり。

伊具の地廣袤二十六方里餘山野數里に連なり山は即ち森林に富み亦全國無比の石材を産し野は沃土穰穀殺菽能く稔り地下又有用なる無限の礦物を藏し田園夙に開け産物豊饒小村大邑相連なり由來富裕を以て稱せらる加之山紫水明景勝の地多く亦舊蹟尠ならず殊に角田町は其の中心に位し封建時代には仙臺藩支藩の館下として阿武隈川西部に於ける地頭の采邑に屬し頗る殷賑を極めたり然して丸森金山金津、小齋、源内原等にも同藩の地頭あり館



里二十六方

角田町

角田縣

を築きて之に居りしも慶應四年徳川慶喜公大政を奉還し世は明治維新となり盛岡藩の管領に屬し次で白石縣となり亦角田縣に歸す幾もなく仙臺縣と稱し更に宮城縣に隸し後ち盤前縣に移り終に宮城縣に歸する等其の變遷極まり無く爾來角田に伊具郡役所を置かれ角田丸森金山金津等の商業地の外農桑地として漸く名を成すに至りしと雖も近年水災凶作並び到り殊に東北鐵道開通以來交通運輸の業四隣に後れ年を逐ふて寂寥を加へ今や殆ど往時の觀を失ふに至り吾れ人共に轉だ今昔の感なき能はざるなり。

王朝時代

之を古に稽ふるに王朝時代の東北は文化未だ見るべきなく所謂白河の關以北は蝦夷の國と呼ばれ東奥の野縱貫するに奥羽山脈の山嶽高峯たる重疊を以てす横流するに阿武隈北上の二大河あり長江綿綿として千歲の下茫茫無韻の歴史を物語る處而かも東西繞らすに蒼茫たる海洋を漂はす然して極北津輕海峽は一緯帶水を隔てて北海の關門を成し自ら之四塞天府の地土人豪健氣宇雄渾神秀の精氣潑瀾たる處豈に振天動地の史蹟なくして可ならんや由來山河秀麗の地英雄を生むと噫八百八島の白沙青松東西に絶する處宮城野の百花豊艶を彩ぐる處果して快心の英傑出でて錦上更に花を添ゆるの覇者なきか抑々王朝時代の東北は豪族蝦夷蒙昧の徒處處に蹴起し良民を掠めて朝廷に服せず景行帝の四十年日本武尊東征後東奥の地初めて王化に服す孝徳帝郡制を定むるや東奥の地を道奥と稱し養老二年に至り石

北海の關

日本武尊

田村將軍

城石脊の二國を置かれ聖武の朝には白河玉造に軍國を設け鎮守府を置く當時宮城郡多賀城は奥羽の大鎮守府にして坂東の甲兵之を守り按察使兼鎮守府將軍の統轄する處たり其の後齋明帝の時阿部比羅夫桓武の朝坂上田村麿征夷大將軍として夷族を掃蕩するまで約千年間悉く之れ東北征討せられたる叛逆時代なりとす後冷泉帝の永承四年陸奥の豪族安倍頼時叛す頼時父祖より世世諸部落を合せて五郡の會長と成り諸利を私して貢賦を送らず屢兵を出して處處に侵略し白河以北何れも頼時に伏せり此に於て源頼義征夷大將軍に任せられ之を追討す之れ即ち前九年の役にして清原武衡の亂に源義家の出づるあり之れ後三年の役なりとす。

源頼義

文弱淫卑

鎌倉幕府

由來東北の祖蒙昧野蠻の風あり一面亦地形的關係に因り各獨立割據の野心あり爲めに往往にして順逆の道を過り朝敵の汚名を受けしは千秋の恨事なり大化の新政後藤原鎌足の一族權勢の基礎強固となるに及んで上は朝權を蹂躪し下は蒼生を虚げ徒らに浮華嬌奢管絃長夜の宴に萬金の豪遊を専らにす文弱淫卑の弊風滔滔として國內上下に傳播せんとするや武人勇壯の一派或は劍を按じ盾を握り憤然として蹴起す或は平家となり源氏となり政權に戀戀として相戦ふや平家は専ら中國四國九州に倚るに反し源家は東北を唯一の後援者と爲し以て東北と深甚の縁故關係を生ぜり頼朝平氏の一門を全滅して幕府を鎌倉に卜するや東北と

の關係は愈深く文化の恩澤亦尠少にあらず高倉帝の嘉應二年藤原秀衡陸奥守兼鎮守府將軍に任せられ陸中平泉の館に在り富國強兵の政策著著として成功し宛然奥羽の大覇者たり頼朝の全國を統一し王權を偷まんとして兵馬の大權宰として抜くべからざるものありと雖も秀衡の全滅策に汲汲として未だ其の志を得ざりしは秀衡も亦頼朝以上の英傑たるを想見し得べきなり。

源義經

秀衡崇去

中尊寺

伊達朝宗
伊達氏と稱す

文治三年源義經兄頼朝に容れられず潜行して秀衡に倚る秀衡の英邁任侠なる能く轢軻落魄の義經を守護したるは秀衡獨り義經に忠誠なるにあらずして完く源氏に對する東北人の厚意を發現せるものと言はざるべからず然して絶世の偉人秀衡薨せられ暗愚なる泰衡亡父の遺訓に背き猥りに頼朝の謀計に陥りて義經を討つや自らも亦遂に其の領土を失ふに至りしは洵に痛恨の極みなり然かも藤原清衡以來經營せる平泉館中尊寺の宏莊雄大にして艶麗なる藝術の美は千歳後の今日尙ほ平泉三代九十九年間の榮華の跡を偲ぶべく衣川の流獨り文武興隆の東北を叫び壯大有絶の背景を以て活躍せる東北人の雄圖以て想見し得可し頼朝の泰衡を討つや此の時伊達家の祖先藤原常陸介朝宗中村より來り從ふ泰衡の臣佐藤元治を伊達郡石那坂に破り其の戦功に依りて伊達郡を食む之より伊達氏と稱す。

建武の中興南北朝相争ふや東北の地悉く南朝勤王家を出し北畠顯家陸奥鎮守府將軍として

北畠顯信

東奥の諸將

伊達政宗

陸奥の大守義良親王を奉じて多賀の國府に在り延元元年足利氏叛逆の軍を起すや伊達行朝以下陸羽の精兵三千東海十五州を略し伊達の靈山に僧兵三千を合して據る次て興國元年鎮守府將軍北畠顯信多賀城に入らんとして足利勢の沮む處となり宇都宮に駐る茲に於て伊達宗遠忠を南朝に致し正平六年護良親王を奉じて國府を復せり然れども天下の形勢日に非にして南朝の菊水旗再び振はず之に反して北朝の勢ひ冲天に在り然かも我が東北祖先の英雄は身を勤王に致し南朝の軍に殉したるは東北人の誇りとするを得べきか降りて桶狹の一戦に天下織田氏の掌中に在りしと雖も明智光秀の謀殺せらるるや豊臣秀吉信長の遺志を繼ぎ三韓征伐の國際的發展に驥足を伸ばしたりと雖も徳川家康天下を握るあり弱内強食の戰國時代は英雄の爲め豪傑の爲めに時代を作るの觀ありし而かも織田豊臣徳川氏等の推移は中央政界の大活劇史たり當時群雄四方に割據し權力の掠奪戰到る處に蜂起して其の底止する處を知らず我が東北に於ても群雄の蜂起亦決して少なしとせず東奥の諸將として常陸に佐竹あり白河に白河義親あり若松に葦名義廣あり石川に石川昭光あり常盤に相馬盛胤あり平に盤城常隆あり會津の蒲生氏郷及上杉、南部の九戸政實、仙北の葛西清重、大崎等列舉し來らば誰れか東奥に人なしと謂はんや然かも各自其の一角に一霸を唱ふる者鏘鏘たりと雖も就中代表的東奥の大覇者は伊達政宗公を以て其の隨一とするに躊躇せざるなり。

伊佐城
持宗滿貞
を破る

足利氏の政綱弛廢して群雄割據力争し百性の困苦其の極に達したるの時歴世の威望と天稟の雄武を以て四隣を戡定し以て仙臺城府を廣瀬川の邊に開かれたる藩祖政宗公は大織冠藤原朝臣鎌足の後裔にして始祖を中村常陸介朝宗君と爲す待賢門院非藏人光隆卿の第一子にして出でて常陸の中村に住し文治の役源頼朝を援けて功あり朝宗の第七世行宗君に至り北畠顯家と共に義良親王を奉じて國府に鎮し又上洛して賊を討すること再度大に足利氏の憚る所となり還りて常陸の伊佐城に據りて賊軍を阻む第八世宗遠君に至り兵を奥羽に構へて大に領地を擴張し宮城及び名取等漸次麾下に屬せり第十世氏宗君奥州管領代に任せられしが足利滿貞と隙を生じ累年干戈を交へ第十一世持宗君に至り大に滿貞を破る第十四世植宗君の時代に於て葛西及び大崎等亦麾下に屬して五十四郡の管領たり第十六世輝宗君相馬義胤及畠山義繼等を討て威武を關東以北に輝かせり。

二本松城

藩祖政宗公は實に輝宗君の長子にして母は最上氏羽州山形城主修理大夫義守氏の女なり天正十二年家を繼ぎ翌年葦名、佐竹、岩城、白河、二階堂、石川、相馬の聯合七將の軍を破り同十四年二本松城を屠る次で十七年葦名氏の軍を摺上原に破りて會津四郡を征服し更に須賀川を拔き石川（角田石川氏の祖）岩城、白河の諸將を降して若松の城に入る是に於て公の領地西は越後に接し東は三春に至り北は出羽に達し南は白河より上野下野等に及

政宗秀吉
に會ふ

葛西大崎
を攻む

岩田山

斬首二百
餘級

びて威武奥羽の諸州を壓せり降りて天正十八年豊臣秀吉の小田原を征するや公往て之に會し報復征戰の經過を告げて獲たる所の會津、盤瀬、安積、安達の内二本松鹽松の地を賜ひ本領（奥州伊達、信夫、碓田、柴田、伊具、亘理、名取、宮城、黒川、志田の内松山桃生の内深谷、宇多の一部及び羽州、置賜、永井の庄）故の如し是に於て公會津を去りて米澤に歸り更に秀吉の東行を宇都宮に迎ふ尋で田村の城を收め秀吉の牒に應じて蒲生氏郷と共に葛西大崎の叛徒を討つ亂平ぐの後ち從四位下に叙し侍從に任せられ越前守を兼ね（氣仙膽澤、盤井、牡鹿、江刺、本吉、登米）大崎（志田、遠田、加美、玉造、栗原）舊の地十二郡を併賜し伊達、信夫、安達（二本松、鹽松）碓田、田村、羽州、置賜の六郡を收む秀吉家康等東下して九戸政實を征するや公亦與かる此の時に當り家康岩手澤に館して政宗公の爲めに親しく築城を企畫す十月公岩手澤の城に遷り岩田山と改め米澤、田村、鹽松等より諸將士の族を遷らしむ文祿元年（天正二十一年改元）征韓の役起るや正月八日公諸將を卒めて岩田山城を發し陸路肥前名護屋に至る兵甲盛裝具さに豪華精美を極め沿道觀る者贊嘆せざるなり翌年三月二十日名護屋を發して四月十三日釜山に上陸し大に金海に戰ひて之を破り斬首二百餘級を得たり秀吉書を賜ひて三國無比類高名前代未聞と激賞す次で蔚山に戰ひて又大捷を得たり六月和成り將士將に凱旋せんとするや敵は城を晋州に築き以て我が歸路を扼す

白石城を
抜く

二十六郡
百九萬五
千石

帝座を備
ふ

支倉を羅
馬に遣る

公諸將と並び攻めて之を抜き九月十八日名護屋に凱旋し十月二十九日岩出山城に歸る同五年上杉景勝會津に據りて家康を圖るや家康東下して將に之を討だんとし先づ公をして急速國に就かしむ公先發して歸り北目に館し牒して白石城を攻め之を抜く已にして石田三成亦兵を擧ぐ家康即ち旗を旋して西上するに當り後事を託す公茲に於て兵を按して動かす以て奥羽を鎮せり家康使を馳せて本領の外伊達、信夫、安達の内二本松、鹽松、荊田、田村及羽州長井（置賜郡）の七ヶ所四十九萬五千餘石の地を加賜す是に於て公の所領五十六郡百九萬五千石に達せりと雖も家康遂に加賜の地を與ふる能はず朱印今尙ほ伊達家に存せり後ち常陸の信夫、筑波、河内、下總豊田の内十八邑及近江の蒲生、野州二十四邑を賜ふ依て六十二萬五千餘石を食む十月公北目に在り伊達政景等を山形に遣し最上氏を援けて上杉の兵を破らしめ十二月國分千代を相して城地を經營し更に仙臺と改稱して政廳を構へ帝座を備ふ同七年落成翌八年公江戸より歸りて大に遷徙の賀儀を擧ぐ時に年三十有七茲に仙臺三百年間繁榮の基礎を築き以て歴世の治府を定む同十三年陸奥守に任ぜられ鎮守府將軍を兼ぬ徳川氏松平姓を賜ふ同十八年支倉六右衛門常長等を羅馬に遣はして海外の事情を問ふ翌十九年冬家康大阪を攻め元和元年夏復た之を攻む公出陣力戰す同年參議に任じ正四位下に叙せられ寛永三年八月十九日權中納言に任じて從三位に叙せられ同四年宮城郡若林に邸を

政宗退隱

家光政宗
の邸に臨
む

政宗薨去

政宗軍神
を祀る

構へて退隱せらる後ち公病を冒して江戸に參觀せんとするや老臣切に之を諫む公肯んせずして曰く予將に將軍に謁して死せんすと四月九日若林を發し途に日光廟に詣じて四月二十八日江戸に著し五月朔日登城して將軍に謁す四月二十日將軍徳川家光公藩邸に臨み親ら公の病を問ふ公拜謝して曰く大丈夫病んで尊上に死するは素志にあらず憾む所之のみ將軍宜しく祖業を恢弘し以て萬世を光らすべしと家光嗚咽言ふ能はず起て別席に入り茂庭良元中島宗求等を召して曰く後事を患ふる勿れと五月二十四日江戸櫻田邸に薨せらる壽七十將軍悼惜禁する能はず都下に令して一七日間歌舞音曲を停止せらる蓋し異數なり之れより先き公の葦名二階堂を破り陸羽、越及び野州に威を振ふや諸將公に白して曰く奄有するの地域此の如く廣大なり以て霸業を開くに足る宜しく大に城壁を築き以て根據を固くす可しと公笑つて曰く吾豈久しく邊隅の地にあらんや卿等復た言ふ勿れと後年公の老を若林城に養ふや二月初卯の日を以て軍神を祀り甲冑を熟視し大息して曰く我老いだり復た用ふる所なしと即ち「四十年前少壯時。功名聊復自私期。老來不識干戈事。只把春風桃李扈」の一絶を賦し示されしと云ふ以て公の大志の存する所を窺ひ知るべし蓋し公は亂世の豪傑にして治世の明君たり其畢生の目的は海内歸一上天子を奉じて大義を明かにし下蒼生を塗炭に救ひて昇平の治を致すに在りしが如し而して伊具郡は天正年間公の領域に屬して三百餘

愛奴

年伊達成實及石川氏其他の地頭を之れに居らしめ綿綿明治維新に至る如斯王朝時代より今に至るまで伊具の歴史を叙し來りて吾人涙潸然たるものあり夫は葛衣亂髮の愛奴等往古南より漸次北退し來り千古斧鉞を入れざる荆棘の地に野獸と伍し嘗て人跡を印せざる阿武隈川の東邊に棲息し開發の端を開き此地祖先の宏業を成したるもの文化の漸進は遂に蒙昧なる彼等と相容れず更に阿隈川を涉り漸次北退し其孫相子繼で北海寒威凜烈なる無人の境に擊退せられ今や其の子孫等辛ふじて餘喘を北海の一角に保つに過ぎざるの悲境に在り伊具の地彼等棲息せし時代に想到し現在を見よ山野既に開け田圃遠く連り鶏丈相和して以來幾千有餘年今や人口四萬八千餘を算し空しく熊狼の跳躍に委せし山林原野は變じて萬金に償ふべき邸宅と成り久しく魚鼈の群游に委せし沼澤は化して黃雲連なる美田となり山に野に閉鎖されし寶庫の殆ど全部を開かるるに至りしは抑又先住者たる蝦夷人の功に歸せざるべからざるなり。

之を要するに伊具の地たる其東部は開發古く其西部は稍遅く其の西根に屬する一帶の地殊に角田の開發は最も新しきものと云ふべし然して天正年代政宗公力を民政に致し其の支藩中石川村滿君の如き英邁潤達なる主君ありて力を其の領内に致せしと丸森、金山、金津、小齋等の館主も累代亦能く其采邑に對する民政教育等に深く意を注ぎ藩祖の施政方針と並

び行はれ駸駸發達の曙光を與へ降りて明治維新以後庶政之れ改り産業教育等の獎勵宜しきを得たるの結果なりと云ふと雖も而かも地の優秀なると天惠地福とは永く斯の民を塔に就かしめたるものにして過去に視現在を見る誰か今昔の感に打だれざらんや。

今や大正の改元以來年を累ぬる四閱年 今上陛下亦御即位の大典を擧げさせられたるに際し將に此地は新生面を發揮して一大飛躍を爲すべきの秋なり然り之を成すに當り其の過去を顧み現在を察し又將來を慮るに克く其の指針となり標榜となるもの無かる可からず之伊具郡史の須要なる所以なりとす伊具の地前には封建時代の舊事歴あり後には明治時代の新施設あり加ふるに名勝古蹟の江湖に知らしむ可きもの一二にして止まらず之伊具郡史の無かる可からざる所以にして之を作る今日を措いて將だ何れの日を俟だんや著者義顯進んで之が編述に従事せるもの其の意之に外ならず今之より章を遂ふて伊具郡發達の狀況と産業經濟其他各般の事項を記述して後の經營に資せんとす。

名勝古蹟

第二章 土地

第一節 地理

面積廣表

本郡は東西二里三十町南北五里餘にして面積二十六方里一分四厘とす。

位置

伊具郡は宮城縣の南端中央部に位し東は一帶に阿武隈山脈連亘して亶理郡を畫し西亦山丘を隔てて刈田郡に界し南福島縣相馬郡に接し北は柴田郡に連なる全郡を分つて三町十二箇村水路の交通は河武隈川に據り亶理郡荒濱港に達す可く陸は馬車鐵道に依り三里にして柴田郡槻木驛に至り南は福島市に達し北は仙臺に抵り更に北して北海道に至る加之東一里餘の峻坂を越へて亶理郡に至れば南は海岸線鐵道に頼りて關東の平野に達し北すれば本縣鹽釜港に至り海路太平洋に通じ以て仙南の要區を成せり。

地勢

伊具郡は盤城國を貫流する阿武隈川に跨り四面蜿蜒たる山脈を負ひ東西南の郡界は岡陵山脈起伏し北部僅に開くるのみ阿武隈川は遠く源を福島縣西白河郡西郷村字逢隈瀧に發し北流して宮城縣に入り本郡の西南字猿跳の嶮を過ぎで東向し更に北走して郡の中央部を貫流し亶理郡に入り荒濱村に於て太平洋に朝す阿武隈川の流域は兩岸概ね平坦にして田畝遠く連なり最も地味肥沃にして頗る耕耘に適し殊に氣候温和なると阿武隈川水蒸氣の爲め桑樹の栽培に適す故に古來蠶地として聞へ本縣第一と稱せらる而して大張耕野筆浦の三村は岡替重疊耕地甚だ少なく加之寒氣烈風共に激しく人烟最も稀薄なり。

阿武隈川の水源

の大なる者は阿武隈、清瀧、雉子尾の三川なり阿武隈川は源を福島縣西白河郡甲子山中の逢隈瀧に發す蜿蜒東北流して五十餘里小齋村の西部に到り更に北流して亶理郡荒濱

桑樹栽培に適す

山嶽

村に於て太平洋に注ぐ長さ約六十里清瀧川は源を筆甫村に發し筆甫村丸森村を過ぎ字臺町の邊に於て阿武隈川に入る雉子尾川は源を大内村の南方手倉山麓に發し大内金山の二町村を過ぎ金山町字臺町に於て阿武隈川に注ぐ。
山嶽 郡中の巨川阿武隈川の流蜿蜒として南より北に一帶となり走りて亶理郡荒濱灣に於て太平に洋通す河を隔てて阿武隈山脈は伊具亶理二郡の分水界を爲す脈中の高峰を鹿狼山手倉山鬼石山天明山四方山等と成す大森旗卷の兩峰之れに亞ぐ而して諸山及其高さを擧ぐれば左の如し。

著名山嶽

山名	高さ	山名	高さ
手倉山	二千八百尺	鹿狼山	千八百尺
天明山	千八百尺	鬼石山	八百尺
斗藏山	六百尺	四方山	六百尺
旗卷山	六百尺	大森山	五百尺
土平山	五百尺	鎌倉山	三百五十尺

第二節 官有地

伊具郡内に於ける國有林野中其森林反別二千九百十七町五反三畝二十八步原野七十二町四反三畝二十五步計二千九百八十九町九反七畝二十三步にして農商務省所管に屬する官用地

官有地

五畝九歩内務省所管荒蕪地二十二町三反三畝二十六歩神地七町五反八畝二歩寺地四町一反八畝二十七歩堂敷地一町八反四畝七歩沼地六町四畝二十六歩池地二畝歩寄洲四町六畝十一歩潮溜溜池十町三反七畝二十三歩計五十六町四反六畝二歩とす。

第三節 民有有租地

伊具郡内に於ける民有有租地中田三千三百八十八町六反七畝歩地價金七十三萬六千八百四十四圓筆數六萬七千六百二十五筆畑反別三千五百二十九町一反九畝歩地價三十四萬八千八百七十二圓筆數六萬四千三筆宅地反別五百町一反歩地價金三十三萬五千八百六十六圓筆數六千七百五十二筆鑛泉地價九圓筆數一筆山林反別一萬三千四十一町二反一畝歩地價金九萬七千九百三十二圓筆數二萬二千三百四十三筆原野反別三百二十七町五反四歩地價金千五百九十圓筆數四千四百三十二筆池沼反別一反四畝歩地價金三圓筆數二十五筆計反別二萬七百八十六町八反五畝歩地價金百五十二萬三千三百三十六圓筆數十六萬八千三百二十一筆なりとす。

第四節 民有免租地

伊具郡内に於ける民有免租地中學校敷地七町五畝歩墳墓地及火葬場敷地二十八町六反二畝歩用惡水路七町四反二畝歩溜池二百四十三町七反三畝歩井溝六町八反二畝歩道路四町九畝歩保安林六十六町七反八畝歩役場敷地四反五畝歩警察署敷地三畝歩隔離病舎敷地一町六反

民有免租地

民有有租地

三畝歩其他六畝二歩計三百九十町二反四畝歩而して免租年期地田三十五町六反一畝歩畑二百五十六町二反二畝歩宅地一反九畝歩山林五反七畝歩原野一町七反五畝歩計二百九十四町三反四畝歩とす。

第五節 行政區劃

伊具郡は面積二十六方里二分四厘にして角田町に其郡役所を置き管轄地域十五ヶ町村に互に警察は角田警察署に屬し縣土木工事は第一區の所管にして裁判所は仙臺區裁判所角田丸森出張所の所管に屬す稅務署は大河原稅務署の主管に係り林區署は白石小林區署の包轄内に在り陸軍管區は第二師管第三旅管福島聯隊區に屬す。

第六節 町村區劃

伊具郡の町村區劃を表示すれば左の如し

町村區劃		町村	
郡	町村	郡	町村
伊具郡	角田町、横倉、豐室、館矢間村、館山、小田、松掛、木沼、山田	伊具郡	金山町、小齋村
具	丸森町	具	枝野村、島田
郡	筆甫村	郡	藤尾村、尾山、藤田
	大内村		小坂、鳩原、平貫、坂津田
	大内、伊手		

郡	町	村	大字	郡	町	村	大字
伊	櫻	北郷	西根	伊	大張	耕野	大藏、川張
具	村	村	村	具	村	村	村
佐倉、梶賀	岡、神次郎、君萱、花島、江尻	高倉、笠島、毛萱、稻置					

第三章 氣象

第一節 緒論

人生百般の事一として氣象と關係を有せざるはなく之を産業に見るも養蠶、漁獵、製鹽及農作物等は特に其關係の密なるものにして其他衛生治水土木航海旅行等は豫め氣象天候の變を察して之に對するの準備を講ずるは社會公益の大なるものたらずんばあらず左に私設金山測候所の氣象觀測に係る氣象及び石卷測候所觀測に係る仙南平原部及仙南山嶽部の氣象并に阿武隈川流域降水量を示す。

第二節 氣温及降雨其他

(大正二年)

氣温及び降雨其他 一、私設金山觀測一、空氣の温度二、降雨雪三、霜、霧、暴風、地震、電雷等を表示せば次の如し。

氣象緒論

金山測候所

氣温其他

測候所名	伊具盆地	金山		
年	冬	春	夏	秋
氣温	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1
最高氣温	30、5	37、6	31、1	29
最低氣温	1、1	1、1	1、1	1、1
最高氣温三十度以上	2	7	3	8
終日	8	2	1	2

測候所名	伊具盆地	金山	仙南	平	原	部	仙南	山	嶽	部
最低氣温零度以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
降雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
降雪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
霜日數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
霧日數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
暴風日數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地震日數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
電雷日數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第三節 河川流域降水量(耗)

大正二年

阿白	湯ノ原	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
198	198	130	239	75	80	65	75	83	40	205	234	325	334	1,595
38	38	73	201	50	65	42	70	72	33	214	257	363	391	3,500

氣温其他

降水量

武限金山	三、七	二九、八	四、六	三、四	二、〇	三、五	九、八	〇
川限金山	三〇、六	一、〇	一七、二	三五、一	八八、九	六五、八	九五、〇	二、七
青根	二八七、九	四、四	三九、四	八六、三	二、〇	三、四	九、五	二、六

阿	再掲季節別	冬	春	夏	秋
		湯ノ原	三三、五	二〇、一	六四、九
武	再掲季節別	冬	春	夏	秋
		白石	一五、四	一五、九	六六、四

氣象觀測の産業上に必要なこと前述せる如し佐野氏蠶業奨励の一策として測候所を金山に私設して本郡に於ける蠶業上に貢献しつゝあること吾人謝するに辭なし自今一層此の機關を應用し以て蠶業の發達に助むるあらば其好果の大なるや多言を待たず而して吾人は速かに官立測候所を設置して蠶業家の機關たらしめんことを切望するものなり。

第四章 伊具郡沿革

第一節 王朝時代の伊具郡

王朝時代

奥州の地斧鉞の山に入らざる幾千年豊肥の地沃穰の野空しく罷熊の跳躍に委し徒に愛奴が

伊具の景勢
夷族北退

白河玉造

石背國と稱す

頼義陸奥守に任ず

醉生夢死の郷たらしめしもの地の北偏に僻したるに依る従つて王朝時代に於ける今の伊具郡は如何なる形勢の下に在りしか得て審かにするに由なきも史に就て其梗概を按ずるに東夷の亂は景行帝の四十年(千七百九十八年前)に始まり堀河帝の寛治(八百二十一年前)年間に終る其間歷朝征夷の功程に消長ありと雖夷族は漸次北退し或は歸服して編戸の民と成る者ありしかば朝廷之を撫育し又相摸、上總、常陸、上野、武藏、下野、六國の富民一千戸を己に載定せし部落に移して専ら地方の開發に力め一方には國司を任じて政廳を開き將軍を遣して城柵を構へ非違を討し邊境を治めたり斯くて聖武帝の時には白河玉造等の軍團を置き鎮守府を設けて甲兵を備へ信夫郡以南の租税を國府公廩に充て苅田以北の稻穀を鎮守府の兵餉に充つ當時第十三代成務天皇の王子豐志麻命以久(今の伊具)の地佐久良に府を置き以久の國造と成りて附近一帶を統へ給へるが其後天寶の頃に到り革めて石背國と稱したり伊具盤城の名是れより起れり降て後冷泉帝の朝伊具十郎永衡なる者陸奥の豪族安倍頼時の部屬にありて此地を所領せしが頼時父祖より世世諸部落を併せて六郡の酋長となり諸利を私して貢賦を送らず屢兵を出して各所に侵略し白河以北何れも頼時に伏せり此に於て朝議源頼義を陸奥守に任じ其子八幡太郎義家二子加茂次郎義綱等と兵を率ゐて東國に來り戦ふ禍大赦ありしかば頼時等兵を解きて降る然るに頼時任滿ちて還らんとするや頼時の子貞

伊具十郎

千人塚

鎌倉権五郎

葛西清重

官府を置

伊具刈田の軍勢

任叛し頼時又之を援く頼義大に怒りて兵を募りしに伊具十郎永衡亘理權太夫藤原經清等走りて官軍に投ず然るに十郎銀冑を戴いて官軍の陣に在りしに或人頼義に告げて曰く永衡陽に降伏を表し陰に奸謀を挟む其銀冑を戴ぐは敵に目標を示すが爲めなりと依て頼義永衡を捕えて今の北郷村字花島の舊跡千人塚附近に之を斬り其の一族一千人と枕を並べて埋めたりと云ふ又大内村鎌倉山は義家麾下の僥倖鎌倉権五郎景政が陣中に在り紅葉を賞せし處にして同村に貞任が池及び馬場の舊跡あり而して耕野村字猿跳の嶮は阿武隈川の河水を塞いで官軍の進退を苦めし處なりと傳ふ以て當時兩者の苦戦察するに餘りあり。

爾後久しく藤原秀衡に依て此地一帯を領せられ其の孫泰衡の代に至り源頼朝兵三十萬を率ゐて來り討つ泰衡死して後頼朝此地に葛西清重を留めて諸般の政事を掌らしめたり其後醍醐帝の建武三年陸奥大守として天皇の第八皇子義良親王は鎮守府大將軍北畠顯家弟顯信を始め結城上野介宗廣等を隨はせられて來り櫻の地に官府を置き東國を統治し給ひり親王の陸奥に赴かれしは此時を以て初めとなす偶足利尊氏叛し南北兩朝の分立と成るに及んで中將源顯家は陸奥出羽の地に令して勤王の兵を擧ぐ伊具刈田を初め東國の士民數萬之に應じ顯家等に率ゐられて鎌倉に賊軍を討ち長驅して伊勢に赴き諸所に尊氏の軍と闘ひ尊氏其の麾下師衆をして之と會戦せしむ伊具刈田の軍勢は雄武にして雲津川に迎ひ討ちて之を破

義良親王行宮に赴

顯信鎮守府將軍に任ず

小田原戦争前後の城主

り大に懼れられたりと云ふ顯家行宮に詣でんとせしに宗廣等之を戒めて曰く敵を避くる恐らく勇者に非ず爾賊を王城に攘ふて一死以て決戦す可しと是に於て尊氏東北の兵を懼れ桃井直常をして之を盤若坂に拒がしむ東軍遠く來りし爲め己に疲れて戦ひ利なし義良親王行宮に赴く次て南朝の忠臣各所に戦死して南風競はず顯家亦流失に斃れ官軍日に衰ふ茲に於て前の上野介宗廣天皇に奏して曰く按ずるに陸奥の地殆ど海内の半ばに敵す其兵四五十萬を得可し請ふ亡臣顯家が餘威未だ盡きず收めて以て恢復の用と爲さんと帝之を容れさせ給ひ源顯信を以て鎮守府將軍と爲し再び義良親王を奉じて海路陸奥に向ふ偶颯風に遭ふて航する能はず各所に漂著して遂に果さず親王及び顯信等篠島に著し宗廣安濃津に死す是時伊達彈正大弼宗遠（伊達氏第八世）勅を奉じて刈田伊具伊達信夫の兵を募り之に従つて京師に到る帝崩するに及んで義良親王即位し給ふ之を後村上天皇と稱す而して石川氏角田城主となる以前の主なる伊具郡中の城主を擧ぐれば次の如し。

第二節 伊具郡に於ける小田原戦争前後の城主

南楯城 東根村平貫天正年間櫻田玄蕃之に居る

北楯城 東根村平貫澁谷大隅之に居る

古内城 東根村伊達の臣岩崎左馬介之に據る

- 鹿田城 東根村相馬義胤の臣鈴木右近之に居りしも逃げて相馬に往く
- 伊與古城 藤尾村に在り伊達の臣亙理兵庫元宗之に據る
- 小屋館 藤尾村に在り伊達の臣亙理兵庫元宗之に據る
- 櫻井館 枝野村に在り建元の役鎌倉執權北條入道高時の家臣伊豆國三島の住人櫻井八郎時定亂を避けて永住す
- 臥牛城 角田に在り回字形に築き石川大和伊達成實の後を襲ふて之に居る
- 柴小屋館 小齋村に在り相馬の臣金澤備中桑折左馬之介之に居し後伊達の家臣佐藤宮内少輔爲信之に據る
- 丸森古館 丸森に在り伊達氏十四世植宗之に居りし事ありと傳ふ後慶長年中伊達の臣高野壹岐之に據る
- 烏屋城 丸森に在り伊達家の臣佐々定隆の居城
- 金山寝牛城 金山に在り天正年中相馬の臣佐藤將監之に居り後伊達家の臣中島伊勢の居城
- 大楯古城 館山に在り相馬の家臣細目修理の居城
- 荒山城 高倉村に在り天正年中石母田左衛門之に據る

下館城

高倉村に在り石母田の臣明智九郎衛門之に居す

第三節 藩制時代の伊具郡

藩制時代は英雄交起つて所領せしが永祿年間田手助三郎藤原時貫角田臥牛城に據る助三郎當時斗藏寺を修理し又時宗専福寺を小田村より角田の地に移轉を命じて現在の處に建立せしむ天正三年角田城主田手宗光なる者伊達氏に背き相馬義胤に通ず伊達輝宗（伊達氏第十六世）之を攻む然るに輝宗は父晴宗と議合はず故に果さずして止む後最上義守等伊達實元と謀て宗光の子三郎宗時に其城を守らしむ天正三年時の領主田手宗光相馬義胤に通じて以來伊達相馬兩家の紛争絶えず遂に天正九年伊達輝宗其子政宗と板屋峠を越え大森に向ふ小齋城主佐藤爲信來り降る伊達氏父子角田に陣し稀代の英雄政宗金津城を攻め初陣の功を擧ぐ次で丸森を討つ翌十年金山臥牛城に相馬の臣佐藤將監を圍む城落ちず依て政宗等冥加山に陣し臣中島伊勢を先鋒として之を攻む戦ひ半ばにして織田右府信長の計音に接し圍を置て米澤に歸る過ぎて十二年終に之を陥れ更に進んで旗卷峠に陣を張りしが爰に兩者の和議成り互に境界を定めて凱歌を奏す旗卷峠の名稱は政宗此處に旗を捲いて凱旋したるより「さんさ時雨乎かや野の雨かの謠」は當時政宗公の口吟せるなりと傳へらる天正十九年政宗公大崎、葛西の領を奪ふて舊領に移り住むに及び其遠親に當る伊達藤五郎成實に伊具の河

藩制時代

伊達相馬の紛争

信長の計音

政宗凱旋

政宗舊領に移る

成實政宗に諫言す

成實互理に封ぜらる

石川氏松山城に入る

石川氏室蘭郡を支配す

西十六邑を領せしめて角田の臥牛城に居らしむ豊臣秀吉天下を治め各地の俊豪皆款を通ず東北の政宗及關東の北條氏政之に賛せず徳川家康屢之を説くも政宗等聽かず後秀吉小田原城を圍むに及んで政宗家康の仲介を容れ小田原に到り會せんとす伊達成實説て曰く今にして往く既に晩し往て恥を受けんよりは寧ろ之を迎ひて天下を二分せんのみと政宗之を聽かずして自ら百騎を率ゐ間行して箱根に到り秀吉と會して歸り來る成實之より心快悦として樂しまず文祿四年政宗に隨ひて伏見に到りし時忽焉高野山に入りて後小田原糟谷邑に潜む石川昭光及び政景等政宗の命に依りて之を招く成實乃ち抵る後白河の役石川昭光の陣に在りて功あり政宗二萬石を以て成實を互理に封ず石川昭光は晴宗の四男なり嘗て石川郡泉の庄石川大和守晴光の家督として同地に在り天正十八年三月豊臣秀吉小田原城主北條氏政を攻む昭光之に遅刻せるを以て秀吉怒つて其の封土知行を召上げ流宰となる翌十九年昭光政宗の下に降り來りて志田郡松山に六千石を與へられ旗下客分一門の上座に置かる文祿元年朝鮮征伐に赴き各所に轉戦して功を建つ歸國して伏見に在り論功行賞に預る慶長二年石川大和昭光志田郡松山より移りて角田館主となり子孫相繼で之に居る今の石川邦光氏は石川大和以來實に十三代の嫡流にして臥牛館趾は現在宮城縣立角田中學校敷地に屬す石川義光氏は明治二年北海道膽振國室蘭郡の支配を命せられ二男光親氏及舊臣若干を移住開拓に

從來せしむ後ち邦光氏も北海道開拓に従事せしも中途にして歸町せらる而して寶曆十四年中伊具郡内石川氏の領有せし知行村名左の如し

角田本郷、梶賀村、櫻村、江尻村、小坂村、神治郎村、岡村、花島村、横倉村、豊室村、稻置村、君萱村、大藏村、笠島村、山田村、小田村、金山村、松掛村、木沼村、以上伊具郡、津田村、内親村、丈卒都婆村、渡瀬村、岡村、滑津村、湯原村、峠田村、以上刈田郡、沼邊村、以上柴田郡計二十九個村。

第四節 維新以後の伊具郡

明治維新 徳川慶喜公の大政を奉還するや我國の狀勢突如として舊態を一變し所謂奥州五十四郡の地は盤城岩代陸前陸中陸奥の五ヶ國に分たると同時に伊具郡は盤城國に配され盛岡藩の管轄に屬す次いで明治二年六月十七日白石縣の管轄となり同年十一月二十七日角田縣に改り更に四年十一月二日仙臺縣の所轄に移り翌年一月十八日宮城縣と稱し九年四月十八日盤前縣の所屬となり其八月二十一日再び宮城縣管轄と成る明治二十二年以前本郡は角田、槿倉、豊室、花島、江尻、高倉、笠島、毛萱、君萱、稻置、神治郎、小田、松掛、木沼、山田、大藏、川張、耕野、館山、丸森、筆甫、大内、伊手、金山、小齋、島田、技野、尾山、藤田、佐倉、梶賀、小坂、鳩原、平貫、坂津田等の三十五邑より成れるが市町村制實施と共に

藩制時代の村名

町村名

併合の結果三町十二ヶ村となり以て今日に至れり即ち市町村制實施後の町村名は左の如し
角田町、櫻村、北郷村、西根村、耕野村、大張村、館矢間村、丸森町、筆甫村、大内村、金山町、小齋村、技野村、藤尾村、東根村。

第二編 戸口。農。蠶絲。牧。工。林。鑛。漁。商業

第五章 戸口

第一節 戸數及人口

本郡内大正二年度の戸口統計に據れば本籍人口男二萬八千五百四十九人女二萬八千八百八十九人計五萬六千六百三十八人にして男百人に對する女九十八人四分現住人口男三萬四千四百三十六人女二萬四千九百八十五人計四萬九千四百二十一一人にして男百人に對し女百二人二分本籍人口百人に對する現住人八十七人二分六厘現住戸數七千六百三十八戸にして平均一戸の人員六人四分七厘に當り一方里の現住人口千八百九十一人なりとす。

第二節 人口出入

更に大正三年度の人口出入統計を擧ぐれば縣内へ出寄留男千六十人女九百三十五人縣外へ

戸數及人口

人口出入

男三千六百七十六人女三千三百八十八人計男四千七百三十七人女四千三百二十三人にして入寄留縣内より男七百三十五人女七百六十一人縣外より男五百八十七人女六百四十九人計男千三百二十二女千四百十人本籍人口千人中出寄留男百六十五人九分三厘女百五十三人九分現住人三千人中入寄留男五十四人一分女五十六人四分三厘とす。

第三節 戸口町村別 (大正二年十二月三十一日現在)

種別	本籍人口		出寄留人		入寄留人		現住人口		現住戸數
	男	女	男	女	男	女	男	女	
角田町	三、八七六	三、八五七	一、二二二	九四二	五六一	一一八	三、三三二	三、四九一	一、三四九
館矢間村	二、二七二	二、三三四	二、五三三	二、二九九	六三	四八	一、一〇二	二、二八二	六九六
丸森町	三、三三〇	三、三三〇	七七六	七三三	二四三	四九	四九	二、七九七	九〇二
筆甫村	九六	八八九	二五八	二五五	四九	七九	七九	一、四〇一	二〇五
大内村	二、四一〇	三、〇五五	二五二	一九七	一三一	一〇七	二、三七八	二、二五五	六〇九
金山村	一、二四〇	一、二八二	三九九	二七三	二〇八	四〇五	六三三	一、三六一	三六七
小齋村	一、二四五	一、二三四	三五七	三三九	三三	三四	六六	九六〇	三〇六
枝野村	一、六七六	一、六七〇	四八九	四二二	八二	八〇	一、六三二	一、三三九	三九六
藤尾村	二、三六四	二、二七二	三三二	二〇八	七五	六七	二、四二二	二、二二二	五五五

第五章 戸口

二七

東根村	一、三九一	一、三〇〇	二、七七八	三二一	三〇五	六二六	五〇	四七	九七	一、二七	一、〇七二	二、一九九	三〇四
北郷村	一、八四一	一、八六三	三、七〇四	三八四	三三四	七七八	三五	五〇	八四	一、四九一	一、五七九	三、〇七〇	四七八
西根村	二、三五七	二、三九	四、五八六	三七五	二二〇	五八九	三三	三三	六五	二、〇一四	二、〇四八	四、〇六二	五五〇
櫻村	一、四八一	一、四七七	二、九五八	三五三	三七五	七二六	一四一	一一四	二五五	一、二六九	一、二六	二、四八五	四一四
大張村	一、〇五七	一、〇四二	二、〇九九	一五九	一三六	二九七	六八	五四	一一三	九六六	九五八	一、九四四	二七二
耕野村	一、〇七六	一、〇七	二、〇三	一七五	一三六	三二一	七五	一三	一九	九七六	一、〇四一	一九九〇	二三三

第四節 本籍人中兵卒、囚人、懲治人及在外國者

大正二年十二月三十一日

陸海軍在營艦兵卒	囚人及懲治人	外國に在住する人
人員 壯軍者百人中	人員 人口一萬人中	人員 人口一萬人中
四〇九	四、八	一六
	二、八	一四八
		二六、一

第五節 現住人口の生産的不生産的年齡別

大正二年	伊具郡	生産的人口(十六歳以上)	不生的人口(十五歳以下)	人口(男女)各百人中
		男 一、一〇〇	男 一、三三六	男 一、一〇〇
		女 一、三六三	女 一、二八二	女 一、三六三
		計 二、四六三	計 二、六一八	計 二、四六三
				男 一、一〇〇
				女 一、三六三
				計 二、四六三

第六節 現住人口成年者未成年者別

伊具郡	成年者	未成年者	人口(男女)各百人中
	男 一、二七四	男 一、二六八	男 一、二七四
	女 一、三〇七	女 一、一五三	女 一、三〇七
	計 二、五八一	計 二、四二一	計 二、五八一

第七節 現住戸數の職業別 (其一)

伊具郡	農業	漁業	工業	商業	官吏	公務員	労働者	其他の諸業	資産無職業	合計
	五、二八〇	八九	三五二	七七八	一七二	二二	六四三	二〇八	一五七	二〇
	七六八	三、〇六六	三五二	五七五	四三九	二四	七六八	一四	一五	一〇
	六九二	一、二二	四六	一〇、三	二、三	八四	二、七	三、一〇〇		

第八節 北海道移住者

二年	元年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年
四八九	二四九	五〇八	四一八	一六七	四五八

表中原年は北海道移住の爲め汽車、汽船の割引券の下附を受けたるもののみ員數な

b o

第九節 本籍人口の動態及現在人口の死産

大正二年十二月三十一日

死産(現在人)

伊具郡	男	女	計	男	女	計	婚姻	離婚	男	女	姓不詳	計
	九二	一〇四	二〇五	四三	四二	八五	八四	一三	七	五	一	一三

(其二) 本籍人口の就除籍国籍得喪失踪等伊具郡中に於て無籍者就籍せる者男一人なり其他国籍取得者、失踪の宣告を受けたる者等一人もなし

第六章 産業

第一節 緒論

伊具郡の産業は其天與の富源と郡民の財力とに比較し寧不振の状況に在るもの如し蓋し本郡は武士道の旺盛なりし地にして隨て郡民一般に營利を卑むの風ありしと加ふるに四面山嶽を繞りして生存競争の甚だ遅緩なりし結果郡民をして容易に衣食を得易からしめたるの致す所なりとす、然れども今や四隣の地交通運輸の機關漸く備はり經濟的活氣は烈烈として本郡を壓せるを以て郡民の實業に關する注意と奮興とを促し軌近農事に養蠶に殖林に

果樹栽培に發達進歩の端を啓くものあり若し縣下第一と稱せらるる養蠶業にして今後益發展するに至らば本郡實業の面目躍然として新たなるを得可く館矢間村に於ける蠶種製造家等茲に見るあり竿頭一步を進め霜害豫防法として従來の桑畑排水の策を講じ劈頭村内に於ける桑畑地積三十町歩の耕地整理を實行せり之等の經營は本郡に於ける養蠶業の發達に就て所謂戦後經營に於ける一大先聲を爲すものたるや疑ひを容れざる所なりとす今左に實業の狀勢を考究するの資料を表示する爲め、農業、蠶業、牧畜、工業、林業、漁業等の統計を掲げて將來の策に資せんとす。

第二節 農業

生産の振興を策し國運の發展に資するは我國戦後に於ける地方事業中の一大急務たること言を俟たず伊具郡の如き企興すべきもの改良すべきもの將た伸張すべきもの尠少に非らざるなり然れども其根源を究めずして徒に枝葉に走り企畫上緩急其方針を誤るあらば所期の目的を達せずして中道に挫折し甚しきは害ありて益なきに終るや知るべからず豈深く慎まざるべけんや抑々生産の改良發達を計らんと欲せば先づ百般の産業に就き現在の事實を攻究し之を既往に徴して其の因由する所を明にし之を將來に察して其嚮ふ所を稽へ一事一物利害得失を調査し以て前途の方針を定むるに於て違算なきを期せざるべからざるなり由來

當地の農業は從來殆ど同一の事柄を繰り返し當局者の指導督勵至らざるなしと雖も其實績の著しく見るべきものなきが如きは頗る遺憾とする所なり畢竟農家の常態は概ね舊慣を墨守し學術の應用又は新進の技術を探るに切實ならざるもの主として進歩の遲遅たる所以ならんか亦當局に於ける指導獎勵の趣旨一般に普及徹底せざるの感なしとせず願ふに勸業の事たる固より普遍的に指導督勵を爲すべきは勿論なるも又一面各村に於て二三の篤農家を指定し之に親炙し懇切指導して改良方法を確實に實行せしめ依て以て一般之れに倣はしむるの途を取るが如き或は生産調査會其他の調査計數に據り豫定の増收計畫を明かにし具體的に農事改良の餘地あるを自覺せしめ其自奮力を喚起するに努むる如きは勿論農事に關する諸種の團體及町村吏員其他職に勸業の機關に在る人人は率先して以て實踐躬行し改良進歩の模範となり又は中心となるの覺悟なかるべからざるなり。

曩に當局者耕地整理、正條植、共同苗代等の消極的獎勵に加ふるに乾田實施規則、水稻乾燥實施規則、堆肥管理規則、輸出米検査規則等積極的施設を盛んにして農界の弊習を一掃せんとせり國本培養の議は農業の識者に依りて唱導せられ而して改良的機運次第に動き當局者の施設當業者の經營等其の時を得て農業の革新は向上の一路に趨走せんとす。

第三節 農戶數及小作人

耕地整理

農戶數及小作人

文化駁駁として進み交通機關の完備と共に地方商工業愈發達し農業經濟の状態も亦急進し小農は大農の犠牲となりて土地を失ひ小作者増加して自作農業者を減少し勞多く利遠くして小なる農業は勞少なくして利近き他の産業に壓倒せられ專業の農家減少して他の産業と兼業の者漸く多く頗る憂忡すべき傾向あり其著しき現象は丸森町に於て見るを得べし其他全然農業を放棄して他の産業に食途を求め或は北海道若くは滿韓及び他府縣に出稼する者少なからず此に於てか土地兼併の風其の歩を進め農村稍衰退の跡あり亦邦家の爲め寒心に堪へざるなり次節に於て其狀況を示さん。

第四節 農業戶數

大正二年十二月三十一日

農業兼業	計	上の	内の	現住戶數	中	農業戶數	中
三、〇四三	二、七〇四	五、七四七	一、二二五	二、一五三	二、三六〇	三九、八	三五、四
						七五、三	二二、一
						三七、四	四二、五

第五節 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農業者數

五反歩以上	五反歩一町歩以上	二町歩以上	三町歩以上	五町歩以上	合計	百分	例	比
一、七八〇	一、八三三	一、二二二	五七三	二九七	五、七四七	三三、〇	三三、〇	二二、一
						三三、〇	三三、〇	一〇、〇
						三三、〇	三三、〇	五、二
						三三、〇	三三、〇	九

第六節 田作付狀態

田作付状	稲	作	付	反	別	稲作付せざる反別	合計	田總反別百中
早	稻	中	稻	晚	稻	計	上の内苗代 田跡作付	苗代田 其他作付 無作付
一三三、三	一、〇五	一、四二	三、七四	三、五八	一	四三、二	八三、三	六
計	二、四〇	三、一七	三、五八	一	四三、二	八三、三	三、六七、七	九六、九
合計	二、四〇	三、一七	三、五八	一	四三、二	八三、三	三、六七、七	九六、九
大正元年								
桑	畑	茶	畑	果樹園	穀菽畑	蔬菜畑	其他の作物	無作物
一、九〇、九	町	二、二	町	一〇、八	町	一、七五	町	一、二八、八
計	一、九〇、九	二、二	一〇、八	一、七五	一、二八、八	八、六	六、五	三、八五、六、三
大正元年								
桑	畑	茶	畑	果樹園	穀菽畑	蔬菜畑	其他の作物	合計
二九、五	町	二、二	町	一	一、八七、四	四、七	二八、〇	二、九〇、七
計	二九、五	二、二	一	一、八七、四	四、七	二八、〇	二、九〇、七	
大正元年								

大正元年に於る宮城縣下の米作豫想高第一回（二十日一週間前八月二十七日迄）百二十九萬千六百九十六石第二回（秋分當日九月二十四日迄）六十四萬三千九百六十二石なりしに播種以來天候不順の爲め苗の生育不良なりしが挿秧以來稍順候に復し六月中旬及七月中旬に於ける溫度は比較的高く殊に地温水温は一般に高度を示したるを以て大に稻の分蘖を促進したり而して大暑後は平常に經過したるも七月三十一日以降は一時氣温低下し殊に八月三日の疾風は幾分稻の葉尖を損じ生育に影響を及ぼせり爾後概ね晴天にして氣温高かり

堤防缺潰

結實不能

伊具郡の状況

しも其十八日より再び低溫を示せる結果生育一般遲緩の觀ありしも平年に比し二割七分前年に比し一割三分の増收を豫想したるに八月二十六日に於て空前の暴風雨に會し劇甚なる被害を受けたるのみならず縣下各河川大漲溢を來し堤防の缺潰一千五百四十七箇所に及び其氾濫明治四十三年に亞ぐの慘害を極め冠水浸水したるもの實に五萬町歩餘の多きに達し又沿海地方は海嘯に襲はれ耕土の流失又は埋没せるもの等二千六百九十町九反歩を算し其被害殆ど全面積に及びり而して浸水及び冠水の短きは二三日長きは旬餘に亘りたるを以て水腐に歸したるもの及び流失又は埋没等の爲め收穫皆無に歸したるもの二萬千六百二十六町一反歩の多きに達し秋分當日に於て六十四萬三千九百六十二石を豫想するの悲境に陥れり殊に爾後の天候は日照時連積せるも氣温俄に冷下したるを以て暴風雨の被害後多少回復の望を屬したる晚稻も遂に結實不能に終りたるもの是れ亦尠ならず實收調査の結果六十二萬六千五百七十二石即ち平年に比し三割八分前年に比し四割五歩の減收にして四十八年と相近き實收額を示せり而して第二回豫想額六十四萬三千九百六十二石に對し減收せること二萬三千四百十二石の差を見たり此年伊具郡の状況左の如し。

穫皆無に歸したるもの千五百三十四町八反歩を出だせり而して爾後天候俄かに冷氣を催し浸水區域以外の晩稻の如きも結實甚だ不良にして全く不能に終りたるもの三百七十三町六反歩を出だせり今本郡に於ける米作被害反別を表示すること左の如し。

第九節 米作被害反別

米作被害反別	風	水	害	風	雨	害	天	候	害	合	計	作付反別
	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	被害の内無收穫被	百中無收
	二、四八二、七	一、五三三、三	二、〇〇二、二	三、三五二、七	三、三三六、四	四、四三二、七	一、九〇八、四	五三、七				

第十節 米作付反別及收穫高

大正二年

作付反別	籾	米	計	籾	米	計	大正元年	平年	作	籾	米	計	收穫割合	高
	三、二四八、八	三、九一三、五	三、五三九、二	〇、三八一、六	四、七三三、六	五、四九三、九	四、七三三、六	三、七三三、六	〇、〇三、八	二、七	二、七	二、七		

第十一節 米穀検査

米穀改良に二あり一は形而下の改良増殖にして一は形而上の改良販賣也前者は土地及耕耘の事より成米迄の徑程にして後者は收穫及糶摺の事より已に米と成りて後講究を要する事項なり由來農業に對する消極的施設則ち害蟲驅除豫防法肥料取締法耕地整理農會令等保護

變質醱酵

本石米

獎勵殆ど間然する所なしと雖も既に商品として市場に現はれんとする成米に關し何等經營する所なかりしなり如何に消極經營を勵行し産額増加するも乾燥不良にして調製粗雜なるに伴ひ佻裝脆弱にして容量亦區區一樣ならざるに於ては其の賣買取引の不便不利亦尠ならず加之貯藏に堪えずして變質醱酵或は蝕蝨を生ずる等其の損失擧げて數ふべからず蓋し廣藩置縣以來貢米の制度一度廢せられて以來檢束する所なきを以て年を逐ふて滔滔亂雜に流れ一時殆ど其極に達し有らゆる弊害を醸成して亦當年の俸を留めざるの有様なりし本縣の産米は古來多産を以て名を全國に馳せ主なる輸送地は東京にして彼の本石米として東京市場に聲價を現はしたるもの蓋し其品質の優良にあらずして産額の多きを以てなり東京に於ける米市場を左右するものは仙臺米なり然れども品質不良なるを以て價格の點に於ては其の場末に餘喘を保つに過ぎざりしは遺憾なりとせざらんや今其遺利の拾集と回收する益とを積算せば蓋し莫大なるものあらん之れ畢竟當業者の利益のみならず本縣の富力を培養するにありて利用厚生上一日も忽諸に附すべからざるなり茲に於て宮城縣は曩に米穀検査規則を發布して管内を統一し以て粗惡米の取締を實行する所あり即ち本郡各町村役場内にも米穀検査員出張所を併置し當業者深く該規則の趣旨を體して熱心改良に力を盡しつつあるなり。

第十二節 麥産額

麥産額

作付反別	收穫高	一反歩收穫高
大麥	1,870.2	48
小麥	4,800.2	1,800.3
計	6,670.4	1,848.3
大麥	1,870.2	48
小麥	4,800.2	1,800.3
計	6,670.4	1,848.3

食用農産物

作付反別	收穫高	一反歩收穫高
大豆	1,433.1	2,735
小豆	1,871.5	353
蕎麥	435	18
粟	57.3	164
計	4,707	3,690

第十三節 食用農産物(穀類)

其二

作付反別	收穫高	一反歩收穫高
稗	20.2	34
玉蜀黍	34,163.4	747.5
豌豆	26,456.3	727.8
豌豆	4,129	12
蠶豆	5,350.0	28
作付反別	收穫高	一反歩收穫高
蘿蔔	5,446.8	280
蘿蔔	183,254.3	46
胡蘿蔔	988.6	8
燕麥	5,350.0	28

芋類

作付反別	收穫高	一反歩收穫高
牛蒡	2,000.0	103
葱	2,111.1	9
茄	2,769.3	101
南瓜	18,236.6	204
作付反別	收穫高	一反歩收穫高
胡瓜	30,159.7	26
西瓜	26	1
甜瓜	1,000.0	100
食用百合	80	80
作付反別	收穫高	一反歩收穫高
芹	1,159.7	26
甘藍	1,133.8	22
葱	300	15
獨活	400	200
作付反別	收穫高	一反歩收穫高
薑	1,015	203
薯	9	146
菽	16	6,281
苧	16	6,281
作付反別	收穫高	一反歩收穫高
甘藷	1,311,000	77
馬鈴薯	27,256.8	23
青芋	74,899	110
蒟蒻芋	1,360	7
其他の芋類	7,875.9	70

其二 (芋類)

大正二年

第十四節 特用農産物

桔 (乾) 三 椶 (乾)

大正二年 四〇

特用農産物

作付反別收穫高 一反歩收穫高 作付反別收穫高 一反歩收穫高 作付反別收穫高 一反歩收穫高

五七、九町 三、五〇貫 三七貫 五、五町 一、五〇貫 二、〇〇貫 二、六町 六、六貫 二、石

大 麻 (乾) 蘭 (乾) 桑 苗其 他苗木計

作付反別收穫高 一反歩收穫高 作付反別收穫高 一反歩收穫高

一〇貫 一〇貫 四町 二、五〇貫 六三、三、一六本 二七、〇〇町 三六、一六本

第十五節 綠肥用作物産額

春 播 種 秋 期 播 種

青刈 大豆 蠶豆及豌豆 紫 雲 英 計

作付反別 收穫高 作付反別 收穫高 作付反別 收穫高 作付反別 收穫高

二、〇町 一、八〇〇貫 一、三八町 七、九六〇貫 五、八町 九、七六〇貫

第十六節 果實産額

三實産額

梅 桃 櫻 桃 梨 萃 果

樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹

六、九三七本 二九五石 四、一八三本 四、五九九貫 三〇〇本 二〇石 四、五七五本 八、三三五石 一六八貫

葡萄 柿 干柿 栗 枇 杷 柑橘類

樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹 數收穫高樹

九、六九二本 一三、七三貫 二六、三五本 二七、三六貫 二、五五二貫 三七七石 六本 六貫 四貫 三本 三貫 一九貫

作付反別樹 數收穫高 作付反別樹 數收穫高 作付反別樹 數收穫高 作付反別樹 數收穫高

一、一、〇〇七本 三、三九貫 四、四、二、七九〇本 七、六三五貫 二、町 二、六本 三、五貫 四、三、七、四、〇、〇七〇貫

第十七節 茶畑製茶産額

大正二年六月三十日の現在

茶 畑 製 茶 製 茶 茶 茶 粉 合 計 價 格

反 別見積反別 計 戸 數煎 茶 香 茶 計

一、町 一、二、三 一、三 五九 八貫 八貫 八貫 一 八貫 二、三

第十八節 漆樹及漆液産額

大正二年

漆樹數製造戸數 正味 (幹搔) 瀨濕 (枝搔) 雜 液 合 計

二七二本 一 九貫 八三貫 四貫 三三貫 三 一九 一六貫 一三五貫

第七章 蠶業

第一節 緒論

蠶業緒論

伊具郡は盤城國に於ける蠶業の後進地なり蓋し往昔此地水田多く沃野開け天産物饒多なるを以て人人其の富に安んじ經濟上の競争少く隨て産業に意を致さず終に人後に落ちたるに外ならず養蠶の起源の如き頗る遠きものの如しと雖も唯僅に綿綿相傳へて明治の初年に至る爾來周到なる當局者の奨勵と社會狀態の變徙とに由り當業者亦刺激を蒙り頓に長足の進歩を爲したり今や實に年年養蠶戸數春蠶二千八百七十七戸秋蠶三千五百五十九戸^{大正二年}掃立枚數^{春秋}共一萬四千九百九十一枚の産額となり繭に於て一萬二千四百十六石生糸一萬二百二十八貫目に上り此價金四十九萬三千七百九十五圓の多きに達し本郡重要物産の一に指算せらる各村皆な飼育すれども就中盛なるは丸森、館矢間、大内、藤尾等にして角田町之れに次ぐ由來本郡は初夏の候風光和淳にして自然の形勢好く斯業に適し蠶糸家の前途洋洋春海の如く發達の餘地綿綿として甚だ有望なり。

第二節 蠶業の狀態

蠶業狀態

伊具郡に於ける養蠶は其産額に於て古來米作に亞ぐ重要生産の一なり而して之を十年乃至

二十年以前に於ける産繭に比較する時は品位實收共に劣等に傾けるの觀あるのみならず近時蠶業の收益尠なきを以て漸く斯業を廢するものを續出するに至りしは洵に遺憾なりとす現に過去數年間に於ける現住戸數と養蠶戸數と百分比を見るに明治三十三年の百に對する六十二戸なりし者が三十六年には五十戸三十八年には四十七戸四十一年には四十三戸となる而して大正元年には四十二戸と年を趁ふて漸減し來り大正二年度に於ては春蠶飼育戸數二千五百四十戸掃立枚數八千五百枚一戸當り三枚三分にして戸數枚數共に著しき減少を示す之が原因は近年糸價の低落を來せる等種種なる方面に胚胎するならんも主として桑葉の濫穫と施肥の不充分とに因るは言を俟たず即ち例年水災の結果米作の殆ど信じ能はらざると各自生活の不如意等より夏秋蠶共に旺んに行ふに至り春蠶秋蠶の別なく只濫穫を敢へてするに至り又一方には養蠶地として古來近郡に名を得たるを奇貨とし舊來の施設技能を過重視するの弊に陥り今日猶舊慣を墨守して更に新飼育法を顧す又桑樹の既に改植の時機を過ぎたるに拘らず之を放任して補植を行ふに留意せず因循を以て一般の風を爲し居る等の結果に外ならずと云ふ左れば當局に於ても如上の風を憂へ大正二年より郡農會の事業として例年農閑期に養蠶講習會を開催することに一決し一面勤勉力行の美風を鼓吹すると同時に飼育法に關する新智識を與ふる工夫を凝しつつあり桑葉濫穫の防止方法として大正三

年初めて郡農會に七百圓の豫算を置き一町五反歩の桑苗畑を特設して此處に苗樹を造成し之を秋蠶専用の桑園を作らんとする者に對し無償交付することとせり其他具體的の施設なきも大に改植補植及び施肥等桑園の保護繁榮に付奨励の端を開かる今桑畑反別及養蠶戸數其他を第三節以下に表示す。

第三節 桑樹の分析

養蠶は其生産額に於て米作に亞ぐ重要物産なること前述せる如し而して年年其の産額を増加するの現象なりと雖も顧みて之を十年乃至三十年以前に於ける産繭の品位に比較する時は徒に外觀の美を衒へ其實質の劣等に傾きつつあるは争ふべからざる事實にして絲量の如き反つて二三割を減少するに至るは要するに近年養蠶家の收益減少を啣ち製絲家の亦經營難を唱ふる所以たらずんばあらず如斯は主として桑葉の濫穫肥料の不足等に因る蓋し桑質の不良は主として培養の不良に基因するものなるを以て當業者深く茲に鑑み徒に産蠶の多量を期せず其實質の善美を圖ると共に桑畑の如きは寧ろ其の面積を縮少し退て施肥耕耘を懇切にし濫穫を戒め以て桑葉の多種と實質の善良なるに期せざるべからざるなり。

桑畑の肥料を定むるには先づ之に栽培する桑樹が土壤中より幾何の養分を吸収するかを知らざるべからず桑樹に就て分拆する所に依れば其の成分左の次し。

桑樹の分拆

絲量減少

種類	水分	窒素	磷	酸	加里
桑 (桑柄なし)	八〇、一四	〇、九〇	〇、二三	〇、四九	
新梢 (桑柄を含む)	八四、八六	〇、四三	〇、〇八	〇、四六	
枝	二二、三八	〇、五〇	〇、〇八	〇、四五	
桑拊全體	五〇、六八	〇、四六	〇、一〇	〇、四一	

右の分拆に依り一反歩より五百貫の刈桑を收穫し得るとせば其の含有する三要素の量は當さに左の如くなるべし 窒素 $61 \times 500 = 3.1120$ 磷 $10 \times 500 = .50$ 加里 $41 \times 500 = 2.05$ なり故に窒素三貫二百々磷酸五百々加里二貫五十匁を奪取する割合となるなり之を以て之れ以上を償還して次期の營養に供せざるべからず而して之等を償還するに適當なる肥料の配合は左の混合堆肥に人糞尿を加へて腐熟せしめたるものを可とす。

種類	數量	窒素	磷	酸	加里
葉	一〇〇貫	〇、六三	〇、一一	〇、八五	
落葉	五〇	〇、五四	〇、〇九	〇、一〇	
厩肥	一〇〇	〇、五八	〇、二九	〇、五三	
雜草	五〇	〇、二五	〇、〇五	〇、一一	

人糞	尿二十荷 (三〇〇)	一、七二	〇、二四	〇、八一
計	六〇〇	三、七二	〇、七七	二、四一

なるを表示すと雖も又左の如き割合もあり。

蠶糞	五〇	一、四六	〇、三八	一、〇三
雜草	三〇〇	一、五〇	〇、三〇	〇、六六
人糞	一五〇	〇、八六	〇、一二	〇、四一
計	五〇〇	三、八二	八、〇一	二、一〇

右は一二の例を示すに過ぎず理論上に於ける計算數なるを以て尙剩餘の分量を與ふるを要す亦土質の性狀に由り參酌すべきは勿論なるも普通において堆肥五百貫乃至六百貫にて足るべし。

第四節 桑畑反別

大正二年五月三十日

反別	見積反別	計	上の仕立別	桑畑反別百中仕立別	養蠶家桑畑一桑畑一
一九〇五、六	二九八、三	二、〇三、八	高木刈	桑速成混植	對于一戸に町歩當反歩當
一、九〇五、六	二九八、三	二、〇三、八	桑速成混植	桑速成混植	別桑畑反數
一、九〇五、六	二九八、三	二、〇三、八	桑速成混植	桑速成混植	別桑畑反數
一、九〇五、六	二九八、三	二、〇三、八	桑速成混植	桑速成混植	別桑畑反數

第五節 養蠶戸數

大正二年

養蠶戸數

飼養戸數

實

戸

數

春蠶	二、八一七	一、三〇二	一、三三七	三、四二二	二、六八〇	三、一五九	四、一四一	四
夏蠶	一	一	一	一	一	一	一	一
秋蠶	三	三	三	三	三	三	三	三

其一 (掃立枚數別戸數)

廿枚以上五枚以上十枚以上七枚以上五枚以上三枚以上二枚以上一枚以上一枚以下計

春蠶	三	五	三九	一五	三七	六六	七六	七九〇	一、六〇二	一、八七
夏蠶	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
秋蠶	三	三	二六	六五	一四	三八九	六〇一	一、〇七三	七、一三三	〇、〇三三

第六節 繭産額

繭産額

收

高

繭産額

養蠶立數一戸當

良繭玉	一〇、二九六	一、二八〇	五、七	三、三三	一、二、四六	四、三六	三、九〇	一、七、七三	八、八六	三、二、四六
繭屑	一、二八〇	五、七	三、三三	一、二、四六	四、三六	三、九〇	一、七、七三	八、八六	三、二、四六	
繭出穀繭	一〇、二九六	一、二八〇	五、七	三、三三	一、二、四六	四、三六	三、九〇	一、七、七三	八、八六	三、二、四六

其一 (春蠶)

收

高

繭産額

養蠶前養戸數一戸當

良繭玉	六、〇三三	七、七六	三、〇八	二、〇八	七、二九五	二、九七、二五	二、九六	一、〇五、四六	八、二、八四	二、五、二五
繭屑	七、七六	三、〇八	二、〇八	七、二九五	二、九七、二五	二、九六	一、〇五、四六	八、二、八四	二、五、二五	
繭出穀繭	六、〇三三	七、七六	三、〇八	二、〇八	七、二九五	二、九七、二五	二、九六	一、〇五、四六	八、二、八四	二、五、二五

其二

收	繭	繭	繭	計	價額	養蠶飼養戸數一戸當	掃立枚數一戸當
良繭	繭玉	繭屑	繭出穀繭	計	收繭高價	額收繭高價	額
四、四三石	五、四	一、九石	二、五	五、三二	一、二〇一、二五〇	一、六九八	六六、五九五
							七、八三石
							三〇、六五五

第八章 製絲

第一節 緒論

製絲業は古來蠶業と共に多少の發達を爲したりと雖文明的製絲の創業は最近の事に屬す蠶業が製絲業に伴はざる可からざるは勿論蠶業の發達を企圖すると共に製絲業も亦之に隨伴せざる可からず本郡の如きも往年繭を以て直に販賣し且つ製絲の法も極めて幼稚にして土州座繰臺足踏製絲器等を用ゆるに過ぎざりしが當局者製絲改良の急務なるを認め製絲場の設立を促したり商業者亦世運に鑑み金山には佐野製絲場角田には廣岡製絲場の如き有力なる事業家を見るに至れり由來製絲に最も大關係を有するは精良なる水の得難きにあり本郡幸に山高紫明の地涓涓玉の如き清泉抵る所に湧出し天恵に與かるもの多く蠶業と共に前途の隆盛を期するに足らん。

蠶絲製造戸數

第二節 蠶絲製造戸數

大正二年

器	座	繰	玉	絲	計
百人以上	五十人以上	計	十人繰未滿	計	十人繰未滿
一	一	二	一、六二二	一、六二二	三
			六二	六二	三
					一、六二七

第三節 蠶絲類產額 (總額)

大正二年

生	器	械	座	繰	玉	絲	屑	物	價額計
數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
四、五八三、二九	四、四六	三、七二九、五二	二、三三	七、八五、八五	八、二二〇、七〇	三、〇二	九〇〇	四、九三、七五	

其一 (械製器絲)

生	屑	絲	皮	芋	屑	物	價格計
數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
四、五八五、二九	四、四六	一	七、七九	一、五四〇	一、六〇	四、八〇	二、九〇、五六

其二 (座繰製絲)

座繰製絲

生 絲	熨 斗 屑	生 絲	生 皮 芋 屑	物	價 額 計
數 量 價 額	數 量 價 額	數 量 價 額	數 量 價 額	數 量 價 額	
三、七二一 四	一、九一三 四	七、二七 四	五、八六 四	四、三 四	二〇一、九六 四

其 三 (玉 絲)

玉 絲

生 絲	熨 斗 屑	生 皮 芋 屑	物	價 額 計
數 量 價 額	數 量 價 額	數 量 價 額	數 量 價 額	
一、二二 四	三、二二 四	一 四	九 四	三、三二 四

第 四 節 眞綿産額

大 正 二 年

眞綿産額

製 造 戸 數	數	量 價	額
六、七四	數	九 四	一、九三六 四

第 五 節 蠶種製造高

蠶種製造高

製造戸數普通(合格)	特別(無毒)	製造戸數普通(合格)	特別(無毒)	普 通 特 別 計
四〇 枚	六、二七〇 枚	二六、五八二 枚	一 枚	六、二七〇 枚
				二六、五八二 枚
				三二、八五三 枚

第 六 節 蠶種検査成績

大 正 二 年

蠶種検査

蠶種製種繭検査者收定合格	普通	蠶種	特 別	蠶 種	百 分 比 例
七五 石	三、八六 石	六、二七〇 枚	一 枚	九、八九三 枚	三、二五五 二、九八三 六
					計 不 合 格 有 毒
					一 三、三 三

第九章 牧 畜

第 一 節 緒 論

牧畜緒論

牧畜に地勢及地質が緊要密接の關係を有するは夙に畜産學者の唱導する所なり然り而して熟畜産の歴史を案するに由來火山脈の土地に自然的發達の跡あるは決して否定す可からざるの事實なり徳川幕府時代の經營に係る北海道有珠虻田牧場の如き仙臺青葉城外玉田平野牧場の如き鬼首の如き本郡大内村の如き昔時良馬を産出したるの跡あるは地勢及地質最も

畜産に適するものと言はざるべからず本郡大内村は地勢及地質最も畜産に適し到る處山ならざるなく往く所川ならざるはなし而して山野滋味多き雜草に富み又河川砂利多く水清くして到る處之を涉踏するを得べく加ふるに坂路多きを以て勞役に堪ゆるの性を有すると共に筋肉の發育を委にし寒氣烈しくして豪壯の氣を養ふに足り大樹巨石多きを以て之に慣れ敢て驚くことなし以て大に斯業を興すべく天興の馬産地たるなり古來東北地方は我國驥北の稱あり蓋し藩祖公の愛馬五頭の産地は本村字青葉の地なりと五頭は青葉城下に産して青葉城内に斃れたるは亦因縁ありと云ふべきか青葉は夷語「ワオバ」にして「ワオトリ」居る處の義なり古此地「ワオワオ」と鳴く鳥多きに因て此の名あり。

本縣畜産業の起原は得て之を詳にする能はずと雖も地理的形勢既に前記の如く山野廣漠に葛草繞多にして放馬の生育に適し且つ氣候及風土等に依り觀察するも古來馬匹を運搬用に使用せられたるは古記に徴して明かなり爾來幾多の星霜を経種種の方法に依り改良訓致の功を積みて遂に今日あるを致したる者なり而して馬政の沿革は明かにするを得ずと雖も仙臺開府以來の牧馬に關する事實大に徴すべきものあり即ち封内古來駿馬を出す青葉城外玉田湖以東の地は古歌の所謂玉田横野にして古著名の牧場なり此地より駿逸を出しこと舊記に見ゆ蓋し伊達氏の軍を行る必ず騎兵を用ひ嚮ふ處敵あるなし此を以て政宗公の治府を仙

畜産の起源

馬政沿革

馬廠を設

胤馬バル
シヤ國よ
り來る

馬市を國
分町に開

臺(千體は)夷語の「セブナイ」にして「廣き谷と譯す」に開くや大に馬匹の育成に留意し本丸直下に馬廠を置き廣瀬河畔に南北及中央の三厩舎を建設し三百十數頭の幼壯牡馬を飼養し如法の馬場を三ヶ所に設けて領内産馬の駿逸なる者を蒐集し諸士をして馬術を修練せしめ公屢臨見す元和九年後水尾帝仙臺産馬を樹はせ玉ふ茲に於てか仙臺産馬の盛名海内に振ふ相傳ふ藩祖封内の産馬を改良せんが爲め家臣支倉六右衛門に命じて種馬を「バルシヤ」國に求む胤馬舶載し來れる時公既に薨せられ且つ徳川幕府が海外交通を嚴禁したるの後なりしを以て之を南部領内に放てり岩手縣三戸地方に唐馬春沙の墓ありと云ふ降て綱村君貞亨三年九月産馬生馬に關する令規を更正し役員を設け不正を禁遏し獎勵監督至らざるなかりしが其後天明の凶歉ありて一時衰頽せしも文化七年執政中村日向、馬生産方元締中目義左衛門に命じ廣く駿馬を求めしめたるに南部七戸地方に彼の「バルシヤ」國良馬の血統存するを聞き牡馬の良質なるもの數頭を購求し之を玉造郡鬼首に貸下け飼養蕃殖を圖られ又だ城下に各馬場を新設して益育成に力を盡し天保度の凶荒にも舊業を維持し且つ毎歲四月を以て城下國分町に馬市を開き地方の駿逸を點檢糶賣し歴世の藩主皆其法を繼ぎ馬政の方針漸く確立したりしも明治維新後藩制廢せられ亦其係を見る能はざるに至りし者甚だ遺憾なりとす然れども政府産馬改良經營の急務にして國家の一大事業なるを知り日露戰役後已に馬政

局を特設し著著として之が獎勵に努むる所あり本郡大内村亦茲に見るあり疾く産馬組合を組織して馬種改良と蕃殖に力めつつあり將來大内筆甫の兩村は産馬地を以て任じたらんには五頭の如き良馬を産出すること亦疑を容れざるなり左に本郡に於ける畜産の實況を示す

産馬組合		牛頭數		馬頭數		産豚及斃豚	
第二節 牛頭數		第三節 馬頭數		第四節 産豚及斃豚頭數		第五節 家畜飼養戸數及羽數	
内國種	雜種	内國種	雜種	内國種	雜種	飼養戸數	成禽羽數
牝 計	牝 計	牝 計	牝 計	牝 計	牝 計	鷄	鷄
2630	56	381	105	173	173	375	375
30	381	105	173	173	173	375	375
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
2660	381	486	278	346	346	750	750
大正二年十二月三十一日		大正二年十二月三十一日		大正二年十二月三十一日		大正二年六月三十日	
現住戸數一戸當頭數		現住戸數一戸當頭數		現住戸數一戸當頭數		現住戸數一戸當頭數	
0.3		0.3		0.3		0.3	

第十章 工業

探卵高		家畜飼養		工場	
第六節 探卵高及産禽高		第五節 家畜飼養戸數及羽數		第一節 工場(所在地及持主名)	
探卵高(自前年七月一日至本年六月三十日)一箇年	産禽(二年中)	飼養戸數	成禽羽數	名	稱
1,310,041	1,310,041	375	375	佐野製絲場	金山町
14,143	14,143	375	375	耕野製絲株式會社	耕野村
1895	1895	375	375	所在地	創業年月
361,397,011	361,397,011	375	375	明治十九年七月	佐野理八生
24,759	24,759	375	375	明治四十二年八月	耕野製絲株式會社
9,24	9,24	375	375	工場主名	主要製品
3,53	3,53	375	375	生	絲
26,244	26,244	375	375	生	絲
7,501	7,501	375	375	生	絲
價額合計		價額合計		價額合計	
7,501		7,501		7,501	

其一 (設備及従業人員)

名 稱	原動力種類		直接作業に従事する人員	職工一人一日の賃金	夫労働消費高
	汽機	線			
佐野生絲	5	210	10	361	3931
耕野製絲株式會社	3	8	3	763	320
計	8	218	13	1137	4131
機業戸數	大正二年十二月三十一日				
工場内工業	1	1	1	1	1
家内工業	1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2
織工補助織工	大正二年十二月三十一日				
男	4	4	4	4	4
女	4	4	4	4	4
計	8	8	8	8	8

其二 (絹織物)

種類	數量	價額
紋織類	數量	價額
縮緬類	數量	價額
羽織類	數量	價額
斜子類	數量	價額
絲織類	數量	價額
紬太織類	數量	價額
手絹類	數量	價額
八ッ橋織	數量	價額
仙臺平地	數量	價額
其他	數量	價額
計	數量	價額

第三節 煉瓦及瓦産額
大正二年
本邦に於ける瓦製造戸數六戸職工中男八人女二人計六人にして其製造數量六萬七千二百個此價額千四百十二圓なり。

第四節 酒類醸造高

種類	醸造戸數	高
清酒	2	769石
焼酎	2	26石
其他	1	795石
計	5	810石

第五節 醬油味噌産額

種類	醸造戸數	高
醬油	1	737
味噌	7	5377

第十一章 林業

第一節 緒論

百年の計は木を種ゆるにあり本郡に於ける林野面積一萬三千三百七十七町七反五畝歩にし

斗藏山杉 日高社杉 秋田杉 百五十萬尺 造林功勞者

て實に田畑面積の二倍以上を占む概ね山脈連亘土質宜しきに適し天然の形勝森林の茂生を誘致するものありと雖も未だ林業の光彩を發揮するに至らざるもの頗る遺憾とす彼の斗藏山に於ける巨杉の風害を受け倒木せしものに徴するも日高神社境内に於ける現在杉に見るも前者の木理精緻色澤優美に後者の成木の天を掩ふの壯觀何人も見で以て造林の念を起さざるものあらん翻つて之を秋田杉の現況に見んが其杉材の上乗として全國に稱揚せられ建築材若くは器具として一般に重用せらるるもの實に一ヶ年百萬尺を越へ加工に由り生ずる收得を加ふれば優に百五十萬尺を下らずと云ふ其現今市場に現はるるものは文化年代に於ける(今より百年前)秋田藩主佐竹義和君の治世に係り造林の施設森林の保護監督に銳意盡瘁し一木一枝の微と雖も之を浪用するを許さず其結果現今幾百萬町歩の森林を形成して密林天を掩ふの壯觀を呈す之れが成木方法は三官七民の制を樹てたる如き或は種苗下付資産貸與の途を開き或は造林功勞者に賜はる優待の法を設けたる如き勸奨の至密用意の周到なる決して偶然ならざるを知るべきなり。

明治維新の後林野の管理を兩分して國有を大林區署に歸し私有を地方廳に屬せしめ林政の統一を缺くの觀ありしを以て一時仙臺藩林制の跡見るべきものなきに至らんとす然れども當局者森林經營の急務にして國家の財源たるを認識し其職に忠なる結果今より著著として事實の上に表現するや疑を容れずと雖も尙ほ民間に於て一層の留意する所なくんば當地方百年後の用材は之を他に仰ぐの止むを得ざるに至らんなり若し夫官林面積二千九百十七町五反三畝二十八歩の内部分木法に依りて造林するを得ば實に用途を他に求むるの要なきのみならず官民林の經營と相俟つて國利民福を増進するや疑を容れざるなり今左に林業の實況を掲げて當業者の參稽に資せん。

第二節 保安林箇所及面積

大正三年三月三十一日

土砂扞止林	水害防備林	防風林	潮害防備林	頽雪防止林	墜石防止林
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
八、九、六町	二町	一	一	一	一
水深池養林	魚付林	航行目標林	風致林	計	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
二、一、三、八、五、〇町	一	一	一	三、三、五町	三、四、四、一、八、三町

第三節 公有社寺私有林箇所及面積

大正三年十二月三十一日

公有社寺私有林	計
箇所	面積
一、〇、壹、三、六、一、三町	一、三、三、六、六町
二、〇、四、六、九、一、九、〇町	三、三、五、七、三町
三、二、九、六、九	三、三、五、七、三町

第四節 林產物價額

大正二年

六〇

林產物價額	丸太及角材	挽材	挽材	下駄材	竹	材	松皮及杉皮	竹	皮
	數量	量價	額數	量價	額數	量價	額數	量價	額數
	尺貫	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
	二、九六	六七、八	一、〇九三	四、三八二	八、〇三〇	一八四	七三三	三、六六八	四、八〇三
	二、九六	六七、八	一、〇九三	四、三八二	八、〇三〇	一八四	七三三	三、六六八	四、八〇三
	三、〇三三	〇、九五							
	椎茸(乾)	松茸(生)	諸菌類(生)	石	類	土	類	自然生蔬菜	下
	數量	量價	額數	量價	額數	量價	額數	量價	額數
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
	三〇	三元	四	五〇	四	四五六	二〇三	九、三〇〇	三、九〇〇
	三〇	三元	四	五〇	四	四五六	二〇三	九、三〇〇	三、九〇〇
	三〇	三元	四	五〇	四	四五六	二〇三	九、三〇〇	三、九〇〇
	三〇	三元	四	五〇	四	四五六	二〇三	九、三〇〇	三、九〇〇

第五節 木炭產額

大正二年

木炭產額	檜	炭	樺	炭	雜木炭	合	計	主業	副業	計	從業人員
	檜	炭	樺	炭	雜木炭	合	計	主業	副業	計	從業人員
	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	人
	九、一七	八、一三	一、〇	五、〇	九、九	二、五	三、七	一、六	三、三	一〇	二、二
	九、一七	八、一三	一、〇	五、〇	九、九	二、五	三、七	一、六	三、三	一〇	二、二
	九、一七	八、一三	一、〇	五、〇	九、九	二、五	三、七	一、六	三、三	一〇	二、二
	九、一七	八、一三	一、〇	五、〇	九、九	二、五	三、七	一、六	三、三	一〇	二、二

第十二章 工業

宮城縣下海陸產物の豊富なる風に東北唯一と謂ふれども近年漁業衰退の傾向を呈し農業の進歩又遅遅たるに反し獨り駸駸として發達の勢ひを示すものは鑛業を措いて他に之を親

鐵業

る能はざるなり本縣に於ける漁業が海に於ける生命たる如く本郡に於ける鑛業は陸に於ける生命なり假令農産其他の產物が年年三百萬圓を産するも陸や固と限あり鑛産に至りては之れ殆ど無盡藏なり資本家の投資にして其の宜しきを得たらんには泰山崩す可く大河の流域を變せしむるを得可し盛なる哉本郡南方の地鑛業の前途有望にして鐵鑛に石炭鑛に山として藏せざるなく地として在らざるなし先年八卷雄三郎氏等金山町に於ける鐵鑛の試掘を計畫したるのみならず昔時金山の開祖星傳藏氏の採掘せる形跡今尙ほ現存せり又大内村内には到る所に鑛鐵せる形跡ありて未だ鑛區の發見せられたるものなしと雖も大内村に於ける石炭鑛は從來屢屢試掘出願人あり今日まで實際之れが稼業を爲すものなかりしも近時仙臺市に於ける大野某等試掘出願に係る石炭鑛は其試掘經營の手配中なりと聞く隣縣相馬郡に於て石炭採掘の業盛大なるに獨り本郡の地經營見込なしと謂ふべからず然れども本郡に於て鑛業は現時最も幼稚の域に在れども之れ地中に藏するの乏しきにあらず時運の未だ至らざるなり殊に地上の樹木豊富なるを以て何人も林業の有利にして安全なると資本を要すること鑛業の如くならずして收利の速なるより人人之れに傾き敢て鑛業に指を染むる者なき所以なり。

石炭鑛

會社の組織

名	稱	營業の種別	所在地	創業年月	資本	拂込金	積立金
耕野製絲株式會社製	絲耕野村	明治四十二年八月	同	一〇、〇〇〇	三、一〇〇	—	
仙南信託倉庫株式會社倉庫業及蒲乾燥	角田町	同四十五年六月	同	一五、〇〇〇	三、七五〇	—	
角田馬車鐵道株式會社旅客及貨物運輸	同	同三十年十月	同	六六、三六〇	六、〇〇〇	—	
合資會社八雄館蠶種製	造丸森町	同四十二年六月	同	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	—	
鈴榮合資會社菓子製造販賣	同	同四十五年二月	同	一、二四〇	一、二四四	—	
佐熊合資會社物品販賣	賣角田町	同三十九年四月	同	一、二〇〇	一、二〇〇	六五	
角田合資會社陸上貨物運輸	同	同三十九年五月	同	三、〇〇〇	九〇〇	二四	
永山合名會社薪炭木材販賣	同	同四十二年十月	同	五〇〇	五〇〇	—	
石井合名會社農蠶物販賣動產賣館	矢村	同	同	一、二五〇	一、二五〇	—	
合資會社館矢間蠶種統	合蠶種販賣	同	同	一、四〇〇	一、四〇〇	—	
宮城清瀧電燈株式會社電燈及電力の供給	丸森町	同	同	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	—	

第三節 會社の組織

高橋合資會社米穀販賣及精米角田町同 十二月二、〇〇〇 一 一

第四節 銀行の株主株數及株券金高 大正二年十二月三十一日

銀行の株主	株主株數	株券金高株主計	高株券金高株主計
七 十 七 宮 城 農 工 宮 城 商 業 商 業 貯 金	—	—	—
株主株 主株券金高株 主株 高株券金高株 主株 高株券金高株 主株 高株券金高	—	—	—
二 三 四 一、四七〇 四三 一、五三三 三〇〇、七〇〇 五七 四、九七二 二六、三五〇 三 一三三 一、四〇〇	—	—	—
東 北 實 業 合 計	—	—	—
株主株 主株券金高株 主 計 株 數株 金出 資 計	—	—	—
七三六〇一〇、八〇〇 一一一一一六、九九三 三〇〇、七〇〇 一 三〇〇、七〇〇	—	—	—

第五節 農工銀行貸付金

農工銀行	年賦償還貸付	定期償還貸付	合 計
口數金 高口數金 高口數金 高口數金 高口數金 高口數金 高口數金 高口數金	—	—	—
六三、二四、一〇〇 三、一九、一〇、三三三 一、三、〇〇〇 二、一、四、一、七〇〇 六、三、七、一〇〇 三、一、一、一〇〇 三、一、一、一〇〇 三、一、一、一〇〇	—	—	—
年內貸付 年末現在 年內貸付 年末現在 年內貸付 年末現在 年內貸付 年末現在	—	—	—

郵便爲替

第六節 郵便爲替

局所數

口

振

數

金

出

高

口

拂

數

金

渡

高

七

九、一九二

九八、二六八

一〇、二三〇

七八、〇二三

第七節 蠶絲類及真綿相場(一貫目)

大正二年

生器

械座

絲

玉

絲

熨斗絲

生皮苧

屑

物

真綿

六四

五二

二六

八

九

三

二

第八節 繭相場(一石)

大正二年

繭相場

春

蠶

夏

蠶

秋

蠶

良繭玉

繭屑

繭出殼繭良

繭玉

繭屑

繭出殼繭良

繭玉

繭屑

繭出殼繭

四六

一七

四六

一七

九

一八

一

一

四四

一九

八

一八

組合組織

名

稱

事務所位置

有限責任櫻村積善信用購買販賣組合

櫻村

大正二年十二月三十一日

設立許可年月

明治四十四年四月

第九節 産業組合組織

大正二年十二月三十一日

無限責任藤尾村信用購買組合

藤尾村

同 三十五年三月

無限責任枝野村購買信用組合

枝野村

同 三十九年一月

同 丸森信用組合

丸森町

同 四十年五月

同 筆甫村信用購買組合

筆甫村

同 六月

同 東根村信用組合

東根村

同 六月

同 田林信用購買組合

大内村

同 七月

同 耕野村信用組合

耕野村

同 四十一年二月

同 大張村信用購買生産組合

大張村

同 四十三年五月

同 小齋信用購買販賣組合

小齋村

同 六月

同 館矢間信用購買組合

館矢間村

同 六月

同 江尻信用組合

北郷村

同 四十四年三月

同 櫻村信用購買販賣組合

櫻村

同 四月

同 山の内信用購買組合

丸森町

同 十月

第十節 産馬牛組合

伊具組合

區域

伊具郡丸森町、筆甫村、大内村、枝野村

第十一節 重要物産同業組合

大正二年十一月三十一日

同業組合

蠶絲同業組合 明治三十五年設立許可事務所角田町

第三編 神社。宗教。教育。兵事。衛生。交通

第十五章 神社及宗教

第一節 神社及神職

大正二年十二月三十一日

神社及宗教

國幣中社

縣社

郷社

村社

無格社

計

神職

社數

神職數

社數

神職數

社數

神職數

實人員

1

1

1

2

51

36

70

1

1

1

2

4

1

22

39

20

寺院及住職

天臺宗

眞言宗

淨土宗

臨濟宗

曹洞宗

黃蘗宗

眞宗

日蓮宗

時宗

合

計

寺數

住職數

寺數

住職數

寺數

住職數

寺數

住職數

寺數

住職數

寺數

住職數

住職數

162

220

223

33

22

11

4

1

2

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

神道及佛

神

道

佛

道

神道	修成派	黒住教	御嶽教	神習教	金光教	其計	天臺宗	眞言宗	臨濟宗	曹洞宗	日蓮宗	時宗	眞計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第四節 基督教

日本基督	日本組合	メソヂス	バプテス	基督教	クリス	ハリスト	天	主	其他	の	計
教會	講義	教會	講義	教會	講義	教會	講義	教會	講義	教會	講義
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第十六章 教育

第一節 緒論

本部の教育は明治維新の初期に當りてや封建時代の遺習を追ひて儒教主義の育英頗る旺ん
なりしものありしと雖も交通の不便よりして文明の思潮に接觸すること甚だ少なりし故
に新教習に至りては勢ひ他に一著を輸するの傾きありしが時世の進運に伴ひ官民一致して
漸く其刷新を計りたるの結果現時中等教育の如き既に其の設備を完ふし小學校に於ける就

教育諸論

學兒童の如きも能く學齡兒童男女平均百分の九十以上に達するに至れり而して小齋尋常高等小學校金山尋常高等小學校其他の小學校に於ても農業補習學校の附設を見るに至れり普通教育の狀況は次節及各町村に於ても概説す中等教育の狀況を擧ぐれば次の如し。

第二節 伊具郡小學校兒童出席歩合

大正二年度

尋常	最高	尋常	最高	尋常	最高	尋常	最高
男	女	男	女	男	女	男	女
九八、六〇	九七、八八	九三、三〇	九二、〇二	九六、二七	九〇、九四	八八、〇五	八五、八五
九八、六〇	九七、八八	九三、三〇	九二、〇二	九六、二七	九〇、九四	八八、〇五	八五、八五

第三節 伊具郡小學校兒童學業成績(滯級百分比例)三年五月一日

尋常	一尋	二尋	三尋	四尋	五尋	六尋	一高	二高	平均
七、九六	四、八八	四、一〇	四、〇五	三、一八	一、二二	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一

第四節 伊具郡町村立小學校教員

三年三月三十一日

尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計	尋常科高等科計
教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授
男 六九	二八〇	一七	一七	六	一	六	一	一	九三
女 三〇	一三〇	一六	一三	一三	三	一	二	四	三六

教員俸給別人員

第五節 伊具郡町村立小學校教員俸給別人員其一(尋常科教授本科止教員)

三年三月三十一日

十二圓	十三圓	十四圓	十五圓	十六圓	十八圓	二十圓	二十二圓	二十四圓	二十六圓	二十八圓	三十圓	三十四圓	三十八圓	四十四圓	五十圓
男 一	一	三	六	八	九	〇	一	一	三	四	一	一	一	一	一
女 五	二	四	五	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本科正教員

其二 (高等科教授本科正教員)

三年三月一日

女 一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
男 一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

正教員

其四 (專科正教員)三年三月三十一日

六圓以下	六圓	七圓	八圓	九圓	十圓	十一圓	十二圓	十三圓	十四圓	十五圓以上
女 一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
男 一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

其五 (代用教員)

三年三月三十一日

代用教員

尋常科教授

六圓以下	六圓七圓	八圓九圓	十圓十一圓	十二圓十三圓	十四圓以上	計
男	1	1	1	1	1	6
女	6	5	1	1	1	13

兒童總數

第六節 伊具郡學齡兒童總數

大正三年三月三十一日

既に就學の始期に達未だ就學の始期に達せざる者

人口百中學兒童

男	計	男	女	計
3,666	3,381	7,047	5,991	5,691
1,284	4,353	3,950	8,175	8,569
8,175	7,991	1,604	7,991	1,604

第七節 伊具郡學令兒童の就學

大正三年三月三十一日

就學不就

就學 不就學者

就學義務既生百中就學者

尋常小學校尋常小學校修業者卒業業者	計	猶豫免除其他計	男及女	男及女
男	2,818	830	3,648	1,800
女	2,671	692	3,363	1,000
			1,800	692
			9,949	9,949

第八節 伊具郡學齡兒童の旨

大正三年三月三十一日

盲

盲 聾 員

上の内學校に於て修業する者

學齡兒童千人中

男	計	男	女	計	合計
1	1	1	1	2	1,100
女	1	1	1	2	
計	2	2	2	4	

第九節

伊具郡町村立小學校數及學級教員兒童數

學級兒童數三年三月一日 學校教員三年三月三十一日

教員兒童數

尋常小學校	尋常高等學校	正教員	代用教員	尋常高等	計
本校分教場本校分教場	本校分教場本校分教場	本校分教場本校分教場	本校分教場本校分教場	本校分教場本校分教場	本校分教場本校分教場
1	1	1	1	1	6,866
9	7	1	1	1	1,926
7	1	1	1	1	4,990

第十節

町村立小學校の兒童及入學卒業兒童數

入學卒業兒童數

兒童數 (大正三年三月一日)	入學兒童 (二年度)	卒業兒童 (二年度)					
尋常科高等科	尋常科高等科	尋常科高等科					
男	3,305	3,253	3,630	5,451	4,869	3,480	1,418
女	3,077	1,693	2,464	6,181	8,054	3,991	800
							4,779

第十一節 角田中學校沿革

大正三年

角田中學校

獨立校となる

角田中學校の創立は明治三十四年四月にして當時宮城縣尋常中學校伊具郡分校と稱し角田小學校校舍を教場に使用し同月五日開校式を舉ぐ宮城縣尋常中學校校長下條幸次郎其事務を管掌せり同二十一年四月宮城縣中學校伊具郡立分校と改稱し同三十二年四月中學校令第二十條に依り向ふ五ヶ年間存置せらるる事となり同三十三年宮城縣第一中學校伊具郡立分校と改稱せられ翌年四月全く獨立して宮城縣第四中學校と改稱し首席教諭佐藤龜世校長に任せらる然るに従來の校舍極めて狹隘にして授業上差支少なからざりしが三十三年八月伊具郡會は之が爲めに校舍を新築して縣に寄附の議を決し三十五年一月に至り地を角田臥牛館なる舊館址に卜し直ちに起工し其年十二月二十八日に至り竣成したるに依り新校舍に移轉せり三十七年一月十四日佐藤校長長野縣立松本中學校教諭に轉任し其後任として教諭櫻井廣利校長に任せらる同年六月一日宮城縣立角田中學校と改稱す四十二年四月二十三日櫻田校長宮城縣立仙臺第一中學校長に轉任し其後任として宮城縣立仙臺第一中學校教諭理學士長村作馬校長に任せらる尋て四十一年十月 東宮殿下行啓記念として本校に文庫建設の件職員生徒間の協議に依り各自の出金を以て翌四十二年一月工を起し其年十月竣工せしを以て之を縣に寄附せり之本校沿革の概要なり。

文庫建設

第十二節 職員受持狀況

種別	定員	每週受持時間	擔任事務	兼職	族籍	氏名	生年月日
校長	一	受持學科目時間計	校長	東京	長村作馬	明治六年二月六日	
物理化學	一	四六	級主任	宮城	佐伯孝平	一七年三月一日	
修身	一	四六	級主任	宮城	吉田穗並	二年五月九日	
英語	一	九二	級主任	宮城	平橋本顯也	二年三月三日	
國語	一	九二	級主任	福島	平橋本顯也	二年三月三日	
算術	一	九二	級主任	茨城	平鈴木靖文	久三年五月五日	
博物	一	九二	級主任	石川	士池上綱他郎	明治二年二月六日	
地理	一	九二	級主任	山形	士石原重思	慶應三年九月三日	
歷史	一	九二	級主任	靜岡	平江間常吉	明治二年二月七日	
漢字	一	九二	級主任	宮城	士大越瑞雄	同 一四年三月二日	
習字	一	九二	級主任	宮城	平永山三郎	文久元年二月二日	
代數	一	九二	級主任	宮城	平和田豐次郎	明治八年二月二日	
幾何	一	九二	級主任	宮城	士岩淵謙之助	慶應二年七月四日	
體操	一	九二	級主任	島根	平原義朝	明治二年二月六日	
圖書	一	九二	級主任				
書記	二		會計				
囑託教員	三		舍心				
英國	一	七二	舍心				
英語	一	七二	舍心				
國語	一	七二	舍心				

擊 劍 七 七 校内監督
囑託醫へ 一 衛 生

宮城、平 齋藤龍三郎 同 一四年一月二日
宮城、平 横山丈四郎 慶應二年四月三日

第十三節 生徒教養の状況

大正三年

本校生徒教養の方針は前學年と同じく他日社界の中堅たるべき國民を養成するに在るが故に先づ品性の陶冶を基礎とし以て智能の啓發を爲さしめん事を期せり即ち教育 勅語の聖旨に基き修身科に於て國民道德の要領を教授し之を中心として諸學科を統合し且之に基きて實踐躬行せしむるを旨とし明治十七年以來校の内外に於ける監督方法を勵行し父兄會を開きて校外に於ける生徒の動作及性狀等を知ると共に生徒をして自ら戒め自ら省み以て操行の進善を期せしめ又日課の豫習及復習を勵行し時時臨時の試験を爲して智識の習熟と活用とを圖り併せて體育獎勵上校費の許す限り相當の施設を爲すのみならず劍道柔道は副科として課すること正科の如くならしめ以て壯快剛健有爲の學生を養成することに力めつつあり其方法は左に概述せるが如くにして智識の啓發操行の取締及進善運動の獎勵等は其功果逐年顯はれ來るものの如き今後の獎勵を要すること未だ頗る多きものあるを覺ゆ。
(左記之を略す)

第十四節 郡立角田實科高等女學校

大正三年

實科高等女學校

當地方未だ女子教育を重視せざるの時に當り明治四十年に於て本町に女子實業學校を興し女子の實業教育を企圖せるは本郡の聊誇りとすべき所なり然れども世運の進展未だ斯校の隆昌を促進する迄の程度に至らず時に廢絶の悲運に陥らんとせしこと一再に止らざりしも幸に命脈を保つて實科高等女學校と變更するに至り爾來一般地方民も女子の普通教育と共に實科的教育を授けて地方實際の家庭的婦人を養成し以て滔滔浮華に流るる時弊を矯正するの要務在るを悟り加之都會に女子を放任するの危険なりとの心配もなく學費も少なくて事足るを以て近時父兄等喜んで子女を入學せしむるの傾向あり大正三年の如きは凶作水害等の後を受け疲弊の窮境に在るにも拘らず意外の入學者を見るに至れり一方郡當局に於ても亦熱心に女子教育の必要を唱導し大正二年及び同三年とも同校の豫算に對して異議なく原案を可決せり將來同校は本郡及隣郡に於ける女子の實業教育の中心として益々發展せしめざる可からざる地位に在りと云ふ可きなり。

第十五節 高等女學校沿革及現況

大正三年

郡立角田實科高等女學校は明治四十年五月徒弟學校規定に依て創立せられ角田女子實業學校と稱し女子に必要な技藝と學術とを授くるを以て目的とせり然るに當時入學希望者極めて尠なく郡當局及び職員等の苦心經營も辛ふじて學校を維持し得るに過ぎざりしが明治

實科高等女學校沿革

補習科を
設く

四十四年七月高等女學校令に由て實科高等女學校と改稱し組織を變更して高等普通教育を授けると共に家政に關する一切の學科を教ふる事となりしより年年生徒數も増加し漸次校運の發展を見るに至れり其修業年限は四ケ年にして普通教科目以外に家事裁縫及び手藝等を授け學科目中一科又は教科目を修むるものを選科生として收容し卒業生に對しては一ケ年間の補習科を設く普通教科以外の實科としては裁縫家事及び實業に重きを置き裁縫は所定の要目に準據すべきは勿論成るべく費用を節減し且つ家庭の實況に適合せしめんが爲め凡て有り合せの材料を持參せしむる事とし猶缺乏を告ぐるものは特に貸與の方法を講じ家庭は理論を尠くして實習を多くし割烹は三四年及選科補習科に之を課し農家手作の材料を用ひて田舎料理を主とす農業の實習は大正二年度より施行せられ主に蔬菜栽培を爲さしめ別に模範的桑園を設けて實習と共に見學比較に供し其他桑樹改植果樹栽植にも從事せしめ冬季は製絲屑繭整理眞綿掛等を教ゆ學校敷地運動場花園實習耕地等合せて千四百七十一坪ありて校舎は四棟より成り一ケ年の經費四千四百八十三圓大正三年度に於て現在の生徒數百九十五名内本科百三十九名補習科十七名裁縫科三十九名あり而して創立以來二百五十一名の卒業生を出す大正四年春本町出火に際し本校舎及所屬建物類焼に係り全部焼失せるを以て現今立町に於ける同校所屬養蠶實習所を假校舎に充て授業しつつあり而して

模範桑園
實習耕地

新校舎は經費二萬二千七百圓を以て新築のこととなり大正五年八月頃までには新校舎落成の豫定なりと云ふ現校長は阿部恭作氏なり。

第三篇 兵事。衛生。交通

第十七章 兵 事

第一節 緒 論

兵事緒論
交通遮斷
南朝の募
兵

伊具郡の開発は固と防備主義に在り蝦夷北退して此處に駐まるも防備に在り王朝時代に於ける群雄の割居も防備に在り封建時代に於ける伊達氏の政策も兵農兼備の主義に在り實に本郡の開発は軍事に關係する所大なりと雖も吾人は軍事に於て不幸門外漢なり軍事的素養あるにあらず軍事的智識あるにあらず然れども吾人北海道民は日露戰爭に依りて最大なる經驗を與へられたり浦鹽艦隊の津經海峡横行是れなり當時交通は遮斷せられ道民は常に恐慌せしに止まらず金華山洋及盤城海洋以北の状態は如何當時北海道の如きは生命財產擧げて危殆に瀕し人をして寒心に堪へざらしむ吾人は顧みて當時を思毎に長大息せずんばあらず今や全世界殆ど戰爭の巷に在り世界の統一者なき限り陸海軍の必要なる豈識者の言や俟たんや而して本郡民は南北朝時代に於ける義勇軍として南朝の爲め其の募りに應せり日

清、日露の兩役に就ては第二師團に屬して出兵せり其陸軍管區は第二師管第三旅管福島聯隊區に屬す今兵役に就て一言せん。

服従を悦
戸籍面の
移住

戦國時代

近來教育の進歩に伴ひ著しく兵役に關する義務の觀念徹底し青年は勿論父兄等に至る迄進んで兵役に服することを悦ぶに至りたり之に反して明治十二年頃の府縣一般の狀況は如何本郡の狀況は如何當時北海道が徴兵令未施行地の故を以て府縣人が兵役を免れんとしし北海道移住を企てたるもの多く其の甚しきに至りては人の移住にあらずして戸籍面の移住者多く足未だ津輕海峡を踏むの勇氣なきも其の兵役を免れん爲めの戸籍面の移住に至りては吾人歎息せずんばあらざるなりき西南の役日清の役等は吾人に教ふに所謂士族の氣風を養成せり今や徴兵検査の結果合格者に對して父兄親戚共に其名譽あるを喜び不合格者に對しては男子としての不名譽たるを歎くに至る噫三百年來士分として養成せられたる氣風は明治維新以來一時其の跡を絶たんとするの有様なりしも十年の西南役以來或は臺灣の間罪となり朝鮮の騷擾となり日清戦役となり日露の大戦役に次ぐに日獨戦役となる維新宏業の跡を受けたる我國が最近三十年間殆ど戦國時代に於けると一般なりしを以て國民の氣風は乍ち士風即ち軍人化するに至れり之れ勢ひの然からしむる所にして亦大和民族の當然享くべき氣風とは言へ戦國時代の賜ものと言ふべし左に陸軍軍人海軍軍人現役及豫後備役將校以下

下の狀況其他を示す。

第二節 陸軍軍人 大正三年十二月三十一日

陸軍軍人

將校同相當官 准士官下士同相當官

兵

卒

合計

現役 豫備 後備 補充兵 計 合計
一〇 九二〇 二九三六 三四七五 一四五二 八五四六 七三八〇 九〇六三 〇三八三 二二二二

第三節 海軍軍人 大正二年十二月三十一日

海軍軍人

一 一 一 三七三一 二 七〇二 〇四 二四 一 一二八 一九八
六九 二 一七二 四一八 二三四 四六九 四一 五八 三九二 八八 二、九九九 三、二七六

第四節 壯丁の體格検査成績

壯丁の體格

甲種 乙種 丙種 丁種 戊種 計 百分比 例
第一 第二 第一 第二 第一 第二 第一 第二 第一 第二 第一 第二 第一 第二 第一 第二 第一 第二
一九五 五八 一一六 一八五 三九 二 五九五 三、二八 二九、二 三、八〇

第五節 壯丁の教育程度 大正二年十二月三十一日

壯丁の教育程度

甲 乙 丙 丁 計 百分比 例
中學校卒業 中學校卒業 高等小學高等小學 尋常小學尋常小學 讀書記算 讀書記算
業以上の同等の學力卒業以上業同等の學卒業以上業の學力と術を解しを解し得
者 者と認むる者の者 力と認むる者のもの 認むるもの 得る者 ざるもの
一九 九二二 二 八二五 三 二一〇 五七 一八 五九五 四、七 八、四 五、九 二、六

海軍志願兵

第六節 海軍志願兵		大正三年十二月三十一日	
志願人員	受驗人員	成績	採用人員
九一	八七	合格 五四	不合格 一三
		定期 一八	補缺 一八
		計	一八

第十八章 衛生

第一節 緒論

衛生緒論

本郡の衛生は各町村に亘りて公衆衛生的の設備稍完全なるも個人衛生思想の發達遲遅たるを免れず蓋し伊具の地人煙稀薄にして加ふるに交通不便なるも未だ各種工業の隆興するなからず健康傷害の媒介なきを以て衛生の重きを知らず只舊慣に倣み單に個人自營の方法に由りて満足するの傾向あるに因る而して本郡の主なる傳染病は赤痢及腸室スラホーム等にして其のトラホーム病たるや或る村落に於ては殆ど風土病の如き憾ありしも當局者深く衛生に留意する所あり全力を之等未然の防遏と撲滅とに捧げつつあり近時に於てはトラホームの恐るべきこと及び之が豫防法等にも注意し又治療等をも受くるに至れり又毎年春秋二季一般町村民の検眼を爲して該病に罹りたるものは治療を受けしむることとせり。

醫院は各町村内到處一醫院位の設置を見ざるはなく就中角田町には横山醫院外四五の醫院ありて衛生上些の不便を感ずることなきが如し。

第十九章 交通及運輸

第一節 緒論

交通運輸緒論

國力の充實は産業の振作に因し産業の振作は交通機關の完備にあり交通機關茲に完備し始めて運輸政策の運用自在を極むるを得可し之を以て地方發達の遲速は交通機關の整否運輸政策の弛張に因らずんば非ず本郡は仙南四郡の中央に僻在すと雖も其發達甚しく他郡に後れ而して世運の推移に伴ひ今日ある所以のもの蓋し阿武隈川に依る舟楫の便夙に開け而かも道路開鑿の事比較的に進捗し馬車運送の業並び行はれたればなり只だ惜む鐵道の敷設人後に落ち不幸にして文明の利器に接觸するを得ざるの一事とす常盤線既に業に開通して沿道の殖産事業に絶好刺撃を與へ之れが爲めに隣郡亘理及相馬地方の富澤一時に開發せられんとす若夫れ明き通し峠の開鑿工事をして地方人の希望の如く行はれ一日も早く縣道に編入せられたらんに本郡に於ける東部交通機關は稍々見るべきの域に達す可し加之角田馬車鐵道株式會社は既設の馬車鐵道を改修し及車輛を改良増加して輸送力を進むるの計畫

成り其工事の著手又將に近きにあらんとす翻つて之を海上に見るに鹽釜の築港事業今後六七年の後に於て完成するものとせんか三陸地方は勿論北海道樺太及び太平洋沿岸の諸港に通じ南は東京其他に通ず若し夫本郡東西の交通を完備する上に於て阿武隈川風呂渡船場附近に架橋するを得たらんには郡内の面目頗に一新して交通機關は殆ど完成の域に達し運輸政治の運用も始めて自在なるを得可し。

第二節 街道里程

相馬街道（伊具郡館矢間より福島縣駒ヶ崎に通ず）自伊具郡館矢間 至福島縣界三、里一四、四一間。

第三節 角田馬車鐵道

槻木街道（伊具郡館矢間より柴田郡槻木町に至る）一二、哩一九。

車種	馬數	乗客	貨物	計
客車	四	一七五三、六二六	一、四九八	八、七四八
貨車	二	九一	九、六五九	

第四節 阿川の舟路

通船箇所名	通船里程	船積高
伊具郡耕野村—亘理郡荒濱村	一三、〇〇町	二〇石

第五節 著大橋梁

橋名	所屬郡名	費途	橋賃	長	幅	架設及架換	川名
阿武隈橋	伊具郡私	費	木	九七、〇	二、三	明治廿五年五月一、八〇〇	阿武隈川

第六節 郵便及電信

大正三年三月三十一日

局數	切手	函數	郵便物數	小包個數	電信
集配無集配	賣捌所	取集	配達	引受	配達
六	一	四三	四八五、〇〇五	一、〇六一、八五五	七、一八七
					二、二三七
					三
					八、四七一、〇四七

第七節 電話

大正三年三月三十一日

電話事務取扱所	自動電話	普通加入區域	特別加入區域	計
交機	通信	全通	未全通	全通
一		四四	六	四四
		六		六

第八節 電燈

電燈

線路長	線條長	街路基數	各	戶	燈	點火數
五、五	二〇、四	五三	戶數	二二五	七一六	三、六五七

第四編 議會。財產。租稅

第二十章 議會及官公吏文書

第一節 緒論

王綱紐を解き武門政權を執つてより茲に六百餘年時連の大勢力は極東の島帝國をして全世界の文明に貢献せしむべく一大衝動を與へ來れり而して時代の精神は最も良好なる状態に於て之を感受し破壊と建設との甚だしからざる程度に於て殆んど並行し以て敏速に進み正確に結了せり所謂王政維新是れなり。

第二節 政黨

明治二十二年憲法の發布あり翌二十三年を以て帝國議會を東京に召集せらるるや在野の政黨互に主義綱領を發表し政費節減民力休養官紀振肅責任内閣條約改正整理對外硬の諸問題を提げて内閣と對峙し大に黨勢を張り盛に黨員を募り支部を各縣に設け役員を各部に置き

黨籍を備へ黨員を録せり伊具郡有志者亦各其選む所に從ひて黨籍を異にし互に政見を主張して國家の重事より地方の瑣事に及ぶ迄論争絶へず公會の代表者選舉毎に必ず黨員を推して公認候補者なるも、を擧げ黨員周旋して當選を争ふ之を稱して運動と云ふ明治二十三年に至りて東北政友會起り尋で宮城政社となり爾來沿革あり自由黨改進黨大同團結國民協會愛國公黨帝國黨進歩黨憲政本黨政友會立憲進歩黨皆支部を仙臺に置き互に黨勢を各部に圖る本郡亦其選む所に從ひて屢々其の黨籍を異にせり然れども近時二大黨派に依りて其潮流を異にせり一は政友派にして他は同志派なり之れが勢力の分布は政友會員最多數にして尤も勢力あり之に次ぐを同志會とす次節に於て貴族院多額納稅議員互選擇を有する者衆議院議員選舉其他を掲ぐ。

第三節 貴族院多額納稅議員互選擇を有する者

明治四十四年四月二十日

議會及官公吏

氏名	現住所	職業	直	接	國	稅	納	額
氏家 丈吉	伊具郡角田町	金錢貸付業	二、三五、九〇	九六、五〇	六九、一五〇	三、二四、五〇	計	

第四節 衆議院議員選舉

明治四十五年五月

衆議院議員

宮城縣 直接納稅 十圓以上 のものを 納むる者	選舉權を有する者	投票數	投票せざる者	被選一人 の氏名を 書し能は る者	現住戸數 中有權 中投票せ ざるもの
華族 士族 平民 計	有効 無効 計	四一、一九四	七五	七五	一六六、九一五、九

第五節 縣會議員選舉

明治四十四年九月二十五日

縣會議員

議員數	選舉權を有する者	被選舉權を有する者	現住戸數百中	投票數	投票せざる者	有權百中
二	一、九七四	一、一九五	二四、九	一、七九四	二六	一、八八二
						一五三
						七七

第六節 郡會議員選舉

明治四十四年九月三十日

市會

町會

村會

議員數

選舉權を有するもの

現住戸數百中選舉權有權者

三

一二

一五

一八五

三、六五八

四七、九

第七節 郡會議員

大正四年十二月

郡會議員

町村名	氏名	町村名	氏名
角田町	齋藤榮助	同	氏家丈吉

角田町	小野儀左衛門	櫻村	武者直助
北郷村	我妻三平	西根村	大沼梅治
西根村	庄司政之助	大張村	佐藤誠一
耕野村	布施俊苗	館矢間村	岡崎湊
館矢間村	本多三學	丸森町	成田鶴吉
丸森町	齋藤傳藏	同	大槻善治
筆甫村	目黒萬治	大内村	高橋直吉
大内村	石田嘉之吉	金山町	伊藤源也
小齋村	松野金十郎	枝野村	菅野勇治郎
藤尾村	阿部龜治	藤尾村	土居致敬
東根村	三品彦六		

第八節 町村吏員

大正二年十二月三十一日

市町村長	助役	收入役	常設委員	區長及區長代理	書記及事務員	合計
人員支給額	人員支給額	人員支給額	人員支給額	人員支給額	人員支給額	人員支給額
一五一九六一	九一	一三二四八	四四	五二五五	一四四	七八六九二
		×一	×一	×一	×一	×一
		四八	六八	五二五五	一四四	七八六九二
		四	四	七	八	六
		九	二	三	九	九

第九節 町村會議員
大正四年十二月

町村名	氏名	氏名	氏名	氏名
角田町	星見橋治	廣岡政造	小野儀左衛門	尾崎唯一
	高山善右衛門	手塚直次郎	笹森富之助	松川理三郎
	馬場榮次郎	板橋澤治	櫻場彦治	氏家丈吉
	小川卓造	笹森清之助	手塚善治	本間倫平
櫻村	竹谷源平	齋藤榮助		
	加藤久之助	加藤與惣	本田喜藏	屋代良造
	加藤安治	鈴木留吉	穎川陳三郎	武者直助
	今内具亮	角川鈴三		
北鄉村	船迫嘉四郎	佐藤覺之助	渡邊京	齋藤留之丞
	佐々木健治	馬場庄平	齋藤力之助	鈴木富之助

町村會議員

町村吏員

西根村	遠藤鏑治	遠藤圓太郎	我妻三平	水野文藏
	高橋和一郎	鈴木文平	大沼梅治	堀米常治
	堀越欽之允	目黒榮治	遠藤彦三郎	大槻政吉
	庄司德次郎	日下惣八	太田市四郎	
大張村	佐藤留吉	佐藤惣治郎	佐藤嘉助	佐藤榮藏
	佐藤新治	佐藤忠吉	谷津茂吉	八島清吉
	佐藤右膳	佐藤誠一		
耕野村	谷津儀十郎	八島榮次郎	八島梅次郎	谷津宗之助
	布施俊苗	一條助次郎	錦戸常吉	大槻榮吉
	齋藤要	谷津文四郎	八島忠吉	
館矢間村	佐藤長助	小形龜三郎	松井榮三郎	高城小次郎
	齋藤喜膳	石井平吉	小島菊平	半澤豐治
	長谷部吉藏	佐藤壽太郎		
丸森町	齋藤傳藏	長井吉次郎	一條龍藏	金子源六
	谷水岩藏	齋藤宏	石森善三郎	大槻善治

佐久間庄六	佐伯幸藏	成田鶴吉	船山長治
香高祐治	鈴木彌十郎	宍戶茂右衛門	石川貞治
引地十吉	目黑忠七	引地勝之助	酒井恒太郎
木村初太郎	菊地豐吉	目黑萬治	池田膳
佐藤文四郎	阿部龜太郎	石田專之助	駒場兵助
佐藤圓之助	阿部德三郎	横山關藏	目黑辰藏
目黑謙三	荒惣太郎	保科松治	
金山町	伊藤源也	沼崎太平	目黑與三郎
	水沼善三郎	星友治	星忠之助
	太田多喜治	太田吉次郎	伊藤多利治
小齋村	森勇馬	戶村進	今野陽助
	星源九郎	八卷勝之進	黑田幸吉
	松野留衛	天野榮吉	星篤郎
枝野村	笹木善次郎	齋藤又吉	小野友之進
	毛利良吉	齋藤唯治	渡邊謙次
			佐藤友治

藤尾村	只野幸右衛門	澁谷春吉	横山丈八	菅野勇次郎
	堀田良景	佐々德齋	土生徳兵衛	森俊治
	横澤勇吉	森合朝次郎	加川安太郎	齋藤友吉
	星甚七	牛澤順造	一條川房治	
東根村	三坂喜二郎	佐藤彦七	佐藤作右衛門	大槻儀十郎
	後藤熊之丞	寺島久之助	齋藤深吉	三品久之丞
	鈴木幸之助	村上藤五郎		

第七節

伊具郡役所職員

大正五年三月

郡長	正七位 永井準一郎	郡書記	宮川兼藏
郡書記	村上幸治	同	遠藤爽吉
同	油井孫左衛門	同	清水政次郎
同	淺川純一郎	同	飯田陳次
同	星見桑夫	郡視學	山本緑之助
技手	駒井謙藏	農業技手	後藤吉之助
農業技手	佐藤儀三	事務員	日下倫平
兼郡事務員			

三年	二一年	四十五年	四十四年	四十三年	四十二年	四十一年	四十年
六三二,六二〇	六〇三,八七三	七〇七,〇七三	七八,〇八三	五六四,三七三	五六四,三七三	四八〇,九六六	六〇,七五五

第五節 郵便貯金

取撥局	預入	拂戻	本年	度	未	現	在
所數	度數	金額	預人員	預金額	人口百對	人口一人	預金額
七五,三八三	四五,五七三	四,四四七	五,四九〇	九九	六,四九六	七五,二七二	一三,一一一

第二十二章 租稅

第一節 租稅負擔額

直接國稅	縣稅	市町村稅	合計	平均一戶當(現住)	平均一人當(現住)
五九,〇〇五	六六,二六六	八六,九五二	二,三五五	七,七五二	八,六六二
直接國稅	縣稅	市町村稅	合計	平均一戶當(現住)	平均一人當(現住)
四九,六七七	五,五九〇	七,九三八	四三〇	一七	五九,五三二

第二節 國稅賦課額

地租	所得稅	營業稅	礦業稅	砂鑛區稅	賣藥營業稅	合計
四九,六七七	五,五九〇	七,九三八	四三〇	一七	五九,五三二	四,四九四

第三節 國稅徵收額

通行稅	合計	酒稅	醬油稅	織物消費稅	取引所	合計
六四,一四六	一四,九六三	一,三三九	四三二	一六,七五三	八〇,八九九	

直接

地稅	所得稅	營業稅	礦業稅	砂鑛區稅	賣藥營業稅	合計
六四,一四六	五,五九〇	七,九三五	二六一	一七	五九,四八〇	四,四九四

第四節 縣稅 其一 (豫算)

地租割	營業稅	商業	工業	雜種稅	戶數割	營業稅	礦業稅	所得稅	賣藥營業稅	合計
三〇,二二〇	二,二二六	七四	五,四七三	二〇,六五〇	一,五九七	二	一,五三三	一	六二,四九六	

其二 (決算)

大正二年度

地租割	營業稅	雜種稅	戶數割	營業稅	營業稅	所得稅	合計
三、〇七六	商業	五、三三六	三、九二四	附加稅	附加稅	附加稅	六、一六六
一、八七九	工業	一、五八四	一、五八四	附加稅	附加稅	附加稅	

第五節 町 村 稅 (豫算)

大正三年度

直接國稅附加稅	直接縣稅附加稅	特別稅	合計
地租所得稅營業稅鑛業稅賣藥營業稅附加稅	戶數割營業稅附加稅	反別割戶別割牛馬稅	三、八三五
一三、八三〇	一、九八二	二、四二二	

第六節 町 村 稅 (決算)

大正元年度

直接國稅附加稅	直接國稅附加稅	特別稅	合計
地租所得稅營業稅鑛業稅賣藥營業稅附加稅	戶數割營業稅附加稅	反別割戶數割牛馬割	九、一八二
一四、九四六	一、七六七	一、一〇七	

第七節 町村賦課率

町名	直接國稅附加稅 (本稅一圓に付)	縣稅附加稅 (本稅一圓に付)	同上一戶數割附加稅
角田	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	六、六八九
九森	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	九、八三四
金山町	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	八、四八一
筆甫	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	一、一六八
大內	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	八、九三三
小齋	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	七、五、一六〇
枝野	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	一〇、九九九
藤尾	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	九、二〇八
櫻根	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	九、二〇八
東根	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	五、七二九
北郷	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	八、三三九
西根	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	二、四九五
館矢間	九〇二二〇一五〇一五〇	四〇〇四〇〇〇	八、四〇〇

第七節 郡入出決算 (歳出) 大正元年度

歳出	神社費	會議費	郡吏員費	教育費	勸業費	選舉費	郡費取扱費	其他	計
	一〇七三七	四四五三	七三七	八一三	二	三八	六〇五	八四二	
郡歳入出決算 (歳入)									
大正三年度									
経常部	雑収入	町村分賦額	計	繰越金	國庫補助金	計	合計		
	七二五	六、四〇七	七、一三二	二〇二	六、六二九	二〇七	七、三三四		

第二十四章 慈惠救済及褒賞

第一節 緒論

本郡に於て最近金穀財産等を寄附せし者三十二人にして大正二年中木杯を下賜せられたるもの六人褒状を下附せられしもの二十六人あり其他人命を救助せしもの又は徳行のもの公益を起せしもの若くは公共事務に勤勉せしもの等なし羅災救助及褒賞者其他を示せば左の如し。

第二節 羅災救助 (水災)

伊具郡に於ける大正二年羅災救助の状況を表示せば次の如し。

炊出救助	食料給額	小屋掛材料	就業器具
戸数人員金額	戸数人員金額	戸数人員金額	戸数人員金額
八三三	四、六四一、八七五	五二八	二、八七六、二八七
三三三	二、五〇五、七〇〇	三三三	二、五〇五、七〇〇
被服費	種粉給與	種麥給與	避難所費
戸数人員金額	戸数石數金額	戸数石數金額	箇所金額
八三五	七二二、三三三、〇五〇	三三三	九三三、四二七

第三節 褒賞

受賞者	木杯	同上	賞與品	種別
人命を救済せしもの	徳行の公益を起しに勤勉せし者	公共事務に勤勉せし者	組	個
1	1	1	6	26

第四節 日本赤十字社員及年釀金額

名譽有功特別正終身	正社員	賛助員	合計	上の内	中年釀	人口千に
1	1	1	1	男	1	1
1	1	1	1	女	1	1
1	1	1	1	合計	1	1

第五節 愛國婦人會員及會費

有功	特別	通常	贊助	計	年中會費收入額
六	四五	七〇九	五	七六五	一二三

第六編 川名及郡名の起原、所領の變遷、伊具郡概觀、治水、伊具郡是

第二十五章 阿武川名及郡名の起原

第一節 緒論

阿武隈川は素と阿福麻川と稱し次で逢隈川と呼び更に現在の字に改まり南阿隈武川の上流は所謂猿跳の嶮にして元と伊達郡に屬す康平の亂に安倍貞任伊具十郎永衡等此の天嶮を扼して此處を塞ぎ河水を溢え以て源義家の軍勢を苦めたりと兩岸高く峭けて大斧越小斧越畫趣に富む此川を挾んで右岸は丸森山となり左岸は耕野大張等の高丘となりて土平、鍋森、斗藏等の諸山に連續し以て隣郡の境界を爲す而して本川の流を下れば左に館矢間角田櫻北郷の諸邑を眺め右には丸森金山小齋枝野藤尾東根等の町村に於ける沿岸を洗ひ亘理名取柴田等の三郡を貫流して海に入る斯の如く細かに阿武隈川の川名に就て實地に記録に其名稱の由來を探究せしも和名にては其の原名を知る能はずと雖單に蝦夷語にて適當の原名を知る即ち阿武川は元名「アブクマベチ」にして蝦夷語の鈎を作る魚棚の在る川の義昔し亘

川名及郡名の起原

アブクマベチ

理郡逢隈村未だ開けざる以前蝦夷此の附近に棲み阿武隈川に遡上する鮭鱒等を漁獲し之を乾燥する爲め魚棚を作りしに初まる故に名く則ち阿武隈は本川の總稱に非ずして亘理郡逢隈村に名命せしものなり「アブクマ」村を今逢隈村に作るは非なりと思ふ。

第二節 伊具郡名の起原

抑々上古は日本の大宗廟伊勢太神宮へ毎年秋の田の實を初つ穂と稱して國國より捧げ奉りしが當國の風俗にて他の郡村より精勵し逸早く禾を刈取り吾れ先に米を拵へて伊勢へ貢を奉る事を手柄とせり伊貢とは則ち伊勢へ初穂の貢を供へ奉る心にして元と伊貢と書きたるも後伊具と書くことなれりと隣郡福島縣伊達は原名伊達にして伊勢へ初穂米を達し奉ると謂ふ心にて號くるとなり其の郡名も初め「イダテ郡」にして後に伊達と稱するに至れりと云ふ伊具郡番に就て適當の蝦語あるも野史の傳ふる所斯の如くし伊具は夷語にて「イクンユベチ」にして彼處の川の意なりとす。

郡名の起原

第二十五章 所領の變遷

第一節 王朝時代と封建時代

盤城國の盡頭亘理相馬柴田刈田諸郡の中央に方り山紫水明の一郡あり伊具郡と謂ふ遠き往

所領の變遷

藤原特貫

古の事は攷ふるを得ずと雖も皇化漸く邊陲に及び東夷北狄も其の影を竄くし次で所在豪族割據の時となるや本郡は後冷泉天皇永承年間源頼通時代伊具十郎永衡の配となる後醍醐天皇建武元年紀元千九百九十四年源頼通の時伊具彈正大弼宗遠の領に屬す同三年紀元千九百九十六年足利尊氏叛し大崎伊豫守家兼探題となる後奈良天皇水祿元年源義輝時代紀元千二百十八年田手助三郎藤原時貫の領となる正親町天皇天正年中紀元二千二百廿五年織田信長時代角田城主田手宗光叛し相馬氏に應ず伊達輝宗之を攻む尋で紀元二千二百四十一年信長時代相馬長門守と伊達氏との間に伊具郡の爲め紛争起り紀元二千二百四十四年中本郡は全く伊達家の所領となる後陽成天皇紀元二千二百五十年豊臣秀吉時代伊達政宗大崎に歸る之れより先伊達藤五郎成實角田城に居る四年にして亘理城に入る文祿年間紀元二千五百十八年石川昭光角田館主として志田郡松山より來る明治元年紀元二千五百二十八年本郡は盛岡藩の管轄となり次で白石縣に屬す同二年紀元二千五百二十九年十一月角田縣の所管となる四年紀元二千五百三十一年仙臺縣に隸す五年一月紀元二千五百三十二年宮城縣の管轄となり九年四月紀元二千五百三十六年盤前縣と稱し盤城平の管轄に屬し次で同年九月宮城縣の所轄に歸す十七年紀元二千五百四十四年本郡角田町に戸長役場及郡役所を設けらる紀元二千五百四十九年市町村制實施並に角田本郷に横倉村豊室村を合併して町制を布かる。

伊達成實
角田城を
去る

第二十六章 伊具郡の生産狀況

第一節 緒論

生産狀況
緒論

本郡に於ては數年前より郡當局者町村役場及郡村農會等一致協力して生産の増收を圖り縣の指導獎勵に係る稻の抜き穂、早稲、早植、正條植、深耕施肥、乾燥架掛等屢之を執行せしめんと鋭意督勵を加へ以て從來の頽勢を恢復し且將來の繁榮を圖るの途を講じつつあるも年年不可抗力の天災に罹り郡民は痛く疲弊困憊の状態にあり由來地味頗る肥沃にして諸般の産業に適するを以て其唯一の禍根たる阿武隈川の適當なる治水策確立せば本郡は期年ならずして倍舊の生産力を増すに至らん目下の所米六萬千石麥二萬八千石大豆一萬二千石内外を産するに過ぎず其反別の割合決して多しとは云ひ難し其他食用農産物十五萬七千圓畜産は更に見るべきものなく産豚二千六百圓産禽二千八百圓産卵一萬二千七百圓等あるに過ぎず郡の四圍山嶽重疊せるを以て林産物は比較的豊富なり即ち丸太及角材は一ヶ年一萬四千餘圓挽材八千七百圓薪材三萬四千六百餘圓木炭一萬七千圓等を産し林業副産物二萬五千圓以上を收む工産として主なるものは織物二萬八千八百圓酒類二萬二千圓和紙一萬四千七百圓竹細工四千餘圓等にして生産總計約二百五十三萬四千圓内外なり本來當郡に於ける生

米麥及食
用農産

丸太材角
材

紙竹細具

産物の主たる農産中生産大豆其他雜穀蔬菜等の如き又は春秋蠶繭の如きは其氣候風土地味及び運輸状況より現在の發達程度を稽ふるに未だ普通の收穫量に達し居らざるもの尠ならず其甚だしきに至りては近年漸次收穫を低減しつつあるものあり桑葉の如き殊に其然るを見る従つて晩近養蠶業の萎微據はざる洵に歴史ある本郡の爲めに惜しまざるを得ざるなり今生産總額累年比較及生産收入額累年比較其他を表示せば次の如し。

第二節 生産物總價額累年比較

三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	元	年	二	年
二五二、六八三	二七〇、六〇九	二四七、七五二	二八六、五五二	二六九、九五二	二五四、一九二	二八六、六七四	二二二、四四五	二九二	二二四	二二四	二二四

第三節 生産收入額累年比較

四十二年	四十三年	四十四年	元	年	二	年	現住一戸當	四十四年	四十四年	元	年	二	年	現住人當
17013106	1740311	1756941	二四、五二	二六、五二	二二、三三	二四、三三	三二、二七	四二、二七	四二、二七	四二、二七	四二、二七	四二、二七	四二、二七	

第四節 農産物價額郡統計

米	麥	大豆	食用農産物 (十三項を除く)	持用農産物 (苗木を含む)	果實	繭	合計	百分比例
二五九、六八二	三六七、三八六	二九、八七九	二五、六四六	二一、〇〇三	一〇、三九六	五〇八、九六八	一、一八九、九四八	五、三七

畜産物價額

第五節 畜産物價額郡統計

産牛	産馬	産豚	産禽	産卵	牛乳	合計	百分比例
三〇七	二、五八〇	一、四一九	三、五三三	二四、七五九	二三元	三〇、八七九	四、五六

第六節 林産物價額郡統計

丸太及角材	挽材	其他製材	薪材	竹材	木材	炭	合計	百分比例
六、一八一	二八、四二	七三三二	五〇、四八六	四、八二〇	三〇、九五	二五、五三三	二〇八、三〇〇	七、九〇

第七節 工産物價額郡統計

蠶絲及真綿	蠶種	酒類	醬油味噌	織物	其他の工産物	合計	百分比例
四九三、九四九	六九、八六六	三六、二九七	一四、二三六	一、七三三	五、一八一	六八五、六五二	五、七三

第八節 生産額及同收入額郡統計

農産	畜産	林産	水産	工産	合計	現住戸數	現住人口
一、一八九、九四八	三四、八七九	二〇八、三三〇	六、一七〇	六八五、六五〇	二、二四、八六九	一、二七八	四三〇〇

第九節 生産物價額町別統計

大正二年

生産額及
産入收額

工産物價額

林産物價額

生産物價	生産額			生産収入額	
	農産	畜産	林産	合計	生産額
角田	九六、八六六	三、六〇〇	八、二六六	一〇八、七三二	二、四一八
丸森	二二、五四三	四、三四三	三、八七七	三〇、七二三	三、七一九
金山	五七、四七二	一、三〇〇	四、九九一	六三、二六三	四、六三二
筆甫	三九、九七七	四、四二二	九、九五五	五三、八〇四	四、八二九
大内	一〇〇、九七〇	三、五七六	八、七七七	一一二、三二三	四、三二二
小藤	七、三三三	四、三三〇	六、三六八	一八、〇三〇	六、〇三三
枝野	二六、二九四	二、六六二	三、六三七	三二、五六三	五、三三五
藤尾	九七、一九五	三、八四九	七、四七一	一〇八、二九一	二、五二〇
櫻	六四、五五六	二、七八一	一、〇三五	六八、四一六	二、二〇四
東根	四九、三五六	一、五三九	六、三六〇	五七、二五五	三、二一六
北郷	三七、九九二	一、五九四	四、三五〇	四〇、九七六	二、七一九
西根	六六、三九八	一、二〇八	二、〇一一	七〇、六一七	一、七九七
館矢間	二四、六〇〇	一、八四三	三、三一一	二八、七七四	二、二五五
合計	一、八五四	五、七五八	八、九六六	二六、五七九	五、三二九

大張	七〇、七九八	一、五二二	六、〇三三	七八、三四三	五、八三二
耕地	五三、七〇〇	六、四五五	七、五八八	六七、八四三	六、四三〇

第二十七章 伊具郡概観

伊具郡概観

吾人は本郡史を編纂するに當り其の町村を子細に跋渉視察の後最も深く刻銘せられたる象を述べれば、最近何れの村何れの町に到るも水害の惨苦と桑園の荒廢とを聞かざる事なく殆ど千遍一律の筆法を以て概論せざるを得ざること之なり抑々本郡は福島縣伊達郡に隣接し地形上古より交通極めて頻繁なりしを以て自然に同郡の刺戟を受け其指導の下に養蠶は疾くより開け本縣に於ては最近に到る迄屈指の蠶業地として數へられたりと雖今日の實況を見るに往年の夢醒めで最早衰運に傾き後進起業地たる亙理郡に一步を譲らんとす昔日の繁盛を再現するまでは幾多の歲月を経ざる可からざるに至れり而して之れが原因種種ある可しと雖近年夏秋蠶の得用なるを説く者あるより其表面の利益に眩惑され相競ふて夫れに走りたるも之れが裏面には秋蠶専用の桑園を特設すること及農事との勞力分配の均衡を得ること等一層周密なる用意と計畫を爲さざるの結果なりとす然るに一方に於ては年年の霜害を蒙り桑量益減少するのみならず他方に於ては頻至の水害に依りて生活の壓迫年に月に

施肥の實
行

深甚を加へ来るを以て一般に生活の不如意よりして勢ひ當面の利益に赴くこととなり専ら夏秋蠶を營み桑葉を濫獲し以て桑園を荒廢に歸せしむる慘狀を呈するに至れり即ち因は果を生じ果は更に因を爲し斯くして現今の如き産業の衰退を招きたり故に本郡養蠶の挽回策として先づ根本的桑樹の改植又は補植を爲すは勿論施肥の實行を講ずること亦眼頭の急務なりとす。

損害約百
萬圓

顧みで更に農産の業を見んか由來本郡は大張耕野筆甫の三村を除き他の十二町村は凡て阿武隈川流域に屬し土地肥沃にして頗る耕作に適せるにも拘らず其産業は古來甚だ振はざる状態にあるは累年頻至の災殃之れが助因となり郡民をして其沃土を充分使用せしめざるに因るべし最近明治四十三年に於ける水害の損失は農産物及堰堤橋梁等を合して其額約一百万圓餘に達し回復の策未だ成らざるに際し大正二年八月復た大洪水の被害あり其耕地の被害のみを以てするも實に百二十三萬餘圓に上り今や郡民を驅つて疲弊困憊の底極に至らしめ其他累年の凶作等を算へ來らば噫天の戯れも亦故ありと云ふの外なかる可し故に之が救治策として亦將來本郡の産業振興策としても先づ此の郡民は最善を盡して阿武隈川の治水策を講せざる可からず則ち阿川の治水策として最善の方法は先づ河底を八九尺浚深するより要且つ急なるは莫し本川治水の成ると成らざるは直ちに懸りて伊具郡の繁榮凋落に關

治水策

分水問題
往昔

する重大問題なり。

阿武隈川分水問題は舊藩時代より三百年來に渉る宿題にして石川家の家臣勝又某小齋村より亘理郡に分水の意見を發表し衆と俱に畫策せられしことあるも當時角田館主の越權處置に出で此目論見をして宗藩の決裁を見るに至らずして止みたりと傳へらる然るに近年本郡有力家有志者等相謀り郡治水會を組織し著目的の進行に努力する所あるは吾人邦家の爲め深く感謝する所なるも治水會の治水の方法たるや其著眼何れの點にあるや尙し小齋分水の計畫を貫徹せんと欲せば之に賛意を表する能はず吾人は伊具郡是に於て既に其の管見を論斷する所あり茲に賛せず而して本郡に於ける運輸交通は古來河便を旨とし明治二十二年の交まで阿武隈川の航行頻繁にして維新後即ち明治三年には丸森に接近せる字細内に貨物取扱所を設けて山形縣及福島縣との間に航路運輸の業盛に行はれ其の後次第に運送貨物を増し遂に福島縣桑折梁川及本縣丸森荒濱等の回漕業者聯合し以て丸森及び荒濱に回漕店を設立するに至る降て十四年頃までは斯業最も盛大に行はれたるも爾後四至の運輸交通開け一面には河川年を逐ふて淺瀬を出だすに至り水運漸次衰頽に傾き更に奥州線鐵道の開通せらるゝに及んで貨物噸に減少し今や運搬業として殆ど見る可きものなく僅に薪炭木竹材を小舟に頼りて運漕するを見るのみ原來本郡角田町は鐵道開設の際其の豫定線に計上せられ

航行頻繁

豫定鐵道

たるも當時の人心頗る幼稚にして鐵道開通せば其の黒煙飛散して桑園に害毒を及ぼし爲めに蠶業の發達を阻害す可しと爲し大に其の施設に反對を唱ふる者ありし結果遂に豫定變更となりて白石町を通過することとなり然るに其後の狀況を觀るに當時殆ど商業地として名を有せざりし白石町は此の交通機關に據り養蠶益發達し産業彌起り商業隆盛として發展し今や縣内に於て仙南第一と稱せらるるに反し角田町は依然として文明の利器に遠かり今更臍を嚙むも詮なきを覺どり僅に槻木町と館山間に馬車鐵道を敷設し之に頼りて活動社界に接せんとし近時尚軌道を改修して貨物の運輸に一層の便利を興へんとするの趨勢なり。

角田町既に然り丸森町金山町推して知るを得可し由來仙南諸郡は仙北地方に比し道路交通及産業上の諸般設備に於て概して進歩せし如く考へらるると雖も重要産物たる養蠶の衰頹斯の如く米作も亦然り何んとなれば其品質に重きを措かずして専ら收量の多からんことに著眼し世間需用の少なき米作を事とし僅に郡内の食用に供し他の上質米に競ふて郡外に輸出せんとするの思量に乏し故に其の販路狭く隨て價格他に比して安價に陥り年年地元に於ける商人に依りて其の相場を左右せられ何時も農民は不利の地位に立でり唯教育及納税上に於て稍進歩せる外其他の諸點に於ては寧一籌を輸すべきもの少なからず吾人は言はんとす

白石は商業地化する

第二十八章 治水

第一節 緒論

す先づ人を教育せんとせば世間に融通の付く人亦米を作らば都人士の食膳に供せらるるものならざる可からず若し夫此の軌道を脱するときは曾て鐵道の敷設に反對せし如く何物も得る所少なからざらん今之れより伊具郡に於ける各町村の産業状態を略述し逐節之れが發達の由來及名勝古蹟神社佛閣其他の事項を羅列して將來の發達に資せんとす。

治水緒論

濕田を乾田と爲す

水害の病根

伊具の地高山連峯四面を擁し古は森林蒼鬱として水源を涵養す山嶽重疊の間幾川の溪水潺湲として流れ逶迤合して阿武隈川に入り滔滔海に朝する所沼湖四在に布置せられ沃野遠く潤いで空しく鋤犁の下る看待つ今や人文啓け經濟の急進生存の必要上新だに美田を開拓され山隈水邊沃田相接し萬頃雲黃の連なるを見るもの一に阿武隈川の灌漑に待つもの多し曩に宮城縣見る所あり耕地整理を實施して濕田を乾田に改め若くは沼地を拓破して美田と爲さしめたるもの其功多しと雖も阿武隈川出水の都度濁水逆流して稻田を害するもの亦少なからず治水事業の完成は主として之れが經費に關係するや論なしと雖も伊具外三郡に於ける阿武隈川水災の病根を絶たんと欲せば須く先づ阿川の浚渫工事を實行するの策に出でざ

る可からず此禍根を治めずんば米作の獎勵養蠶の勸奨等格別の効果なかるべし故に伊具郡の發展策は懸りて阿武隈川浚渫工事の實行にありと云ふを得べし。

第二節 治水計畫

大正二年九月本郡の有力家有志家等相謀りて郡治水會を組織し阿武隈川の根本治水策に就きて考究協議する處ありしが其結果堤防修築の如き舊來の姑息手段にては全然不可なりとし同會長高山善右衛門氏を始め各町村長等連名して政府既定に係る治水計畫中の第一期河川に繰上げ編入せられんとすの請願書を大正三年二月政府及び貴衆兩院に對して提出せり而して該問題は第三十一議會に於て委員會に附議せらるる迄に至りしが不幸中途にして議會閉會となり次期議會まで待たざるべからざるの運命となれり然るに其後本郡有志家等の間には更に別種の運動を開始せんとの議成り爾後審議熟慮中との事なり阿武隈川は實に伊具郡民の生殺與奪の權を有す故に其治水策に關する過去及將來に就きては更に後篇を發行して仙南に於ける諸士と俱に研究を重ね治水策に就て極力奔走努力せんとす著者此の治水事業を貫徹せざれば阿武隈川の藻屑となり小保姫の徹を踏んで姨石の二の舞を爲さん期す

第二十九章 伊具郡是

後編發行

治水計畫

第一節 緒論

古より今日に至る迄の伊具の變遷を觀察し來る時は今や伊具郡に於ける各町村は自治の一新紀元を畫して大に發展せざる可らざるの時期に到達せるを見る可し蓋し往古民業の發達せざる時に當りては政權兵權の有る所即ち都市にして之なくんば都市ある事なし王朝時代の陸奥に於ては國府としての佐久良(今の櫻村)は市邑の形を成したる事ある可きも當時の將軍も國守も概ね政務に疎き公卿なりしが故に權を治府に樹立して確實に統治の實を擧ぐること能はざりしが如し只藤原秀衡に至りては奥羽二州の行政と兵馬の權とを掌握したるが故に平泉の經營最も壯大にして豪華目を驚かせしものあり若し其の子泰衡にして能く源右府との衝突を免がれ子孫相繼で經營に任するを得たらんには平泉地方一大都市を發達せしめたるやも知る可からず然れども三衡の覇業は九十九年の夢と消えて殘趾故墟徒らに後人憑弔の資料と化し去り武門政治も亦奥羽に於て何等の統制を見る能はずして以て應仁以降の暗黒時代に入りたり故に慶長年間仙臺藩祖政宗公の治府を千代に創立せらるるに當りても戰國時代に處し専ら政權兵權の運用統一を目的とし民業の發達を圖るが如きは之に附帶したる從件たりしに過ぎざりしなる可し之れ仙臺藩の支藩たる角田の地が他の商工業上の關係より自然に成立せる市邑と全く其の趣を異にする所以にして郡内丸森、金山、金津

郡是緒論

政權兵權の所都市

暗黒時代

等の地も封建時代に於いては各々館主ありて小市街を形造り其の他小齋、藤田等にも業主ありて夫夫士分に邸宅を分與し警急準備を以て諸士を按排せりと云ふ此の時に當りてや仙臺は一の大なる陣營にして角田は其の支營に屬す而して市街の商業は特權を有する酒保なり其職人は御用職工なり緩急事あれば即ち擧げて軍事の目的に使用せられざる可からず昇平久しく幾多の變遷沿革ありしと雖も原則に於て變ずる所なきが故に市内の發達なるものは則ち出師準備の整頓を意味し今日の所謂發達とは其趣を異にせざるを得ざりき世人或は曰く角田が仙臺藩一門の首座たりし館下にして而かも民業の發達せざるを怪しむ者あるも形勢如斯くなるが故に領内農政、林政、土木、治水等の發達せるに反して商工業は自動的に伸ぶる能はず其繁昌の如きも一に仙臺藩府の權勢集中に據りしものと云はざる可からず故に一度封建の制度を解かるるや領内の士民は俄然三百年來の保護者と特權とを失ひ獨立自營を以て自由競争の社會に立たざる可からざるに至れり且つ仙臺藩は戊辰兵革の厄に遭ひし爲め其支藩の士民等大半職業を有せず凶歉又屢屢封内を襲ひ殊に伊具郡は數度の水災を蒙り民業發達の機會を與へざりしが故に士民は茫然自失して徒に舊時を追懷するのみ狀況如斯くなるが故に明治維新以來行政當局者は民業の獎勵に努めたるも猶未だ全力を生産扶植の方面に傾注する能はざりしなり然りと雖廢藩より町村制實施に至る迄二十有餘年獨立

仙臺藩一門の首座

戊辰兵革

交通機關の施設

生存競争

王朝時代の遺蹟
未曾有の凶歎

自營の準備に於て久しからずとせず其一旦自治制を施行せられて完全なる自治の法人となるや上下一致して郡の振興を策すべかりしに既住の状態は完く之に反して交通機關の施設人後に墮ち亦治水策に苦みしもの多年全く四隣の進歩に後れ教育を除くの外は殆ど見るべきものなく而かも時勢は當郡の遲遅たる發達を待たず駭駭として我に先んじたり本郡が産業の大勢に後れたるは其源因種種ある可しと雖文明利器の接觸一日の短あるに依るならん殊に征清征露の二大戦役と日獨の戦役を経て國家は將に一大飛躍を試み社會の氣運も亦之に伴ひて自ら大躍進を遂げんとす就中經濟事業の趨勢の如きは中央と地方との關係郡町村と都市との關係都市と都市との關係等極めて複雑なるものありて生存競争の理法は劇烈に法人間に行はるるが故に伊具郡の如きも此際郡是を確立し方向を定め郡民志を一にして奮勵するに非らずんば到底歴史ある國府たりし體面を維持する能はず上は王朝時代の遺蹟を煙滅に歸せしめ下は子孫の凋衰を招がんなり故に郡民が子孫後昆の爲めに郡是を樹て祖先の遺訓に基きて之を有効ならしむるは今日を措て好機あるなし。

憶ふに伊具郡民は更始維新の戦亂後既に曠古の一大戦役に從ひ又未曾有の凶難に遭ひて具さに酸苦を嘗め艱難を経名狀す可からざる境遇に在りて雖非常の時期に非らずんば非常の好果を收む可からざるは古今の通鑑なり宜しく將に此苦難の機會を應用して勇躍奮闘目的

を一にして郡是の方針に則り藩祖の遺訓に由り三百年來蓄し來るる活力を傾注し此に一新生面を啓かば將來發展の基礎全く定まり自治團體活動の一大紀元を形成するを得ん是即ち禍を轉じて福を爲すものにして戦後の重責凶難の慘害は却つて郡民の最大興奮劑なりと云ふべきのみ由來天道に愛憎なし其の殃を下すは以て斯民の強弱を試み鍛練を爲すのみ故に此の鍛練的試験に及第せんか必ず當に一段の幸運を加ふ可く遂巡對ふる能はざらんか天^之れを棄て人亦顧みざるに至るや疑ふ可きに非らざるなり故に伊具郡民は此の好機會を失はず進んで新生面を開き郡是の要件を確立し著著實施せざる可からず然らば何をか郡是と如何なる手段に頼りてか之を實行す可き曰く歴史の表示する所社會の要求する所に基き之を過去に徴し之を將來に察し産業振興を以て郡是とし郡民協力心を一にして努力實踐す可きのみ是實に伊具郡の將來を繁榮せしむ可き大方針にして郡内天然の地勢に應じ自然の民情に副ふものと謂ふ可し。

第二節 産業郡是の一(養蠶、製糸、裁、桑、蠶種、機業)

國家の富強を永遠に保續するは教育に在り本郡既に縣立中學校及郡立實科高等女學校の設けありて夙に學業の旺盛を極め教育機關略は備はり仙南唯一の教育地として認めらるる故に吾人は郡是中教育の綱要を掲げず茲には産業に就て述べんとす。

謹んで案するに藩祖政宗公は城郭を仙南に築かれ阿武隈川以南の地を以て南方の外郭と成し亘理宇多伊具柴田刈田の五郡に大小の支藩を置き郡民の祖先は政宗公の事業を翼賛補佐して以て東北の雄藩中奥州の大都會たる名實共に全く秩序整然たる藩鎮を建設したるもの自治の今日現時の頽勢に放任して毫も挽回を企するなくんば果して如何現在伊具郡に於ける各町村民は即ち祖先に對しては不孝の子となり子孫に對しては永く不慈の親たる可し是れ大に郡民の反省を促さんとする所以なり故に郡民諸氏は深く常郡の前途に留意し勤儉力行富源を開拓し以て發達を資け以て財用の不足を補ひ延いて國家の福利を増進するの覺悟なかる可からず今や歐洲の戦亂益擴大し日獨兩國亦交りを絶ちて戰端既に啓け青島の地我が有に歸し其の終局何れの日なるを知らず而して同盟國たる英國百萬の雄獅は皆獨國征戰に従ひ彼我の關係彌彌益紛亂を極めつつあり苟も帝國臣民たるものは分に應じ時に際して一蹶國難に赴かざる可からず況んや平和克復の後には國民が國家に對する義務責任の重大なる言を待たざるなり。

實に時局の發展は一人の郡民たりと雖尙晏然徒食するを容さず天下無數無職の男女等安閑徒食貴重之光陰を空費して可ならんや時は到れり此際郡民諸氏は其空費せんとする光陰を善用し國家有利の事業に従事して東北人の赤誠を發揮し芳名を萬世に傳ふ可きなり今左に

郡是項目

- 郡是たる事業の項目を示さん。
- 一、桑園を増殖して郡内舉げて養蠶を主業とし米作を副業として養蠶に従事すること。
 - 二、蠶種の製造を擴張して内外國に販路を弘むること。
 - 三、桑苗の販路を擴張して需用者の數を増すこと。
 - 四、郡内に製絲事業を新設して繭消流の途を圖ること。
 - 五、機業場を新設して絹布類を製出すること。
- 以上は最も婦人の經營に叶へ地方の風土に適し貴賤貧富の差別なく何人にも容易に行ひ得べき仕事なるを以て現下の副業的蠶業をして主業的立場に轉じ將來養蠶を以て主業となし米作を副業と爲すの心懸けなかる可からず之れ産業の郡是として確立せんことを希望す。

果樹栽培

本郡は古來農業を以て專業とし米作を主とせしも明治維新以來著しく蠶業の發達を見るに至りたりと雖も尙米作を主業とし養蠶は副業の狀況なり隨て果樹園藝を業とする者なく近年館矢間村及櫻村其他の村落に於て些少の栽培を見るに至りしも果樹が實用的營利の業たるを解する者少なく爲めに果樹園藝の術未だ盛に行はれず其の今日あるものは柿、梨、桃、葡萄類に過ぎざるなり。

乾柿製造

柿は古來郡内産せざるはなく就中耕野、川張小齋等に産するもの名高し小齋は大正四年秋白石町より教師を聘し乾柿の製造方法を攻究せり而して梨、桃、葡萄は最近の栽培に係り未だ産物としての出色なく郡内其他の附近に輸送すれども果樹の収益は米作桑作等の如き薄利のものに非らずして其經營の前途洋洋たるや多言を要せず今柿に就て一言せん。

トヤマ柿の命名

柿樹百萬本

本郡に於ける「トヤマ」柿は其の初め耕野村の人山和國より持來りて試みに之を栽培せしに其結果良好なりしを以て山和柿と名稱せり然るに後日角田城主石川氏の祖石川大和氏の志田郡より伊具郡に移封せらるるに方り領内に産する柿に山和の名稱あるを諱み家臣をして柿名の山和なる所以を詰問せしめしに栽培者歿の身に及ばんことを恐れ山和柿はなきも、「トヤマ」柿を栽培せりと答辨せしより爾來一般にトヤマ柿と稱するに至れりと云ふ由來耕野の地三面山を以て圍まれ南方阿武隈川に面し村内數條の小流山間より發するを以て大小河川の水蒸氣が柿樹の枝葉及其結實に與ふる効力蓋し甚大ならん村内柿の收利一戸最多のもの百萬乃至百五十圓にして柿樹一本の收穫三圓乃至六七圓平均なりと云ふ故に本郡に於ては果樹の栽培亦決して忽諸に附すべきものにあらず將來伊具郡内に於て柿樹一百万本を栽培するものと假定し其の収益を打算するに植付後十五年目にして二圓の收穫と見積り二十年目に至り三四圓三十年目に至りて四五圓四十年目に至れば優に七八圓五十年目に至り

て八圓乃至十圓とせば五十年後の伊具郡は柿に依りて將に一千萬圓以上の収入を得べし七八十年の後には優に二十萬圓の實收を得べき計算なり然るに現今郡内に於ける之れが生産の状態を見るに田畑山林養蠶其他の生産を擧げて二百萬圓乃至三百萬圓以内なるに反し柿樹一百萬本の收穫近き十年の將來に於て二百萬圓五十年の未來に至りて一千萬圓餘の收穫あり七八十年後に二十萬圓以上の實收ありとせば現時の總生産額を超過すること殆ど九倍の額に上ばらんとす果して然らば他日本郡に於ける柿は唯一の特産物となるや言を待たざるなり茲に柿樹の栽培及販路等に就て要領を示さん。

栽培及販路要項

一千萬圓の收穫

一、柿樹は成るべく川沿の地又は山澤の荒地邸宅の傍近又は桑畑及び其他の空地等に植付け相當成木の後は其の根廻りの地に茗荷又は生姜の類を栽培し其收穫物は之を北海道其他の都市に供給すること。

二、柿は乾して適當の製造を加へ之を北海道及府縣又は海外へ輸出の途を講ずること。

三、柿樹の栽培者は力めて乾柿の見込を以て主として海外に輸出の方針を取り良種類を撰び需用供給の點に深く留意し時勢の進運に遅れざらんを期すること。

以上は農家又は商工業家の副業として經營するを得可く現今一噸の生柿一厘乃至一厘五六毛を以て販賣しつつあるも之れに製造を加ふるときは一噸五厘以上二錢位に販賣するを得

るは刻下の狀況に徴して瞭かなり。

亦柿以外の果樹にありても收益の多きものあり將來植栽すべき種類の二三を擧ぐれば

一、梨。櫻(實櫻)。桃。葡萄

以上四種類中梨は最も多く栽培し櫻、桃、葡萄等は販路の狭きものなるを以て其の栽培も多からざるを要す。

第七篇 東北の飢饉

第三十章 東北の飢饉

第一節 明治三十八九年の凶作狀況

凶年饑歲に於ける貧民の救済は古今内外認め以て重要政務の一と爲す我か伊具郡の如きは沃野十數里仙南屈指の大耕土を控へ其豊凶は直接四萬八千餘人の休戚に關れり是を以て古來有司の救荒を講じて施設畫策範を後世に貽したるもの鮮しとせず我仙臺藩時代に於て町村は備荒貯蓄法を設けて非常に備へしめたるもの故なきにあらざるなり天明の飢饉天保の飢饉明治の飢饉の如き皆大凶饉として屈指せざるを得ず吾人は明治三十八九年の凶歉狀況を追想せば轉だ栗然たるものあり後世の爲め其概況を記述すべし。

將來植栽すべき種類

飢饉

離流雨愆

野に菜色なし

窮済金

明治三十八年は夏季より淋雨日多かり續き加ふるに氣候甚だ不順にして東北の生物秋實の季節に至り天候遽變して收穫皆無或は各地に洪水あり或は霜害風寇等相衝で到り東北一百万の民衆は爲めに食を得ず流離困憊空しく座して死を俟つの慘鼻を呈せり越えて三十九年同じく天日影暗くして生物枯凋し一粒の收穫なく貯蓄の料空乏拂底し老幼相抱きて泣き饑孚道に横はらんとするの悲境に陥れり本郡の如きも其慘憺たる状態は他に譲らず五穀の收實皆無にして野に菜色なく沈鬱なる苦難の聲野に響き天に鳴り親戚故舊と生別し遠く故山を捨てて他郷に流離顛沛する者算を亂すに至る此事畏くも天聽に達し宮城縣窮民に對し兩陛下より金二萬五千圓御下賜在らせられたるを初めとし内外國人の深甚なる同情は沸然として起り義損金救恤品等數百萬圓に上れり而して當時本郡に於て受けし救済金總額は實に三萬九百六十八圓二十九錢にして之を大別すれば左の如し。

- 窮民食料費 三、一一五圓四八六厘 窮民生業扶助費 六五六圓七〇〇厘
- 窮民扶助資金 一四、一八八圓〇一六厘 窮民學齡兒童學用品給與 五圓〇〇〇厘
- 以上一般救助計 一七、八五五圓二〇二厘
- 米國人よりの義捐金 八、六一四、九八八厘 其他の義捐金 四、三五六、三〇〇厘
- 總計 三〇、九六八、二九〇厘

患者數

更に本郡内罹災大患者貧窮民施療患者數を示せば
 患者數 一六八人 投葉日數 四、三三七圓 施療費總額 二一六、八五〇厘
 等の慘狀を呈せり而して當時救済開始以來義捐金品を以て救助せられたる戸數は五千六百三十九戸にして其人口二萬七千九百六十八人なりとす。

第二節 水害狀況

水害狀況

耕地の被害

本郡は過去十年の間或は水害に或は霜害に累年頻至の災殃の爲め漸次桑畑は荒れ良田は廢れ農業蠶業共に昔日の面影を失なへる爾先大正二年重ねて致命的の大慘禍に遇逢し今や起つべき脚場を失なひ塗炭に苦むの民甚だ少なからず當時の水害調を見るに耕地の被害五千六百四十五町歩其損害價格實に百二十三萬六千六百六十四圓秋蒔の收穫減少高千八百十五石其價格七萬二千六百圓立木の損害價格一萬六千三百四十七圓家屋の被害四萬九千六百圓動産の損害二萬九千八百五十圓其他道路橋梁樋管等の損害價格十五萬六千八百二十圓等に於て其内譯は次の如し、

耕地の被害

- 流亡埋沒 田九十六町、畑七十三町、桑畑百十五町、計二百八十四町歩。
- 收穫皆無 田千三百三十六町、畑八百九町、桑畑四百四十八町、計三百九十三町歩。

收穫減少 田千七百八十九町、畑五百十三町、桑畑六百六十八町、計二千九百六十八町歩。
家屋の被害

全潰 二十五戸、六十七棟。
半潰 十五戸、六十七棟。
流失 二十九戸、九十四棟。
浸水 千四百九十一戸、八千二十三人。
人畜死傷及道路其他の被害
道路流失缺潰 六百九十八ヶ所、九千五十二間。
堤防缺潰 百七十六ヶ所、三千六百一十二間。
橋梁缺潰 二百六十一ヶ所。
樋管缺潰 五十一ヶ所。
用悪水路缺潰 百四十三ヶ所、千六百八十二間。

第八篇 名勝及舊蹟。古今の人物、官衙及公署

第三十二章 名勝及舊蹟

名勝及舊蹟

伊具は實に其名の示す如く「夷語」被處の河を意味し東北無比の靈地にして山野川澤の勝鏡し左に名勝及舊蹟を記す。

諏訪社の櫻

雙子石

頼朝の返歌

丸森 丸森は丸森町字平の斐宕山の稱にして之を野史に徴するに景行天皇の御宇四十年日本武尊東夷御征討の爲め諸州巡行し往往盤城國に御下向在らせられ伊達郡より山中の間道を通り阿武隈川へ棧を渡し伊具郡丸森山に御陣營ありし時既に櫻々岡又丸森と呼べり。諏訪社の櫻 北畠顯家等義良親王を奉じて此地を官府と爲し萬機を裁せし時遙に吉野城を拜して數株の櫻を吉野より移植せしものにして今の櫻は天正年間に至り老櫻枯れたるを見ぞ政宗公之に補植せしめたるものなりと云ふ。
雙子石 北郷村字岡の北方小字天下迫に二株の老櫻あり下に二個の碑埋もる人呼んで雙子石と云ふ。
頼朝昔て慈圓僧正に左の返歌あり

陸奥の岩手信夫は蝦夷知らぬ
かきつくしてよ盡の石文

斗藏山

斗藏山 館矢間村大字小田に在り大同二年坂上田村磨討夷の時千手観音を勸請建立せる靈地にして紅葉の勝地として亦各地より參詣する者多し角田の地を知らざるものと雖も斗藏の名を知らざる者少なし。

鎌倉山

鎌倉山 大内村の中央に屹立して四方を展望するを得古鎌倉権五郎景政此の山に登りて霜葉を賞す爾來鎌倉山と呼べり之鎌倉山の名ある所以なり。

青葉温泉

青葉温泉 大内村青葉城跡のある處にして此の邊一帶古戰場なり城は安倍貞任の居りし處なりと云ふ。

金山臥牛城

金山臥牛城 金山町に在り明治維新以前は地領中島氏の居城にして今は金山町の公園（公稱にあらす遊園と呼ぶを至當とす）として人工を加へつつあり此地頗る風景に富む四十九院氏の近作あり左に

望乙卯晚秋金山城の城跡あり
四十九院一齋

四方山

四方山 北阿武山脈分水界中の高峯にして一眸克く太平洋を眺め得可し左金華山は薄く雲水の間に禿態を表し右松川浦に真帆片帆の搖ぐをも指呼の間に在り近く荒濱灣の白砂青松

日本武尊

土平山

點綴して眼前に横はり真に墨畫に彷彿たり山頂白山神社を祭る祭神は日本武尊とす。土平山 傳へ云ふ飛彈内匠此地に來り對面末無との間に天の釣橋を架せんとし諸材を擇び愈愈起工せんと欲す偶里人之を嘲り深夜陰かに鷄の聲を爲して之を妨げしかば匠是に驚き瓢然として立去りしとなり今尙ほ其礎と成せる巨石數個發見す其の傍に雉子の池と云ふあり之れ起工に際し土を掘りしものなるよし。

角田八景

角田八景 天保年間書伯東洋石川家に寄偶して角田八景を叙す曰く小田の落雁。舟橋の夕照。臺ヶ島の夜雨。浮洲の暮雪。玄海樓の松園。松掛山の秋の月。阿武隈川の歸帆等なり

高藏寺

高藏寺 西根村に在り本寺は國寶保存會に編入せられし伽藍にして嵯峨天皇の御親筆高藏寺なる勅額を存せり附近に瀧の落下するあり其の他高倉八景と稱せる地ありし由なるに今は詳ならず。

幡守社

幡守社 角田の西明神堂の小丘は四方の展望に適し麓なる老櫻の亂れで花の時人の心を酔はずに足る。

堀内屋敷

堀内屋敷 角田町大字横倉に在り今櫻場氏之れに住す永承の役伊具十郎之に居城を構へ遙かに衣川の貞任黒川の宗任等と呼應し頼義に抗せりと云ふ十郎斬殺せらるゝ時一切の寶物を此處に埋め樅樹三株を鼎字に植えて遺せりと傳ふ今尙ほ古器石矢等を發掘す此處より東

逆河

北左關を中心として花島の千人塚に至る間一帯古戰場なるべく屢武器を發見することあり奥州逆河、藤尾村に屬す今は僅に水を湛ふるのみにして逆流せざるも往古逆流して所謂逆河の稱ありし所以なり藤尾村に字壘の柵あり昔壘ノ略と呼べり潮水此邊に遡上せるを以て此名あり。

佐久良

櫻村の原名にして之を記録に徵するに第十三代成務帝即位し給ひてより専ら意を

國造縣造

民政に注がせらる全國の地勢に則りて之れを百四十四個國に分ち國造、縣主。稻置等の諸

稻置

役を任じて中央地方相往來せしものゝ如し時に皇子豐志麻命勅を奉じて以久後伊具の國造字に改む

大伊宿禰

となり今の櫻村に在りて東國を統べさせ給ひりと云ふ大化大寶大正四年より遡り大化千二の朝に百七十年千二百十四年以前

大伊宿禰

至りて本郡及附近を改めて石背國と爲す。

大伊宿禰

按ずるに桓武天皇の延暦四年大正四年より遡り千百三十三年以前大伴宿禰家持征東將軍として此地に來り更に多

大伊宿禰

賀城に據りし時家持名取以南の地を奏請せる事あり曰く名取以南十四郡僻在山海徵發不及

大伊宿禰

機會と左れば此の頃伊具郡は一帶沮洳地にして其の低き部分は所謂海に連續せる入江なり

大伊宿禰

しこと瞭かなり猶三笠女郎が家持に送れる歌に(萬葉集)

大伊宿禰

玉平山みものくの眞野の草原遠けれと後述の如く

大伊宿禰

深淵に影にして見ゆといふものを白山神社の御宇

北郷原野
一圓入江

と謂ふあり左れば家持此地に來れるは事實にして今の北郷邊一圓入江なりしや推察するに難からず逆川の稱ありしは此時代ならん。

臥牛城

臥牛城 角田町に在り今の中野校所在地回字形に築き石川大和伊達成實の後を襲ふて之に屯す。

柴小屋楯

柴小屋楯 小齋村に在り相馬の臣金澤備中桑折左馬之介之に居し後伊達氏の臣佐藤宮内少輔爲信之に據る。

丸森古館

丸森古館 丸森町字愛宕山に在り一名櫻ヶ岡と云ふ伊達十四世植宗公之に居りしことありと傳ふ後慶長年中伊達氏の臣高野伊岐之に據る。

鳥屋城

鳥屋城 丸森町に在り鳥屋は原名「トイヤ」にして夷語「トイヤ」は「湖丘」の義と譯す湖の傍なる丘に名けたるものなり往昔阿武隈川今の丸森字細内より南流して字大河内邊に至り更に東流して一大灣曲を成し字愛宕山下を北流して右折し更に東に流れて小齋に至り北流せり此の時代は此地館山に接續せしも後現今の如き流域に變せしを以て愛宕山と丸森町間の土地一度古川と成り後ち年代を経るに至りて湖沼と化す即ち此時代に於て「トイヤ」の名を附せられたるものならん伊達氏の家臣佐々定隆築て此處に屯す故に鳥屋城は佐々氏築城以後の名と知るを得べし。

金山寝牛城

金山寝牛城 金山町に在り天正年中相馬の臣佐藤將監之に居り後伊達氏の家臣中島伊勢襲

大橋古城

大橋古城 館矢間村に在り相馬家の臣細目修理之に居る此城一名戸館山と呼ぶ夷語沼の上の館山を意味す。

下館城

荒山城 西根村大字高倉に在り天正中伊達氏の臣石母田左衛門之に據る。

木沼城

下館城 西根村大字高倉に在り石母田の臣明智九郎右衛門之に住す。
木沼城 館矢間村大字木沼に在り人皇第十二代景行天皇の御宇角田郡太夫之に居る一書に源太夫とあり又夫を郎とも書す日本武尊幸臨あらせられし城にして館矢間村大字木沼に在り日本武尊其の館御發足の砌り郡太夫の女美し姫年十尊の御袂に取りすがり泣々涙ながらに一首かくなん

小保姫の歌

立別れ今日伊具ならば何時か又歸り木沼の程をゆかしき

女如斯詠じければ尊も取りあへず一首御口すさみ玉ふ

日本武尊御返歌

旅ころも早や立別れ伊具とても歸り木沼の程はあらしな

斯く口ずさみ玉へ名残りの袖を振切て御馬に召しつゝ東北を臨みて進發し玉ふとなり依て推考するに此時亙理郡に嚮はせられたるものゝ如し。

木沼村

木沼村 館矢間村大字木沼に在り今文政年中補植せし榎あり地を距る七尺許空虚にして水

を貯ふ故なく二年前より水を貯ふることなしと云ふ南山和尙の記あり左の如し。

伊具郡角田町南方一里許有一村曰木沼有一巨樹蓋七百年外物距地二傍中虚而貯水旱撈無

増減村依樹得名村之宗叫院藏鎌府文書有樹沼房之語則其所自來久矣文政中其樹無故而枯

焉樹沼院雄仙患地名失由欲碑而傳後焉采主石川君善共志屬余其記之因系以銘

以樹爲名。扶桑不忒。樹繼以石。名俱罔泐。

天保二年辛卯三月

南山老人識

松堂主人書

青葉城

青葉城 大内村字青葉に在り安倍貞任之に居る青葉は原名「ワオバ」にして往昔此地「ワオ」と鳴く鳥棲息す故に此名あり「ワオバ」は夷語なり。

矢野目塞

旭森 館矢間村大字木沼に在り宗叫院の第一の道場にして今の院地なり。

矢野目塞 小齋村の中央に在る平城なり天正四年七月九日伊達輝宗公亙理より伊具に出陣

せられ合子内鳥田村内及び矢野目に陣城を構へ堀を掘り矢來を結び以て本陣と爲し當時の相

馬領小齋、金山、丸森、館山等を謀りし處にして在城七年間當時政宗君も來城ありしと云

ふ。

首壇

首壇 小齋村字山口小字西の柵に在り壇三箇各壇の大き徑三間許あり之れ所謂冥加山及び

矢野目塞に於ける大合戦の際伊達勢討死したる者を相馬方にて之を集め積みて京観となせるものなりと其數數實に七百三十一級ありしと云ふ。

古碑 小齋村小字畑谷に一古碑在り地人石佛と呼ぶ天正九年四月十九日佐藤爲信變心兼に加擔の以後は輝宗政宗の兩公小齋城に座せらる金山城の北長者ヶ崎石佛、冥加山等に取出を構へ互理元安父子及び其外の人數と共に備へを立てさせたりと云ふ故に此石佛は之れ以前よりありしこと明かなり此古碑は口碑に西木戸太郎國衡の塚なりと碑文讀む能はず碑の西北二町許の處に國衡の首洗池と稱する池ありしが明治維新後は田に開墾して今は其形跡を失へり。

第三十三章 古今の人物

第一節 緒論

伊具の地古來人傑輩出す今伊具郡史を編するに當りて伊達家の功臣偉人を傳し併せて盛名の士女殉國の勇士及孝子等を列舉せんとす因に鹿兒島騷動及日清、日露、日露等の役に死せる陸海軍人其他題章の下に編纂する筈なりしも調査資料出版時までに蒐集す難く遺骸ながら之を省くこととせり本章に收めたるは二三の故人に止めぬ。

古今の人

石川駿河村滿 村滿君は角田七代の領主にして駿河と稱し父は大和村弘實永二年正月十六

日を以て臥牛館に生る學を佐久間洞巖に享け和漢の書に通じ又武道を勵み長じて領主と成るに及び小田村斗藏山上に鍛工場を設け名工を集めて武器を作らしむ一器成れば自ら銃を手にして甲冑を射以て其透射の度を檢する等深く意を文武の兩道に用ひたる明君なり君兒たりし時臣家に養はれ能く下情に通じ民庶に事厚く偶洪水ありて先代築く處の阿武隈川沿岸の堤防溢ふる君甚しく之を憂へ上置腹付の工事を企畫し其著手するや日夜精勵庶民を督し時に自ら上簣を肩にし激勵せらる工忽ちにして成り領民長く枕を高ふして眠るを得るに至る即ち舊角田領防水堤は四代宗弘の計畫に出で其の大半を了し七代村滿君に至り完成せるものにして眞に偉功と云ふ可し抑抑此の工事たるや實に莫大の費用を要し爲めに藩の財政亦苦痛を覺ゆるに至れり然れども學深き君は理財の道にも良く長じたるを以て銳意夫れが整理に意を致し窮乏せる財政をして恢復せしめたりと故に後世稱して角田中興の賢君と云ふ寛延二年九月七日卒し長泉寺に葬り徳明院秀山通賢大居士と溢す。

でて金山館主の家を嗣ぐ幼にして穎悟強記にして文事を好む大槻平泉に就て洛間の蘊を究め最史學に長ず中年に及んで以爲苟も身神州に生れ徒に皇道に疎なるは宜しき所にあらずと爲し専ら皇國の古典を研究し就中大日本史に至りては暗讀して誤りしことなく人皆其強記に嘆服せり此の他甲州の兵法を修め洋式の砲技及不易安盛牧田諸流の銃術に兼通し火箭發射の技に精技を得たり弱冠より藩主に仕へて近侍の班に列せり後參政に擧げられしも罷む氏は安政以來勤王の大義を唱へ専ら同志を叫合し數次藩主に建策し遂に京師に到り鞏下に建言する處あり乃ち勅使を奉じて歸藩せり然れども藩論多くは佐幕に傾きしかば極力其の妄を説き竊に藩主に請ふて再び京師に赴かんとせり然るに權臣等の忌憚する所となりて終に中止す其後盛に勤王の剛論を唱導せし爲め佐幕派より讒言百端遂に建白の趣旨首尾相違の廉を以て直に本職を剝奪され邸門を閉鎖して私交を禁斷するの罪に坐せり之實に文久癸亥正月二十八日なりとす氏茲に於て憤怨禁する能はず鬱悒日夜措く能はざるの境遇に在り遂に病を讓し此年七月十九日を以て歿せり。

第四節 佐藤右衛門爲信
 佐藤右衛門爲信 爲信君は藤原鎌足より三十五代の孫なり初め宇多郡磯部の地を領して磯部館に據る天正四年四月小齋邑中一千石を領して佐藤家の基を定む天正十九年六月二十四

小齋城主 爲信

日宗藩主伊達政宗登米郡佐沼攻落の時先陣となり胃の八幡座より敵弾に入り戦死す法諱正圓實法覺禪院と號す。

第五節 佐藤春信

佐藤平八郎春信(伊賀と號す) 爲信より十二代の孫にして佐藤家中興の明君なり博學多才にして能く藩政に心を注ぎ産業を興したり故に天保三年の大凶作に際し諸國に餓死する者ありしに獨小齋領内の村民は其の難を受けし者なかりき又た政事に心を傾け林子平と良く交り時事を談じたりと云ふ。

第六節 孝子平七

孝子平七は伊具郡西根村大字毛萱富澤屋敷の百姓平吉の長男にして寛文七年二月十日を以て其屋敷に生る平七十歳の時父病に罹りて四股の自由を失なひ母亦病床に在りたれば耕すべき五人組合の仕末高となり家計益貧困に陥る平七止むなく同村真言宗竹林寺に願出でて觀世音菩薩の御像を受け夫を近在に配札し辛ふじて親子三人の飢餓を凌ぎ居りしが十二歳の頃より或は山顛に攀ち登り溪谷に分け入りて枯枝を拾ひ之を大河原町方面に鬻ぎ得たる金錢を以て僅に食を購ひ醫藥を求めて父母を養ひり更に十四歳の冬より炭焼を學び夫より晝間間斷なく働き居りしが此處に村役人等の慈悲に頼りて安價の馬一頭を求め以後之れに

孝子平七

佐藤春信

て日市中に駄送しつつありしに其の年の十月母遂に病死せり雨の日風の夜亡き母の姿俤ばるるにつけ皺める父の顔を眺めては今は唯人知れず涙の袖を絞るより外なかりき爾後一入恩愛の情加はり炭駈送の際は父も諸共炭俵の上に連れ立つを例とせり郷人之を呼んで遠磨炭賣と稱へしと云ふ十六歳の年より組合仕末高の田地半ば耕すことを許され只管農事に勵む様になりしが老い行く父は日増に老耄を加へ一人留守居の徒然を厭ふやうになりしを以て野に出づる時も一緒に連れ立ち夏は樹蔭涼しい處冬は日光の暖かき場所を据え置きて父子片時も離るることなかりし亦四月二十五日には角田天満宮の例祭にて神輿山車など出で仙南第一の殷盛を極めれば平七は年年父を背負ふて見物せしめたり亦地頭石川家の館詰人夫となりて働きむたりしが少許の賃銀を得たれば之を以て日頃父の嗜む酒を買求め之を竹筒に入れて隠し置き業終つて一時も早く父の笑顔を見んものと急ぎ竹筒を見れば何者の所爲か一滴もなく呑み乾されたり依て詮方なく己れの著物を以て酒に代へて父が満足の色を見密かに心を慰めたることもあり或る時所用あつて白石町に越けるに之より先き父の切なる需めに由り馬一頭を買ひ求めざるを得ず平七元とより鏝一文の貯へなき身の如何にやせんと種種思案の末木馬を求めて歸り之を父平吉の前に差し出せり然るに父は憤然として色を爲し注文せしは生きたる馬なりとて狂氣の如く暴れ狂ふ平七今更迭ふ能はず其年の

上納に備へ置きたる年貢米を以て購ひ與へたり然るに種種工夫を凝らせるも年貢米は遂に滞納するの止むを得ざるに至り村役人及地頭の役人等に召され滞納不當の旨を詰問せらるる身となる平七據なくありのままを上申せしに意外にも役人等其至孝に感じ入り此の義を高役出入司並に家老職等に上告し亦地頭石川駿河の耳にも達し地頭より奉行職の亙理石見へ通ひ亙理石見より更に伊達家へ上聞に及べり乃ち地頭石川氏よりは平七の日徳心力を盡して父に仕へたる其至孝を嘉せられ享保十一年五月十一日出入司横澤半右衛門宅に召され褒美として御藏米十俵を終生賜はることとなり其寫は次の如し。

伊具郡毛 村御百姓 平 七

父母に孝行相盡候假委細相達御目候處奇特成者に被思召候依之御藏米拾俵其身一代被下置候事

右の外角田の地頭石川駿河守宗敬より御奉書を以て嘉賞せられたり其寫左の如し

伊具郡毛壹村貴紳御知行所百姓平七と申者父母に孝行仕候由被承段段用捨に被仕年貢等も指免被申候段相達御耳一般成被申付様様被思召候此處上も俵物其身一代被下置候此段申遣候旨御意に御座候

五月二十一日 亙理 石 見

駿河 殿

平七儀父母に孝行仕候品々石川駿河様よりも御賞被下平七持高七百八文より出ての御物成平七一生御年貢御免被下候猶更老父母孝養不相怠候様可仕旨御家老様より御書立を以て被仰渡候事

其の後平七に妻帯を勸むるものありしも平七は妻なりとも他人なれば自分の思ふ様孝養盡し難くなるべしとて堅く之を辭し一生妻を娶らずに終り寛保元年十一月十六日八十二歳の長壽を保つて死去せしと云ふ。

第七節

目黒喜平

伊具郡西根村長目黒喜平氏は天保九年正月十一日を以て本村大字高倉に生る文久六年十二月高倉村の肝入を拜命して以來或は村扱書記或は副戸長戸長等の公職に一身を供し明治二十二年市町村自治制の實施せらるるに當り一村の輿望を荷ふて村長に推選せられ爾來期毎に再選せられて明治四十一年一月迄勤續せり氏の職に膺るや孜々として倦まず怠らず雨風寒暑日曝祭日を問はず常に鞠躬如として五十年の長日月を村治に執掌し其間或は學校の設立教育機關の施設或は産業の獎勵道路の改修等より衛生思想の普及赤十字事業の擴張等其他有らゆる公共事業の爲めに百万奔走し加之日清日露の兩戰役及び明治三十八九年の大凶

目黒喜平

作に際して殆ど粉骨碎身の覺悟を以て事に當り窮民をして深く苦境に呻吟するを免れしめたりと云ふ氏の村民に接するや誠實懇篤にして恰も親の子に對するが如く村民の信望を一身に蒐めつつあるの概ありしと叙上の絶大なる功績に依り明治四十三年三月賞勳局より藍綬褒章を賜りたり其褒章記左の如し。

元宮城縣伊具郡西根村長

目 小黒 喜 平

資性溫良夙に村政に従ひ聲望あり町村制實施の際選まれて村長となり任滿つる毎に再選し其の職に在るや克く地方自治の發達を圖り力を道路の改修學校の増築村民の救済に竭し且學校及村基本財産を増殖し備荒蓄穀を獎勵し耕地を整理し惡疫を防遏し荒蕪を開墾する等公共の事務に勤務すること四十六年其勞効顯著なりとす依て明治四十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ其の善行を表彰せらる。

明治四十三年三月二十八日

賞勳局總裁從二位勳四等伯爵 正 親 町 實 正

復た明治四十一年一月村民有志者等の間に議成りて氏の頌德碑を目里氏の邸宅道路端に建て其不朽の功績を永く傳へらる而して退職後も閑地に居りながら常に村政に心を用へられ

郡役所

第三十四章 官衙及公署

郡役所 伊具郡役所は郡の中央角田町字天神町に在り郡長を法學士永井準一郎氏と云ふ。警察署 本郡内警署及巡查駐在所名稱位置及管轄區域左の如し。角田警察署は角田町字本町にあり現任署長を大場龜治氏と云ふ。

- 大内巡查駐在所 大内村
- 金山巡查駐在所 金山町
- 小齋巡查駐在所 小齋村
- 枝野巡查駐在所 枝野村大字島田
- 金津巡查駐在所 藤尾村大字金津
- 東根巡查駐在所 東根村
- 北郷巡查駐在所 北郷村
- 西根巡查駐在所 西根村

櫻 巡查駐在所

櫻村

櫻村一圓

- 小田巡查駐在所 館山間村大字小田
- 館山間巡查駐在所 館山間村
- 大張巡查駐在所 大張村大字川張
- 耕野巡查駐在所 耕野村

- 館山間村大字小田
- 館山間村
- 大張村大字川張
- 耕野村

- 館山間村の内館山方面山田
- 館山間村の内小田方面松掛
- 大張村一圓
- 耕野村一圓

裁判所出張所 仙臺區裁判所角田出張所は角田町字本町にあり所長を山内清之進氏と云ふ。小林區出張所 白石小林區丸森森林監守出張所は丸森町字高畑にあり。蠶業取締所角田支署 は字臺山に在り元角田稅務署跡にして眺望佳なるの地なり。右の外公署の名稱及び位置左の如し。

名 稱	位 置	所轄區域
角田町役場	角田町字道場町	角田町一圓
館山間村役場	館山間村館山	館山間村一圓
丸森町役場	丸森町字横町	丸森町一圓
筆甫村役場	筆耕村	筆甫村一圓
大内村役場	大内村	大内村一圓

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 金山町役場 | 金山町字御屋敷小路 | 金山町一圓 |
| 小齋村役場 | 小齋村 | 小齋村一圓 |
| 枝野村役場 | 枝野村大字島田 | 枝野村一圓 |
| 藤尾村役場 | 藤尾村大字金津町 | 藤尾村一圓 |
| 東根村役場 | 東根村字小坂 | 東根村一圓 |
| 北郷村役場 | 北郷村字岡 | 北郷村一圓 |
| 西根村役場 | 西根村字高倉 | 西根村一圓 |
| 櫻村役場 | 櫻村 | 櫻村一圓 |

第九編 伊具郡各町村志。〔下卷〕

第三十五章 角田町志

第一節 角田町沿革

角田町沿革

後冷泉帝の永承年中乃ち紀元一千七百年の頃伊具十郎永衡なる者陸奥の豪族安倍頼時の配下に在りて此地を管領せり當時の永衡の居城に就ては諸説紛紛として瞭かならざるも所領統轄の地理上の便宜と其要害の地たることより稽ふる時は現今角田中學校の敷地なる臥牛城

田手助三郎

輝宗怒つて改む

政宗金津城を抜く

址最も真に近きものの如し延いて南北朝時代に在りては伊達彈正大弼宗遠の領する所となりしが時に後醍醐天皇の建武三年足利尊氏叛し大崎伊豫守家兼を以て陸奥の探題となし此地を平定せしめんとせしかば伊達宗遠は帝の勅を奉じて國司北畠顯家に従ひ伊具刈田の諸郡を守りて屢軍功あり威を近隣に振へりと云ふ天文以後は田手助三郎時貫の領地なりしもの如し何んとなれば専福寺を専福沼より角田に移轉せしめたる如き斗藏山觀世音に奉納せる鉢の銘に斗藏山觀世音寄進鉢名伊具郡田手助三郎藤原時貫于時永祿二年庚申九月十六日とあるより見れば天文以後田手の領地なりしもの如く而して天正三年に至り角田の城主田手宗光叛きて相馬氏に通ずるに及び伊達輝宗（伊達氏十六世）大に怒つて自ら之を攻む偶輝宗其の父時宗と不和を生せしに依り志を果さず後最上義守伊達實元等と謀つて宗光と和を講じ其の子田手三郎宗時をして角田城に居らしむ然るに同九年相馬藩主相馬長門守義胤と伊達家との間に紛争起り互に伊具郡を相争ひり此に於て伊達輝宗其子政宗と共に板谷峠を踏え大森に向ひ進んで父子角田城に陣す夫れより金津城を抜き次で丸森を陥れ降て同十二年金山城をも攻め落し此處に全く伊達氏の領地となる天正九年政宗封を大崎葛西の舊領に移すに及び其臣伊達藤五郎成實に伊具十六邑を賜ひ角田の城主と爲す然るに成實の功勞諸將に擢んでたるにも拘らず位祿舊と異ならざるを以て心怏怏として樂まず遂に永

成實君小
田原に居

石川邦光
氏

郡區域編
成

最初の町
長川石氏

祿四年忽焉として高野山に潜み後相州小田原糟谷村に居住せり然れども政宗の招ぎに依りて再び此地に來り二萬石を以て亙理に封せらるるに至る伊達成實の居城は臥牛城なりしこと其家臣羽田右馬之助の邸宅が城門の表通り今の立町御堀端なる角屋敷なりし點より察するに些の疑ふべき所なきが如しと雖も一説に今の専福寺なりと傳へらる成實君去るに及び志田郡松山の城主石川大和昭光氏慶長三年十月此地に移り住みて臥牛館に據る爾後子孫相繼いで之に居り十二代を経て現今の石川邦光氏に至る本町は明治維新に際し盛岡藩の管轄となりたる當時の戸數僅に百九十八戸にして人口一千五十七人内男五百七十九人女四百七十八人馬五十一頭の小市街に過ぎざりき夫れより廢藩置縣に及び白石縣に配され明治二年十一月角田縣と成り郡役所を本町に設けられ同四年に至り仙臺縣所轄となり翌年一月宮城縣となり更に九年四月盤前縣と稱して盤城國平の管轄に編入せらる然るに同年九月二十一日再び宮城縣所管に歸して以來今日に至れり元と角田横倉豊室の三區なりしを明治十七年郡區域編成の際聯合して角田に戸長役場を置き同時に郡衙を此地に設けられ更に二十六年市町村制實施と共に合併して角田町と成る明治二十二年の最初の町長は石川邦光氏にして其後廣西徳郎森善太郎一條英一郎星見橋治鈴木柔藏の諸氏を経て大正三年三月より再び現任星見町長に至る現在行政區畫は二十一區に分たれ本町(一區)仲町(二區)天神町(三區)

中島、野田、南町、北町、立町、田町(四區)老ヶ崎、横倉(五區)豊室町等にして仲町、本町、天神町は最も繁華なり而して現任町長を星見橋治氏と云ふ。

第二節 位置地勢及交通

角田町は本郡の中央部に在りて阿武隈川の西岸に位し東は阿武隈川を隔てて藤尾村枝野村に相對し南は館矢間村西は西根村北は北郷村及櫻村に接し一帶の平地にして更に山嶽岡巒を見ず西部臥牛城址附近のみ僅に丘陵を成して西根村の山脈に連なる東西南北共に約一里三十町にして總面積千九十三町八反歩町内溝渠縱横に通じて排水最も便利なり殊に角田上水路は南館矢間より來り本町の南端に於て分流して町内各所に利便を與へ櫻村北郷村に入りて用水路を爲す鐵道馬車は館山を起點として本町の中部を過ぎり槻木町に至る槻木町へ三里丸森町へ二里にして地形上伊具郡の中心地を成し居るを以て物資の集散比較的頻繁にして常に殷賑を極めつつあり物貨の運輸は元と主に阿武隈川の水便に依りたるものなれど鐵道開通以後は全然鐵道輸送に依ることとなり唯大張村より搬出する薪炭のみ本町を通じて川舟にて亙理郡逢隈村及荒濱方面に運搬せらる。

第三節 戸口及土地

本町に於ける戸口は本籍人口六千七百四十人戸數一千三百五十六戸あり内農を業とするも

位置地勢
及交通

總面積

伊具郡の
中心

戸口及土
地

の五百九十三戸にして商業三百二戸蠶業二百七戸労働者五百五十四戸資産生計のもの十二戸あり而して土地は最近の調査に據れば田三百九十三町一反歩畑百七十七町一反歩宅地九十町六反歩山林二百九十七町三反歩合計九百五十七町一反歩にして土地百町歩以上を有するもの三人五十町歩以上を有するもの五人十町歩以上十五人五町歩以上三十二人あり地價等別にては三萬圓以上二人一萬圓以上二人五千圓以上四人三千圓以上三人千圓以上二十人五百圓以上四十八人百圓以上二百五十四人百圓未満四百二十六人にして地價所有者合計七百五十九人なり。

現住戸口

本郡の現住戸數七千五百卅六戸人口四萬八千二百五十九人あり由來農業本位の地方なるを以て大概農作を以て本業とするも古來養蠶業の先進地丈に蠶業を本業とし却つて農作を副業と爲すもの亦少なからず即ち郡内に於ける農作を本業とする者五千七十六戸養蠶を本業とする者百九十五戸あり農作を以て副業とする者七百九十四戸蠶業を以て副業とする者二千八百十戸あり其他漁業工業商業等の戸數は記すべき程のことなきも特に記すべきは本郡に労働者を以て本業とする者多きこと之なり即ち日雇專業の者七百七十四人副業とする者三百七十人の多きに達し居ることなり這は近年頻至の水災に罹り小作小農の家産を傾くる者殆ど枚擧す難きの状態を現出し一方には所謂大地主の他郡に比し多きが爲め土地兼併の趨

労働者

本郡の田
畑地積
別郡山林反

宗弘君

日夜庶民
を督す

勢著しきに源因す而して本郡の田地は三千三百八十六町六反歩畑三千六百七十七町九反歩宅地五百三十八町四反歩にして山林最も多く其反別一萬三千百一十一町七反歩なり而して畑の作付状態を見るに桑園最も多く約二千町歩にして次ぎは穀菽畑一千八百町歩餘蔬菜畑一千八百餘町歩其他は五十町歩内外にして之を本町に比較するに稍其十分の一とす。

第五節 角田館主の功業

石川大和宗弘君は角田藩主第四代にして幼名を國千代と稱し宗敬の世子なり母は伊達氏名は牟宇實に仙臺藩祖伊達政宗の第二女なり世世伊達氏一門の首席に列し角田郷二十九邑を領せり大和氏深く牧民に意を注ぎ荒蕪を拓き沮汝を疏鑿して良田數千町歩を開拓せしめて民力を増すこと大なり然るに伊具郡の巨川阿武隈河年年汎濫し領内爲めに水害を蒙ること夥し寛永十四年の洪水は最も甚しかりと君深く之を憂へ如何にもして此水患を絶んものと遂に意を決して領内に屬する阿武隈川沿岸南館矢間村より木沼角田梶賀櫻等數村を経て今の北郷村大字江尻に至る堤防築設を企畫し日夜庶民を督勵して數里の長堤を築設せり爾來今日に至る數百年間洪水の爲め悲惨の被害を免るる事を得たるは全く君の企てられたる偉業に因るものなり先年宮城縣下小學校に於て使用せる修身圖鑒中に石川氏自ら鍬を採りて庶民を督勵せる業を畫けるは實に此の築堤當時の該況を寫せるものなり君築堤工事の竣

宗弘君の詩

隈河注海免爲魚。無復洪波浸屋廬。十里長城堤築成。村村只合事菑餘。
元祿四年十一月二十八日君古稀の天年を以て歿す長泉寺に葬れり。

第六節 石川家系圖

石川家圖

清和天皇貞純親王經基滿仲頼親石川家頼親從四位下大和守頼遠福田次郎河内冠者有光石川冠者光祐藤田由太郎宗光駿河守基次郎大將時光宮内大將貞光美作守義光駿河守村光中務駿河守宗光治部大將成光中務駿河守尙光治部駿河守植光駿河守晴光從四位下修理大夫昭光大和守角田の祖先義宗遠江守宗敬民部大將駿河宗弘大和宗恒中務村弘宮内村滿大和村俊主馬村文大和村任村光義光邦光。

第七節 商事

商事

本町は鐵道の便なきのみならず製產品の他に輸送さるるもの少なく其特産物は生糸及び眞綿なるも之亦近年に至りて振はざるを以て商況甚だ緩漫なり故に商業の發達を圖るには團體的活動の必要なるを認め大正三年春商家の青年等百二十三年相集りて商業組合を組織し其總會の決議を以て追同金融機關を設立するの計畫を爲したり斯かる金融機關なりとも設立するに至らば多少活況を増すならんと期待さるると雖も由來本町は政治的には非常の發

達を爲し政治熱旺なるを以て政争亦激烈にして爲めに直接町民に影響する所なきも新に諸種の事業經營等に當り感情の融和を缺き協議容易に纏まらざるを常とし町の發展上從來夫れ等の爲めに共同一致のこと頗る困難なりしと云ふ。

第八節 生産力

生産力

大正四年度の統計に據れば本町の生産價額は米十萬二千四百一十一圓麥八千五百六十四圓大麥二千七百二十五圓果實五千三百三十四圓桑葉七千五百一圓繭三萬九千五百四十五圓其他を併せて農産額合計十七萬五千八百二十二圓畜産三千二百三十四圓林産千二百五十七圓蠶絲及眞綿四萬八千九百九十三圓蠶種六千四百二十圓其他四萬八千九百三十圓にして工産額合計十萬三千五百四十三圓總計二十八萬三千九百九十六圓の生産額にして一戸當り二百十六圓一人當り四十三圓なり就中主要物産として擧ぐべきものは蠶絲織物繭等なるも特産物と稱すべきものは更になし。

第九節 蠶業

蠶業

頻年米價の騰貴に伴ひ人夫賃銀は非常の暴騰を來し本町の如きは養蠶季節の勞銀を十年以前に比較するときは殆んど二倍の昂騰を見るに至り加之繭生絲等の値段は從來格別高調ならざるも蠶業は痛く衰頹に傾き桑園は郡内にて比較的多く總面積の大半を占め居るに拘

らす飼育戸數及び掃立枚數は近時著しく減退せるより年年莫大の桑葉過剩を呈するに至れり然るに過剩は却つて不足の姿にて他方よりの需用頗多く近村他郡若くは遠く山形方面より購求に來る者年毎に増加するに従ひ養蠶の飼育を排して賣桑一方に傾く者次第に多きを加へ今日に於て毎年桑葉の拂底に狼狽する有様なり現今賣桑用の桑畑反別は百町歩以上に達し而かも一人十町歩餘も所有する者あり恸かる傾向は下層民よりも寧大地主に多きもの如し然り町有力家等の間には目前の利益にのみ驅られ將來産業の發達を企圖するの氣風を見ざるは洵に遺憾の次第なり。

明治三十年以前は角田丸森館矢間の三ヶ所に蠶絲検査所の設けありて主に蠶絲検査監督の任に當られしも三十七年頃蠶病豫防法令の公布と共に從來の名稱は蠶病豫防事務所と改められ四十五年廢されて更に蠶病取締事務所となり支所を角田に置きて郡内を管轄する事となれり而して從來の如く蠶種の検査組の取締其他蠶種業者一切の取締を爲す從前該取締方針は地方民の氣受け悪しく支所と蠶種業者との間には大なる蟻りあり從て其成績も何等見る可きもの無かりしも近來は相互の連絡付きたるのみならず當業者喜んで取締法に服するの有様となれり其の影響は觀面成績の上に見れば四十四年頃迄は蠶種の病毒歩合百中八九

の割合なりしも大正元年には百中六となり同二年には三となりし状態となる古來伊具郡は福島縣伊達郡地方に近く養蠶地なるを以て蠶種業者も亦頗る多く盛んに他縣に供給したるものありしも蠶種の統一方針施行以來需用者俄然減少し現今は僅に當業者四十戸を數ふるに過ぎず然れども殘る四十戸は何れも著實なる經營法を執り熱心に桑樹の改良を圖り桑園の耕地整理等を勵行しつつあり中には蠶種統一組合を設くる等今後數年を出ずして顯著なる成績を現はすに至るべし。

第十一節 學事沿革

教育に關しては町民極めて熱心にして能く學校の爲め盡力するもの多く學校の計畫施設に關しては些の疑念を挾む者なし左れば教員等安心し以て自己の所信を實行するを得るの有り様なり之れ偏に舊藩時代に教育の旺盛なりし結果教育の重んず可き事町民の念頭に深く深染し居る故ならん文政元年舊主石川宗光君大に心を文武の道に用ひ白河藩士室井源二郎を聘して士民の教養に膺らしめ立町に校舍を建造して之を成教書院と名く曩に郡立實科高等女學校に使用せる校舎中正面及び本校舎之れなり當時室井氏は内容諸般の施設經營に當り學則を編成し茲に始めて規律ある教育を施すに至れり其學則は成教條約と稱し宗光君の手書せる者にして現に石川家に藏せらる其他領内遠隔の村には五ヶ所の舎員今の分教場教員の如きものを

邦光氏教
鞭を乗る

置て附近の子弟を教育せしむ明治二年領土奉還後に及び舊主石川邦光氏教育の廢頽せんこ
とを憂へ其筋の認可を得て該校舎に於て自ら教授の任に當り明治五年迄専ら町民の教養に
盡瘁せらる同六年四月始めて角田小學校開始せられ舊成教書院の建物をして之に充つ當時
の就學兒童九十九名なりし十六年三月生徒の編制を改めて初等中學高等の三級となりしが
漸次生徒數増加せるを以て町内有志の寄附に頼りて後ち二層の校舎を増築せり其後尋常高
等を分離して高等科は角田町及櫻村藤尾村枝野村等聯合して角田組合高等小學校と稱せら
れしことあり二十七年現在の敷地に新築校舎建築に著手し二十九年三月十九日之れに移轉
せり故に同校にては此の日を以て開校記念日となし居れり角田小學校創設以來今日に至る
迄校長の更迭十六回に及び現校長は角川訓導なり前校長佐藤兵藏氏は三十七年四月同校訓
導に就任し町民の信望に依りて四十四年九月校長を兼任するに至りたるも大正四年初夏亘
理郡視學に榮轉せり。

開校記念
日

第十二節 角田小學校狀況

大正三年

小學校現
況

角田小學校は横倉に分教場あり現在の兒童數合計千九十名内男六百五名女四百八十五名な
り教育費總額六千三百三十一圓にして町費全體の約三割九分を占む目下基本財産現金八千
二百七十九圓餘田十三町十一歩ありて現金は銀行預金に附し利殖を圖り田の小作料は現金

銀行に預
金す

に換算して徴收し之を基本金の中に積立てつつあり教育の方針は舊藩時代に於て最も努力
せる「重上親下」を基礎として忠實業に勤め共同事に従ふの基礎を附與せんことに努め兒
童の行ひ易き日常緊切なる事項を選んで各學年に配當し其の習慣を養成しつつあり。

第十三節 貧困兒童救濟

大正二年に於ける水害の結果學用品及び衣食等の窮乏に因り就學困難なるもの五十三名の
多きに達したるを以て町内有志の組織に係る佛教進德會は逸早く貧民と貧困兒童との救濟
に着眼し町内篤志者に寄附を募集し以て教科書雨傘衣服其他の學用品見積三十六圓餘を寄
贈せり左れば大正三年度新入學の兒童にして不就學のものなく就學兒童にても學用品不充
分の爲め學習に不便を感じるもの皆無の状態に在り亦湯屋業組合よりは今野房治氏の斡旋
に依りて貧困兒童の爲めに湯札一千枚の寄附あり毎週月曜木曜の二日間之を給與せしと云
ふ美舉なりと云ふ可し。

第十三節 角田上水

角田上水は町内到處所に排水路ありて之より下水を落し町の北端に於て居袋川に合し北郷
村江尻開門より阿武隈川に注ぐ外に角田上水は町の中部を貫流して日常の用水及び火防用
に備へらる此上水は明治三十九年より翌四十年に至る約一ヶ年を要して竣工したる本町の

貧困兒童
救濟

湯札寄附

角田上水

一大土木事業にして角田町及び館矢間村の境界に當りて大沼外六箇の溜池あり約一千町歩の地域を占め居りしが之を貯水池として空しく放擲し置くは町經濟より推算する時は洵に不生産的なるを以て明治三十八年頃より有志者相謀つて大沼外六ヶ沼開墾事業同盟會なるものを組織し大に其有利なることを唱道して極力町民に訴ふる所ありしも此の種事業たる素と地方事業として容易のことに非ず加ふるに慙かる大事業を企圖せる經驗なき所より之れが成功を危む者多く爲めに甲論乙駁町の内外に大紛擾を惹起せることありたり然れども其發起者たる高山善右衛門氏及び時の町長星見橋治氏等熱心に之が實現を謀り遂に町會の決議を経て三十九年四月四日起工式を擧げ其工事費四萬五千圓を勸業銀行より融通し四十二年以降十五ヶ年賦にて年七朱五分の利子を以て償還するの約を結べり其後工事に就きては多少の變更あり豫算も一萬五千餘圓の追加を爲すに至れるも遂に之を完成し大沼外其他の溜池の耕地整理をも漸行し克く當初の目的を貫徹することを得四十年四月十五日全部の落成を見たり其後前町長鈴木柔藏氏等熱心開墾事業に著手し既に百五十餘町歩の水田を得之に依りて收益の成算充分なるを確認したれば漸次全面積に及ぼさん計畫なり左れば其全部の開墾を完成せる曉は如何に安價に見積るも一萬五千圓以上の小作料を收領し得べく町經濟は最も確實なる基礎を發見せし次第なり此土木事業に對して誠意奔走したる高山善右

衛門氏の功績は實に没す可からざるものあり以來氏は高山上水翁と尊稱せらるるに至れり

第十五節 神 社

八幡神社

盤都嶺八幡神社 後冷泉帝の御代奥州の大將安倍頼時及其子厨川治郎貞任鳥海三郎康任同高四郎宗任等叛逆を起せるに依り永承五年伊豫守源頼義其嫡男八幡太郎義家等誅討の宣旨を蒙りて奥州に發向し伊具郡に於て屢合戦したるが陣中に於て山城國石清水八幡宮に戰勝を祈りて大に功あり遂に康平五壬寅年十二月二十九日安倍の一族を滅亡せしむるに至る依り頼義義家の父子相携へて京都に歸り其の功を帝に奏す後義家大に報本反始の志を起し石清水八幡宮の分靈を請ふて奥州所所に鎮座勸請する所あり即ち本社は其の一にして盤都嶺八幡宮と稱し郷中の産土神として崇敬せらる神職として吉田采女定義奉仕し且つ後年に至り遠藤某を仕せしめ天保三年石川宗弘より社領七石及び文化九年五石の地を供進せられ猶社費一切を石川家に於て支辨せりと云ふ。

岩清水八幡宮

神明社

神明社 本社は人皇四十四代元正天皇の養老二年勅に依りて奥州七ヶ處に伊勢の大神宮の御分靈を勸請せられたる其の一にして後第五十代桓武天皇の大同二年田村將軍利仁郷奥州探題として下向の際勅命を奉じて再建したり慶長年中石川家移住後當社は格別の古社なるを以て特に崇敬せられしことなり豊室鎮座村社二渡神社は明治四十二年六月合祀認可

天神社

老ヶ崎鎮座白山神社は同四十二年一月十一日合祀認可となり二社同年九月五日を以て遷座式並に昇格祭を舉行せり。

村社天神社 天之御中主神及び菅原道真公を祀る承暦二年奥州石川郡泉の庄へ勸請し後慶長三年十月領主石川家移住と共に當地に勸請したるものにして舊記に依れば後冷泉帝の御宇奥州の豪族安倍頼時の子厨川治郎貞任鳥海三郎康任同高四郎宗任等叛逆を起すに當り永承五年伊豫守源頼義征討の命を蒙りて奥州へ下向の砌り北野天満宮の冥助を祈りて大に軍功あり其後安倍の一族滅亡に依り其功を奏上し北野天満宮の分靈を請ふて奥州石川郡泉の庄に勸請し慶長三年十月石川昭光角田へ移住するに及び本社並に拜殿を新築せられ石川家の氏神と爲せり當時適任の神主なかりしを以て横倉出羽神社の神主菊池宮太夫清勝を轉勤せしめたりと云ふ祭禮は毎年四月二十五日なり。

愛宕社

愛宕神社 火結神を祀る社傳に據れば徳川幕府の崇敬ありしものにして屢金幣の奉納あり創立年代不詳なるも徳川十二代將軍家慶公天保年中黒田五左衛門黒田右近高根傳七郎等を奥羽巡見職として出張せしめたる時前例に由りて金幣を奉納し將軍家の武道長久を祈願せられ當時境内の泉水を以て茶を煎じ之を巡見職に供したりと領主石川家累代の崇敬祈願せし神社にて明治維新迄は年年金幣奉納及び祭事一切の費用並に社殿造營は凡て寄進せられ

幡守社

たりと祭禮は例年六月二十四日なり。

幡守神社 斗藏山への通路大沼の北岸中程明神堂と呼ぶ所に在る源氏の祖源經基石川氏の祖石川冠者有光及び角田の昭光を祀れる社にして幡守社と稱す祭例は毎年七月十日大別當は廣貞院なりしと現今は八幡社掌之を管掌す社殿の北方に當り昭光に殉死せる諸士の碑あり其の氏名は中村伊岐迎但馬鈴木善兵衛永窪越後岡田文吾三浦修理鎌田嘉右衛門等なり。

第十六節 寺 院

専福寺

専福寺 松龍山瑞應院時宗専福寺は一遍上人の開基にして弘安元年元小田村に創立す永祿十年中二十一世了縁和尚の時現在の地に移轉せり開基より當代泰朋和尚迄實に十一世六百三十六年を経たり什物には開基一遍上人被著の法衣あり之を阿彌衣と稱す寶歷年間角田風土記に依れば「開山宗祖一遍上人建治三年諸國修行の折小田村に於て道場を開基す然るに領主田手助三郎天正中往古の地所を本郷に移轉す開闢以來四百八十八年開山より當寺まで三十世」云云

開山祖
一遍上人

長泉寺

長泉寺 高源山曹洞宗長泉寺の開山は即庵宗覺禪師俗性は源氏にして相州鎌倉の人なり相州の大雄山最乗寺春屋和尚の弟子にて父は覺念と云ひ母は藤原氏の出なりしと永享八年東山道石川に開臺せるを慶長三年石川家來住と共に石川より角田に引移し開山以來三百四十

薬王寺

餘年を経、末寺三十四個を有す現住職は鳥海是祥師なり。
薬王寺 醫王山寶鏡院薬王寺は相州醍醐報恩院の末流にして弘仁年中弘法大師の石川郡泉の庄に開基したるもの石川家代代の祈願所にて天正年中大和守昭光仙臺領に引移り慶長三年角田拜領の際石川郡より本尊を遷座せるものなり。

安養寺

安養寺 角田町村社八幡神社の北側に在り石川斧三郎氏邸内は此の寺の古址なりと明治維新當時住僧淨純なる人還俗して石川豊見と改め斗藏山鎮座白山神社の神主となりてより自然安養寺は廣寺となり堂宇等の残れるものなし此の寺に關し寶歴年間の角田風土記に據れば桂光山金剛院真言宗安養寺と稱し石川大和の祈願所にして「往昔東山道石川郡川邊の古跡なり開闢の歴代遙かにして開基詳かならず數代の後慶長三丁酉石川大和守昭光角田に引き移りの砌り隨身の祈願所なり時の僧侶一桂法師有眞より當住まで三十世なり」云々。

廣貞院の櫻

廣貞院の櫻 角田町より斗藏山への通路大沼北堤防下に枝垂櫻の古木あり往時は處に廣貞院と稱する寺ありしと云ふ大沼を隔てて遙に觀音堂と稱する小丘あり之には子安の觀世音を安置せるが廣貞院は其の別當なりしと又幡守社の大別當なりとも傳へらる。

臺山

臺山 角田町西端に高處ありて臺山と云ふ其の出所に付傳ふる所に依れば長泉寺中興の僧に臺山文重和尚といへる名僧ありしが年老いて此の山上に庵せるより起れりと而して山上

重光院 飲料水

には同和尚の碑と石川家の碑あり往時此の山上に鐘堂を設け一時間毎に打鐘して時を報せしが此の鐘は元と石川氏が村社八幡社に寄進せるものなりしに神佛分離の際神社に鐘を吊すは梵鐘に準ずるものなりとて禁せられたるに依り近傍の山に打捨て置きしを町内の有志者等相謀りて之を譲り受け臺山に吊して時を報ずるに用ゐ明治二年角田縣の際打鐘者の爲めに屋敷を與へて使役し來りしが町村制實施以後町費を以て月額三圓を支給して未だに午前六時より午後十時に至る毎時打鐘することなれり。

重光院 臺山の下に重光院の井戸と稱し好飲料水の湧出する井戸あり角田町は從來飲料水悪しく現今町家の多くは一荷幾錢を投じて購ひ居るが其の賣買の水は多く此の井戸より供給す重光院は元和年中宥長上人の開基にして寶歴年間まで八代相續し其後何時頃まで繼續したりしかは不明なり。

妙見社

妙見神社 角田小學校附近に妙見神社と稱する小祠あり口碑に依れば相馬氏所領當時祀れるものにして同所に大なる土手ありて仙臺領と相馬領との境界たりしと傳へらる。

音塚

羽田右馬之助首塚 天正年間伊達政宗相馬家と伊達郡を争へる時其臣伊達成實功勞諸人に冠たりしに拘らず位秩何等舊と異なるなきを以て遂に不平を抱いて高野山に出奔せること前述の如くなるが更に地方の口碑に依れば成實出奔に先ち思ふ所ありて老臣羽田右馬之助